

官報

号外 昭和二十五年四月三十日

○第七回 参議院会議録第四十八号

昭和二十五年四月二十九日(土曜日)午前十時三十九分開議	議事日程 第四十六号
午前十時開議	午前十時開議
第一 富裕税法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)	第一 富裕税法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
第一 米国対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)	第一 米国対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
第二 昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)	第二 昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
第三 刑事権の職権の特例等に関する法律案(伊達源一郎君外九名発議)(委員長報告)	第三 刑事権の職権の特例等に関する法律案(伊達源一郎君外九名発議)(委員長報告)
第四 土地管理法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)	第四 土地管理法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
第五 関税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)	第五 関税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
第六 国家公務員等の旅費に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)	第六 国家公務員等の旅費に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
第七 税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)	第七 税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
第八 改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)	第八 改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
第九 昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期納期の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)	第九 昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期納期の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
第十 国家公務員の職階制に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)	第十 国家公務員の職階制に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
第十一 公務員に超過勤務手当完全支給指定地域より除外反対の請願等に関する請願(二十一件)(委員長報告)	第十一 公務員に超過勤務手当完全支給指定地域より除外反対の請願等に関する請願(二十一件)(委員長報告)
第十二 公務員の職階級頭打ち号俸是正に関する請願(委員長報告)	第十二 公務員の職階級頭打ち号俸是正に関する請願(委員長報告)
第十三 生活保護法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)	第十三 生活保護法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
第十四 日本国鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)	第十四 日本国鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
第十五 増減及び現在額総計算書(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)	第十五 増減及び現在額総計算書(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
第十六 昭和二十三年度国有財産増減(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)	第十六 昭和二十三年度国有財産増減(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
第十七 国書館運営委員長報告(委員長報告)	第十七 国書館運営委員長報告(委員長報告)

第一九 国立病院医師の待遇改善に関する請願(委員長報告)

第二〇 埼玉県鳩巣町の地域給引上げに関する請願(委員長報告)

第二一 公務員の地域給改訂に関する請願(委員長報告)

第二二 国立療養所職員の給與改善に関する請願(委員長報告)

第二三 旗等の物品税免税点引上する請願(委員長報告)

第二四 船舶漁港拡張工事施行に関する請願(委員長報告)

第二五 松川漁港築港に関する請願(委員長報告)

第二六 瀬戸内海漁業の行詰り打開に関する請願(委員長報告)

第二七 和歌山県須江漁港場擴張工事費等國庫補助に関する請願(委員長報告)

第二八 洋漁業転換長期資金融通に関する請願(委員長報告)

第二九 千葉県御宿漁港修築費國庫補助に関する請願(委員長報告)

第三〇 波崎漁港修築費國庫補助に関する請願(委員長報告)

第三一 九十九里浜沿岸漁業の遠洋漁業転換長期資金融通に関する請願(委員長報告)

第三二 和歌山県須江漁港場擴張工事費等國庫補助に関する請願(委員長報告)

第三三 旗等の物品税免税点引上する請願(委員長報告)

第三四 協同組合に対する課税免

除または軽減の請願(委員長報告)

第三五 農業協同組合に対する課税軽減の請願(委員長報告)

第三六 農業課税の適正化に関する請願(委員長報告)

第三七 身辺細貨の物品税を小充課税に改正の請願(委員長報告)

第三八 生活協同組合および労働組合に課税反対の請願(委員長報告)

第三九 生活協同組合および労働組合に課税反対の請願(委員長報告)

第四〇 勤労学生の所得中一部所得稅免除に関する請願(委員長報告)

第四一 衛生かばんの物品税課稅対象明確化に関する請願(委員長報告)

第四二 洋画の類似および酒架、絵具箱等の物品税課稅減に関する請願(委員長報告)

第四三 岩手県下漁港の災害復旧工事促進に関する請願(委員長報告)

第四四 岩手県下漁港の災害復旧工事促進に関する請願(委員長報告)

第四五 岩手県下漁港の災害復旧工事促進に関する請願(委員長報告)

第四六 釜石漁港修築工事促進に関する請願(委員長報告)

第四七 渔船保險事業の經營刷新に関する請願(六件)(委員長報告)

第六一 唐津港に公共船員職業安 定所設置の請願 (委員長報告)	第六二 自動車行政の地方公共團 体移譲反対に関する請願 (委員長報告)
第六三 四国循環鉄道開通促進に 関する請願 (委員長報告)	第六四 気象官署の定員増加に關 する請願 (委員長報告)
第六五 油津港に公共船員職業安 定所設置の請願 (委員長報告)	第六六 中國勝山、南谷両駅間に 鉄道敷設促進の請願 (委員長報告)
第六七 相生、西大寺両駅間の鐵 道敷設工事再開に關する請願 (委員長報告)	第六八 造船科学技術綜合研究所 設置に關する請願 (委員長報告)
第六九 莓子の統制撤廃に関する 請願 (委員長報告)	第七〇 相生、西大寺両駅間の鐵 道敷設工事再開に關する請願 (委員長報告)
第七〇 毛織物の差益金免除に關 する請願 (委員長報告)	第七一 塗料の統制撤廃に関する 請願 (委員長報告)
第七二 国産油脂の統制解除に關 する請願 (委員長報告)	第七三 大豆を除く豆類の統制お よび公定価格廃止に関する請願 (委員長報告)
第七四 労務者用配給物資に特別 価格設定の請願 (委員長報告)	第七五 労務用物資に特別価格設 定の請願 (委員長報告)
第七六 肥料価格引上げ反対に關 する請願 (委員長報告)	第七七 労務用物資に特別価格設 定等の請願 (委員長報告)
第七八 朝鮮に對する貿易政策を 朝鮮を省略いたします。	第七九 公務員の給與ベース改訂 に関する陳情 (二件) (委員長報告)
第七九 朝鮮に對する貿易政策を 朝鮮を省略いたします。	第八〇 公務員の超過勤務手当完 全支給に關する陳情 (委員長報告)
第八〇 公務員の超過勤務手当完 全支給に關する陳情 (委員長報告)	第八一 久慈漁港修築に關する陳 情 (委員長報告)
第八一 久慈漁港修築に關する陳 情 (委員長報告)	第八二 大川河口帆之瀬港修築に 關する陳情 (委員長報告)
第八二 大川河口帆之瀬港修築に 關する陳情 (委員長報告)	第八三 売津漁港整備費全額國庫 補助に關する陳情 (委員長報告)
第八三 売津漁港整備費全額國庫 補助に關する陳情 (委員長報告)	第八四 漁船保險事業の經營刷新 に関する陳情 (委員長報告)
第八四 漁船保險事業の經營刷新 に関する陳情 (委員長報告)	第八五 漁区拡張に關する陳情 (委員長報告)
第八五 漁区拡張に關する陳情 (委員長報告)	第八六 魚類卸売市場手数料引上 げ反対に關する陳情 (委員長報告)
第八六 魚類卸売市場手数料引上 げ反対に關する陳情 (委員長報告)	第八七 開港場埠港の維持に関する 陳情 (委員長報告)
第八七 開港場埠港の維持に関する 陳情 (委員長報告)	第八八 深浦港に防波堤建設の陳 情 (委員長報告)
第八八 深浦港に防波堤建設の陳 情 (委員長報告)	第八九 五大都市の交通行政に關 する陳情 (委員長報告)
第八九 五大都市の交通行政に關 する陳情 (委員長報告)	第九〇 副議長(松崎喜作君) 諸般の報告は 朗読を省略いたします。
第九〇 副議長(松崎喜作君) 諸般の報告は 朗読を省略いたします。	第九一 判事補の職權の特例等に關する法律 の一部を改正する法律案 (伊藤修君 外五名発議) 法務委員会に付託 運輸省設置法及び日本国有鐵道法の 一部を改正する法律案
第九一 判事補の職權の特例等に關する法律 の一部を改正する法律案 (伊藤修君 外五名発議) 法務委員会に付託 運輸省設置法及び日本国有鐵道法の 一部を改正する法律案	第九二 文部委員 同 横田政次君 農林委員 同 木下源吉君 水産委員 同 伊龍君 鶴川 諸貢君

成するに至らず、しかもその原因が同法の不備に基くことは、議院運営委員会に於ける審査の結果に徴するも各党の一一致せる見解なること明らかである。よつて公共企業体労働関係法の改正のため必要な調査を行うを要する。

〔異議なし」と附ふる者あり。○副議長松崎作君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。大蔵委員長木内四郎君。

附録に掲載

意見の聽取、資料の收集を行う。
内外諸文献の検討、調査を行う。
一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、參議院規則第三十四條第一項により要求す

昭和二十五年四月二十六日

参議院議長佐藤尚武殿

会議を開きます。

第二　米国支日換取見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び有林野事業特別会計に対する繰入金

びに日本国有鉄道に対する交付金における法律案、日程第三、昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担に関する法律案、日程第四、貴國管理法案、日程第五、閏税法の一を改正する法律案、日程第六、國家

第六章 再調査、審査及び訴訟
 (第二十六條—第三十條)

第七章 雜則 (第三十一條—第四十一條)

第八章 罰則 (第四十二條—第四十八條)

附則

第一章 総則

(納稅義務者)

第一條 左に掲げる者は、この法律により、富裕税を納める義務がある。

一 課税時期 (毎年十二月三十一日午後十二時をいう。以下同じ。)においてこの法律の施行地に住所を有し、又は一年以上居所を有する個人。

二 前号の規定に該当しない個人で課税時期においてこの法律の施行地にある財産を有するもの

(課税財産の範囲)

第一條 前條第一号の規定に該当する者については、その者の有する財産の全部に対し、富裕税を課する。

五 合同運用信託 (信託会社又は信託業務を兼営する銀行が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。以下同じ。)に関する権利については、その信託の引受けした營業所の所在

第六條 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権については、その登録をした機関の所在

七 前各号に掲げる財産を除外する。營業上又は事業上の権利については、その營業所又は事業所の所在

八 前項各号に掲げる財産以外の財産の所在については、権利者の住所による場合による。

一 動産若しくは不動産又は不動産の上に存する権利について

二 前項各号に掲げる財産の所有者については、当該各号に規定する場合による。

三 祖父母と未成年の孫 (その孫に配偶者又は子のない場合に限る。) 二 親と未成年の子 (その子に配偶者又は子のない場合に限る。)

四 前項第二号及び第三号の場合において、その孫に親のない場合又はその孫と親が生計を一にしていない場合に限る。)

五 前項に規定する定期金給付契約又は生命保険契約で左の各号の一に該当するものについては、同項

六 合同運用信託 (信託会社又は信託業務を兼営する銀行が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。以下同じ。)に関する権利については、その信託の引受けた者

七 前各号に掲げる財産を除外する。營業上又は事業上の権利については、その營業所又は事業所の所在

八 前項各号に掲げる財産以外の財産の所在については、権利者の住所による場合による。

一 動産若しくは不動産又は不動産の上に存する権利について

二 前項各号に掲げる財産の所有者については、当該各号に規定する場合による。

三 祖父母と未成年の孫 (その孫に配偶者又は子のない場合に限る。) 二 親と未成年の子 (その子に配偶者又は子のない場合に限る。)

四 前項第二号及び第三号の場合において、その孫に親のない場合又はその孫と親が生計を一にしていない場合に限る。)

五 前項に規定する定期金給付契約又は生命保険契約で左の各号の一に該当するものについては、同項

二 鉱業権又は砂鉄権について
 は、鉱区又は砂区の所在

三 漁業権又は入漁権について
 は、漁場に最も近い沿岸の属する市町村又はこれに相当する行政区画

四 金融機関に対する預金、貯金、積金又は寄託金で政令で定めるものについては、その預金、貯金、積金又は寄託金の受入をした營業所又は事業所の所在

五 第一項第二号及び第三号の場合において、その子又はその孫とその父又は母の配偶者又は配偶者の父又は母の配偶者又は配偶者の孫との間に親子の関係があり、又はあつたものとみなす。

六 第一項第二号及び第三号の場合において、その子又はその孫とその父又は母の配偶者又は配偶者の父又は母の配偶者又は配偶者の孫との間に親子の関係があり、又はあつたものとみなす。

七 第一項第二号及び第三号の場合において、その子又はその孫とその父又は母の配偶者又は配偶者の父又は母の配偶者又は配偶者の孫との間に親子の関係があり、又はあつたものとみなす。

八 第一項第二号及び第三号の場合において、その子又はその孫とその父又は母の配偶者又は配偶者の父又は母の配偶者又は配偶者の孫との間に親子の関係があり、又はあつたものとみなす。

九 第一項第二号及び第三号の場合において、その子又はその孫とその父又は母の配偶者又は配偶者の父又は母の配偶者又は配偶者の孫との間に親子の関係があり、又はあつたものとみなす。

十 第一項第二号及び第三号の場合において、その子又はその孫とその父又は母の配偶者又は配偶者の父又は母の配偶者又は配偶者の孫との間に親子の関係があり、又はあつたものとみなす。

十一 第一項第二号及び第三号の場合において、その子又はその孫とその父又は母の配偶者又は配偶者の父又は母の配偶者又は配偶者の孫との間に親子の関係があり、又はあつたものとみなす。

十二 第一項第二号及び第三号の場合において、その子又はその孫とその父又は母の配偶者又は配偶者の父又は母の配偶者又は配偶者の孫との間に親子の関係があり、又はあつたものとみなす。

十三 第一項第二号及び第三号の場合において、その子又はその孫とその父又は母の配偶者又は配偶者の父又は母の配偶者又は配偶者の孫との間に親子の関係があり、又はあつたものとみなす。

十四 第一項第二号及び第三号の場合において、その子又はその孫とその父又は母の配偶者又は配偶者の父又は母の配偶者又は配偶者の孫との間に親子の関係があり、又はあつたものとみなす。

十五 第一項第二号及び第三号の場合において、その子又はその孫とその父又は母の配偶者又は配偶者の父又は母の配偶者又は配偶者の孫との間に親子の関係があり、又はあつたものとみなす。

十六 第一項第二号及び第三号の場合において、その子又はその孫とその父又は母の配偶者又は配偶者の父又は母の配偶者又は配偶者の孫との間に親子の関係があり、又はあつたものとみなす。

十七 第一項第二号及び第三号の場合において、その子又はその孫とその父又は母の配偶者又は配偶者の父又は母の配偶者又は配偶者の孫との間に親子の関係があり、又はあつたものとみなす。

十八 第一項第二号及び第三号の場合において、その子又はその孫とその父又は母の配偶者又は配偶者の父又は母の配偶者又は配偶者の孫との間に親子の関係があり、又はあつたものとみなす。

十九 第一項第二号及び第三号の場合において、その子又はその孫とその父又は母の配偶者又は配偶者の父又は母の配偶者又は配偶者の孫との間に親子の関係があり、又はあつたものとみなす。

二十 第一項第二号及び第三号の場合において、その子又はその孫とその父又は母の配偶者又は配偶者の父又は母の配偶者又は配偶者の孫との間に親子の関係があり、又はあつたものとみなす。

四、前三号に掲げる債務を除く

外、その者か課税時期において

この法律の施行地に事業所又は

事業所を有している場合におい

ては、当該事業所又は事業所に

係る營業上又は事業上の債務

五、前四号に掲げる債務を除く

外、課税時期においてこの法律

の施行地に住所又は居所を有す

る個人に対する債務及び課税時

期においてこの法律の施行地に

事業所又は事業所を有する法人

に対する債務で当該事業所又は

事業所との間に生じたもの。

3、同居親族については、前二項の

規定により課税価格を計算する場

合において、同居親族のうち、そ

の債務の金額がその財産の価格を

超過するときは、前二項

の規定にかかるらず、政令の定め

するところにより、その超過額を他

の一人又は数人の同居親族の課額

価格から控除し、その控除後の金

額を、それぞれその同居親族の課

稅価格とする。

4、第一條第二号の規定に該当する

者については、課税時期において

有するこの法律の施行地にある財

産の価額から、課税時期において

現に存する債務で左に掲げるもの

の金額を控除した金額を課税価格

とする。

二、第二項第二号から第四号まで

に掲げる債務

(控除すべき債務)

第六條、前條の規定により課税価格

官報号外 昭和三十五年四月三十日 参議院会議録第四十八号 富裕税法案外八件

を計算する場合において、その金額を控除すべき債務は、確定と認められるものに限る。

2、前條の規定により課税価格を計算する場合において、その金額を控除すべき公租公課の金額は、課税時期において債務の確定しているもの、金額の外、当該課税時期を含む年における所得（所得税額を計算の際當該所得に加算される前年以前の所得を含む。）、相続、贈與その他の行為及び附加価値につき所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）、相続税法（昭和二十五年法律第号）、資産再評価法（昭和二十五年法律第号）、砂糖消費税法（明治三十四年法律第十三号）、骨牌税法（明治二十五年法律第四十四号）、酒税法（昭和十五年法律第三十五号）、物品税法（昭和十五年法律第四十号）、揮发油税法（昭和二十四年法律第四十四号）又は地方税法（昭和二十五年法律第二号）の規定により課せられるべき税額で政令で定めるものを含むものとする。

（非課税財産）

3、第一項第四号に掲げる財産（前

第七條の規定による課税価格の計

算上、財産の価額に算入しない。

一、皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）第七條の規定により

同居親族については、その有す

るこれらの財産の価額の合計額

（同居親族について、その有す

これらの財産の価額の合計額）

が百万円をこえる場合において

は、その百万円をこえる部分の価

額は、第一項の規定にかかるわら

ず、第七條の規定による課税価格

の計算上、財産の価額に算入す

る。

4、第一項各号に掲げる財産の取

得、維持又は管理のために生じた

債務の金額（第二項の規定の適用

を受ける財産に係るこれらの債務

の金額及び前項の規定の適用を受ける財産に係るこれらの債務の金額のうち同項の規定により課税価

格の計算上財産の価額に算入する

部分の価額に応する部分の金額

を除く。）は、第七條の規定によ

る課税価格の計算上、債務の金額

を計算する場合において、その金

額を控除すべき債務は、確定と認

められるものに限る。

四、國宝保存法（昭和四年法律第

四号）又は史蹟名勝天然紀念

物保存法（大正八年法律第四十

四号）の規定により國宝又は史

蹟、名勝若しくは天然紀念物と

して指定されたもの及び重要美

術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定により重要な美術品として認定されたもの。

五、もつばら學術の研究の用に供する書籍、標本及び機械器具

六、生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の動産で大蔵省

令で定めるもの

（免稅点）

4、第一項各号に掲げる財産の取

得、維持又は管理のために生じた

債務の金額（第二項の規定の適用

を受ける財産に係るこれらの債務

の金額及び前項の規定の適用を受

ける財産に係るこれらの債務の金額

のうち同項の規定により課税価

格の計算上財産の価額に算入する

部分の価額に応する部分の金額

を除く。）は、第七條の規定によ

る課税価格の計算上、債務の金額

を計算する場合において、その金

額を控除すべき債務は、確定と認

められるものに限る。

（地上権及び永小作権の評価）

第十三條 地上権（借地法（大正十年

法律第四十九号）に規定する借地

権に該当するものを除く。以下同

じ。）及び永小作権の価額は、そ

の残存期間に応じ、その目的とな

つている土地の課税期間における

これらの権利が設定されていない

場合の時価に、左に掲げる割合を

乗じて算出した金額による。

（地上権）

五、もつばら學術の研究の用に供する書籍、標本及び機械器具

六、生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の動産で大蔵省

令で定めるもの

（免稅点）

五、もつばら學術の研究の用に供する書籍、標本及び機械器具

六、生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の動産で大蔵省

令で定めるもの

（免稅点）

五、もつばら學術の研究の用に供する書籍、標本及び機械器具

六、生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の動産で大蔵省

令で定めるもの

（免稅点）

ものを除く外、課税時期における財産の価額は、その時における時価により、課税時期における財産

の価額から控除すべき債務の金額

は、その時の現況による。

（地上権及び永小作権の評価）

第十三條 地上権（借地法（大正十年

法律第四十九号）に規定する借地

権に該当するものを除く。以下同

じ。）及び永小作権の価額は、そ

の残存期間が二十年をこえ五年

以下のもの 百分の二十

以下もの 百分の十

五年以下のもの 百分の五

残存期間が三十年をこえ三十年

以下のもの 百分の二十一

残存期間が二十年をこえ二十年

以下のもの 百分の三十二

五年以下のもの 百分の三十三

残存期間が二十五年をこえ二十五

以下のもの 百分の三十四

十年以下のもの及び地上権

残存期間が三十年をこえ三十年

以下のもの 百分の三十五

五年以下のもの 百分の三十六

残存期間が三十年をこえ三十年

以下のもの 百分の三十七

五年以下のもの 百分の三十八

残存期間が三十年をこえ三十年

以下のもの 百分の三十九

五年以下のもの 百分の四十

残存期間が三十年をこえ三十年

以下のもの 百分の四十一

五年以下のもの 百分の四十二

残存期間が三十年をこえ三十年

以下のもの 百分の四十三

五年以下のもの 百分の四十四

残存期間が三十年をこえ三十年

以下のもの 百分の四十五

(有価証券の評価)

第十四条 有価証券(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第一項及び第二項に規定する有価証券をいう。)の価額は、証券取引所に上場されているものについては、同法第二百二十二条第二項の規定により公表されたその年十二月中の毎日の最終価格の平均額による。

(定期金に関する権利の評価)

第五十五条 課税時期において現に存する郵便年金契約その他の定期金給付契約でその時までに定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額は、左に掲げる金額による。

一 有定期金について

残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき給付金額の総額に、左に掲げる割合を乗じて算出された金額。但し、一年間に受けるべき金額の十五倍をこえることができない。

百分の七十

残存期間が五年以下のもの
百分の六十
残存期間が十年をこえ十五年以下のもの
百分の四十
残存期間が二十五年をこえ三十五年以下のもの
百分の三十
残存期間が五十五年をこえるもの
百分の二十

二 無期定期金について

一年間に受けるべき金額の十五倍に相当する金額

三 終身定期金については、その目的とする年齢に応じ、一年間に受けるべき金額に、左に掲げる倍数を乗じて算出した金額

二十五歳以下の者 十一倍
二十五歳をこえ四十歳以下の者 八倍
四十歳をこえ五十歳以下の者 六倍
五十歳をこえ六十歳以下の者 四倍
六十歳をこえ七十歳以下の者 二倍
七十歳をこえる者 一倍

4 第一項に規定する定期金給付契約に関する権利で、その目的とされた者の生存中定期金を給付し、且つ、一定期間内にその者が死亡したときはその権利者又はその遺族との他の第三者に対し当該期間中継続して定期金を給付する契約に基づくものの価額は、同項第一号に規定する定期定期金として算出した金額又は同項第三号に規定する定期定期金として算出した金額のいずれか高い方の金額による。

5 前各項の規定は、恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定による恩給に関する権利その他定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のものの価額の評価について準用する。

2 前項に規定する定期金給付契約に関する権利で同項第三号の規定の適用を受けるものにつき、その目的とされた者が課税時期後第八條第一項から第三項までに規定する申告書の提出期限(同條第七項の規定の適用がある場合には、同項の規定により延長された期限)までに死亡し、その死亡に因

りその給付が終了した場合においては、当該定期金給付契約に関する郵便年金契約その他の定期金の権利の価額は、前項第三号の規定にかかるらず、その権利者が課税時期後給付を受けた又は受けべき金額(当該権利者の遺族その他の第三者が当該権利者の死亡に因り給付を受けるときは、その給付を受けた又は受けるべき金額を含む。)による。

第六条 課税時期において現に存する郵便年金契約その他の定期金給付契約でその時までに定期金給付事由が発生していないものに関する権利の価額は、その掛金の拂付開始の時から課税時期までの経過期間に応じ、課税時期までに拂い込まれた拂金の合計金額に、左に掲げる割合を乗じて算出した金額による。

第三章 申告及び納付(申告)

第十八条 第一條の規定に該当する者は、課税価格が五百萬円をこえる場合(同居親族については、その課税価格を合算した金額が五百萬円をこえる場合)においては、翌年二月一日から同月末日までに、課税価格、富裕税額その他政令で定める事項を記載した申告書を、納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 第一項の規定に該当する者が課税時期後申告書の提出前に死亡した場合は、その相続人は、その相続の開始があつたこと

経過期間が五年以下のもの

百分の九十

経過期間が五年をこえ十年以下のもの 百分の百十

経過期間が十五年をこえるもの 百分の百十

経過期間が二十年をこえ十五年のもの 百分の百十

経過期間が三十年をこえ二十年のもの 百分の百十

経過期間が三十年をこえ三十年のもの 百分の百十

を知つた日の翌日から四月以内に、被相続人に係る富裕税について申告書を被相続人の納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。この場合における申告書の記載事項、相続人が二人以上ある場合の申告の要領その他必要な事項については、政令で定める。

5 同居親族のうち第一項の規定に該当する者が二人以上ある場合においては、前項の規定による申告書に第一項又は前項の規定により政令で定める事項を各別に区分して記載し、これを連署で提出しなければならない。但し、他の同居親族の氏名を附記して、各別に提出することを妨げない。

6 前項の規定の適用については、第四項に規定する被相続人の同居親族との関係については、これを互に他の同居親族とみなす。

7 通信、交通その他のを得ない事由に因り、第一項から第四項までに規定する申告書の提出期限内に当該各項の規定による申告書を提出することができない者については、政令の定めるところにより、國稅廳長官又は稅務署長は、その期限を延長することができる。

8 第二項から第四項までの規定は、当該各項に規定する申告書の提出期限前に第二十ニ條の規定により政令で定める事項を記載した申告書を、先に申告書を提出した大稅務署長に提出することができる。

2 第二十二條の規定による更正又は決定を受けた者は、当該更正又は決定に係る課稅價格又は富裕稅額に不足額があるときは、当該更正又は決定に係る課稅價格又は富裕稅額に不足額が過大であることを知つたときは、当該申告書の提出期限を延長することができる。

9 第一項の規定に該当する者は、第一項に規定する相続人は、第一項から第四項までに規定する申告

書の提出期限（第七項の規定の適用がある場合には、同項の規定により延長された期限）以下「申告書の提出期限」という。）後においても、第二十四條の規定による決定の通知があるまでは、第一項又は第四項の規定により政令で定める

事項を記載した申告書を、納稅地又は被相続人の納稅地の所轄稅務署長に提出することができます。第

五項及び第六項の規定は、この場合における申告書の提出について進用する。

10 第一項から第四項までの規定による申告書を「期限内申告書」といひ、前項の規定による申告書を「期限後申告書」という。

（修正申告）

第十九條 期限内申告書又は期限後申告書を提出した者は、当該申告に係る課稅價格又は富裕稅額に不足額があるときは、第二十四條の規定による更正の通知があるまでに修正申告に係る課稅價格又は富裕稅額について修正すべき事項又は、当該申告に係る課稅價格又は富裕稅額について修正すべき事項を記載した申告書を、先に申告書を提出した大稅務署長に提出することができる。

2 期限内申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後、当該申告書に係る課稅時期を含む年において相続の開始があつたことを知り、且つ、当該相続に因り承継した財産の価額又は債務の金額をその課稅價格計算の基礎に算入することに因り当該申告に係る課稅價格又は富裕稅額（当該申告書を提出した後修正申告書を提出した場合又は第二十三條第一項若しくは第四項の規定による更正があつた場合は、當該申告又は第二十三條第一項若しくは第四項に規定する相続人は、第一項から第四項までに規定する申告

書の提出期限（第七項の規定の適用がある場合には、同項の規定により延長された期限）以下「申告書の提出期限」という。）後においても、第二十四條の規定による決定の通知があるまでは、第一項又は第四項の規定により政令で定める

事項を記載した申告書を、納稅地又は被相続人の納稅地の所轄稅務署長に提出することができます。第

五項及び第六項の規定は、この場合における申告書の提出について進用する。

（更正の請求）

第二十條 期限内申告書又は当該申告書に係る修正申告書を提出した者は、当該申告に係る課稅價格又は富裕稅額、当該更正の請求をする理由その他政令で定める事項を記載した書類を、稅務署長に提出しなければならぬ。

3 前二項の規定による更正の請求をしようとする者は、当該更正の目的となる課稅價格又は富裕稅額、その請求しようとする更正後の課稅價格又は富裕稅額、当該更正の請求をする理由その他政令で定める事項を記載した書類を、稅務署長に提出しなければならぬ。

4 稅務署長は、第一項又は第二項の規定による更正の請求があつた場合には、当該請求に係る課稅價格又は富裕稅額の更正をすればならない。

5 この法律の施行地に住所及び居所を有しない者が第三十九條に規定する納稅管理人の申告をしていないときは、前項の通知に代え、官報に掲載して公告をすることができる。この場合においては、公告の初日から七日を経過した日ににおいて同項の通知があつたものとみなす。

6 第二十一條第一項の規定による申告書を記載した日に、國に納付しなければならない。

7 第二十一條 期限内申告書を提出した者は、当該申告書に記載した富裕稅額に相当する富裕稅を、申告書の提出期限までに、國に納付しなければならない。

（納付）

第二十一條 期限内申告書を提出した者は、当該申告書に記載した富裕稅額に相当する富裕稅を、申告書の提出期限までに、國に納付しなければならない。

2 期限後申告書を提出した者は、当該申告書に記載した富裕稅額に相当する富裕稅を、當該申告書を提出した日に、國に納付しなければならない。

3 修正申告書を提出した者は、当該修正申告書に因り増加した富裕稅額に相当する富裕稅を、當該申告書を提出した日に、國に納付しなければならない。

4 第十八條第四項の規定に該当する場合において、相続人が二人以上あるときは、當該相続人が同項又は同條第九項の規定による申告書に記載し、第一項又は第二項の規定により納付すべき富裕稅額は、相続に因り各相続人が受けける利益の価額に按分して計算した額とする。

5 第一項から第三項までの規定により富裕稅を納付すべき者が第一項に規定する納期限までに、又は第二項若しくは第三項に規定する納付の期日に富裕稅を完納しなかつたときは、稅務署長は、國稅徵收法（明治三十一年法律第二十一号）第九條の規定により、これを督促する。

6 第一項又は第二項の規定による更正の請求があつた場合には、當該申告又は更正の請求があつたときは、當該相続人は、當該申告書を、當該更正又は決定をした稅務署長に提出することができる。

6 第一項から第三項までの規定による富裕税の納付の手続について、同居親族は、互に他の同居親族の納付すべき富裕税について、連帯納付の責に任ずる。第十八條第六項の規定は、この場合について適用する。

2 富裕税の課税価格計算の基礎となつた財産につき、贈與遺贈又は寄附行為に因る移転があつた場合においては、当該贈與若しくは遺贈を受けた者又は当該寄附行為に因り設立された法人は、その受けた利益の価額の限度において、当該行為のあつた日を含む年の前年分の富裕税について、連帯納付の責に任する。

第五章 更正及び決定
(更正及び決定)

第二十一条 税務署長は、期限内申告書、期限後申告書又は修正申告書の提出があつた場合において、当該申告又は修正申告に係る課税価格又は富裕税額がその調査したところと異なるときは、その調査により、課税価格又は富裕税額を更正する。

2 税務署長は、第一項の規定に該当すると認められる者が申告書を提出していない場合においては、その調査により、課税価格又は富裕税額を決定する。

3 税務署長は、第十八條第一項に規定する申告書の提出期限(同條第七項の規定による場合)に該当するときは、同項の規定により延長された

期後においては、同條第二項から第四項までの規定に該当する場合においても、前項の決定をすることができる。

4 税務署長は、課税価格又は富裕税額の更正又は決定後その更正又は決定に係る課税価格又は富裕税額について過不足額があることを知つたときは、その調査により、その課税価格又は富裕税額を更正することができる。

5 前四項の場合において国税庁又は国税局の当該職員の調査があつたときは、税務署長は、当該調査に基き、前四項の規定による課税価格又は富裕税額の更正又は決定をすることができる。

(通知)

第一十四條 税務署長は、前條の規定により課税価格又は富裕税額を更正し、又は決定したときは、その旨を附記した書面により、不不服の事由を記載して、當該通知をしたときには、税務署長は、當該調査が国税局の当該職員によつて、當該通知をしたときには、税務署長に対し、再調査の請求をすることができる。

2 第二十二条 税務署長は、前條の規定により課税価格又は富裕税額を更正し、又は決定したときは、その旨を附記した書面により、不不服の事由を記載して、當該通知をしたときには、税務署長は、當該調査が国税局の当該職員によつて、當該通知をしたときには、税務署長に対し、再調査の請求をすることができる。

3 第二十三条 税務署長は、第一項の規定により課税価格又は富裕税額を更正し、又は決定した場合は、当該通知をしたときには、税務署長は、當該通知をしたときには、税務署長に対し、再調査の請求をすることができる。

4 第二十四條 税務署長は、第一項の規定により課税価格又は富裕税額を更正し、又は決定した場合は、当該通知をしたときには、税務署長は、當該通知をしたときには、税務署長に対し、再調査の請求をすることができる。

5 税務署長は、第一項の規定により課税価格又は富裕税額を更正し、又は決定した場合は、当該通知をしたときには、税務署長は、當該通知をしたときには、税務署長に対し、再調査の請求をすることができる。

(再調査)

第一五六條 第二十二条又は第三十条による通報による通知を受けた者は、その通知を受けた日から一月以内に、政令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該通知をしたときには、各該各号に規定する日までに、当該各号に規定する税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、第一項の規定による審査の請求(以下「審査の請求」といふ。)があつたものとみなす。

2 第二十七条 第二十二条の規定により課税価格又は富裕税額を更正し、又は決定した場合は、当該通知をしたときには、税務署長は、當該通知をしたときには、税務署長に対し、再調査の請求をすることができる。

3 第二十八条 第二十二条の規定により課税価格又は富裕税額を更正し、又は決定した場合は、当該通知をしたときには、税務署長は、當該通知をしたときには、税務署長に対し、再調査の請求をすることができる。

4 第二十九条 第二十二条の規定により課税価格又は富裕税額を更正し、又は決定した場合は、当該通知をしたときには、税務署長は、當該通知をしたときには、税務署長に対し、再調査の請求をすることができる。

5 第三十条 第二十二条の規定により課税価格又は富裕税額を更正し、又は決定した場合は、当該通知をしたときには、税務署長は、當該通知をしたときには、税務署長に対し、再調査の請求をすることができる。

めの決定をし、その理由を附記した書面により、これを当該請求を受けた者に附記した書面に対する審査の請求があつた場合に對する審査の請求があつた者に通報しなければならない。

1 再調査の請求が第一項の期間経過後になされたときは、前項の規定により欠陥の補正を求められなかつたときは、当該請求を却下する決定

2 再調査の請求があつた場合に對する審査の請求があつた者に附記した書面による通知を受けた者は、その通知を受けた日から一月以内に、政令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該通知をしたときには、各該各号に規定する日までに、当該各号に規定する税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、第一項の規定による審査の請求(以下「審査の請求」といふ。)があつたものとみなす。

3 再調査の請求があつた場合は、当該請求を棄却する決定

4 再調査の請求があつた場合は、当該請求を棄却する決定

5 再調査の請求があつた場合は、当該請求を棄却する決定

るときは、当該再調査の目的となつた処分に對する審査の請求があつた者に附記した書面による通知がなされなければならない。

2 第二十九条第七項及び第二十一条第六項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第二十九条第七項及び第二十一条第六項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第二十九条第七項及び第二十一条第六項の規定は、前項の場合について準用する。

5 第二十九条第七項及び第二十一条第六項の規定は、前項の場合について準用する。

(再調査)

第一五六條 第二十二条又は第三十条による通報による通知を受けた者は、その通知を受けた日から一月以内に、政令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該通知をしたときには、各該各号に規定する日までに、当該各号に規定する税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、第一項の規定による審査の請求(以下「審査の請求」といふ。)があつたものとみなす。

2 第二十七条 第二十二条の規定により課税価格又は富裕税額を更正し、又は決定した場合は、当該通知をしたときには、税務署長は、當該通知をしたときには、税務署長に対し、再調査の請求をすることができる。

3 第二十八条 第二十二条の規定により課税価格又は富裕税額を更正し、又は決定した場合は、当該通知をしたときには、税務署長は、當該通知をしたときには、税務署長に対し、再調査の請求をすることができる。

4 第二十九条 第二十二条の規定により課税価格又は富裕税額を更正し、又は決定した場合は、当該通知をしたときには、税務署長は、當該通知をしたときには、税務署長に対し、再調査の請求をすることができる。

5 第三十条 第二十二条の規定により課税価格又は富裕税額を更正し、又は決定した場合は、当該通知をしたときには、税務署長は、當該通知をしたときには、税務署長に対し、再調査の請求をすることができる。

対する審査の請求があわせてなされたものとみなされる場合には、

第二号又は第三号の規定による決

定は、その各々の請求についてし

なければならない。

一 審査の請求が第一項の期間経

過後になされたとき又は前項に

おいて準用する前條第四項の規

定により欠陥の補正を求めた場

合においてその欠陥が補正され

なかつたときは、当該請求を却

下する決定

二 審査の請求の全部についてそ

の理由がないと認めるときは、

当該請求を棄却する決定

三 審査の請求の全部又は一部に

ついてその理由があると認める

ときは、審査の請求の目的とな

つた处分の全部又は一部を取り

消す決定

6 国税庁長官又は国税局長が、前

條第五項第一号の規定による再調

査の決定に対する審査の請求につ

いて前項第二号の規定による決定

をしたときは、同項後段の規定に

かかわらず、第一項後段の規定に

よりあわせてなされたものとみな

された再調査の目的となつた处分

に対する審査の請求は、棄却され

たものとみなす。

7 国税庁長官又は国税局長は、第

五項第二号又は第三号の規定によ

る決定をする場合（当該決定が第

三十八條第二項に規定する事項に

係るものである場合を除く。）に

おいては、国税庁又は国税局に所

属する協議団の協議を経なければ

ならない。

8 第二十條第五項の規定は、第五項の場合について準用する。

第七項に規定する協議団に關し

必要な事項は、政令で定める。

（訴願法の不適用）

第二十八條 再調査の請求又は審査

の請求の目的となる処分に関する

事件については、訴願法（明治二十三年法律第百五号）の規定は、

適用しない。

（訴訟）

第二十九條 再調査の請求又は審査

の請求の目的となる処分の取消又

は変更を求める訴は、第二十七條

第五項の規定による規定（以下「審

査の決定」という。）を経た後でな

ければ、提起することができない。

但し、再調査の請求があつた

日から六月を経過して、なお再調

査の決定の通知がないとき、審査

の請求があつた日から三月を経過

したとき又は再調査の決定若しく

は審査の決定を経ることに因り著

しい損害を生ずる虞のあるときそ

の他正当な事由があるときは、再

調査の決定又は審査の決定を経な

いで、訴を提起することができ

る。

2 再調査の請求若しくは審査の請

求の目的となる処分又は審査の決

定の取消又は変更を求める訴は、

前項但書の場合を除く外、行政事

件訴訟特例法（昭和二十三年法律

第八十一号）第五條第一項又は第

四項の規定にかかるわらず、審査の

決定の通知を受けた日から三月以

内に、提起しなければならない。

3 第一項但書の規定により再調査

の請求があつた日から六月を経過

の記載に従い、納稅義務者の氏

した後に当該再調査の目的となつた処分の取消又は変更を求める訴を提起する場合には、当該再調査の請求があつた日から九月以内に、当該訴を提起しなければならない。

（第三者通報）

第三十二條 紳士義務があると認められる者が申告書を提出しなかつた事実又は課税価格若しくは富裕税額に不足額があると認められる事実を、政令の定めるところによ

られる者が申告書を提出しなかつた事実又は課税価格若しくは富裕

税額に不足額があると認められる

事実を、政令の定めるところによ

られる者又は國税局長に報告した者がある場合において、税務署長がその報告に因つて課税価

格又は富裕税額を決定し、又は更

正したときは、國税局長は、その

報告者に對し、その報告が当該決

定又は更正に寄與した程度等に応

じ、当該決定又は更正に因り徵收

することができた富裕税額（利子

税額、過少申告加算税額、無申告

加算税額及び重加算税額を除く。）

の百分の十以下に相当する金額を

報償金として交付することができる

。但し、報償金の金額は、五十

万円をこえることができない。

2 前項の規定は、その報告が不法

の行為に因り知り得た事實又は國

若しくは地方公共団体の職員がそ

の職務の遂行に伴い知り得た事實

に基くものであるときは、適用し

ない。

（利子税額）

第三十三條 左の各号の一に該當す

る場合においては、当該各号に規

定する申告書又は修正申告書を提

出した者は、当該各号に掲げる富

裕税額について、当該各号に掲

げる日数に応じ、当該税額百四十に

つき一日四錢の割合を乗じて算出

した金額に相当する利子税額をあ

わせて納付しなければならない。

（第十八條第四項に規定する相

続人が同項の規定による期限内

申告書を提出した場合において、

その被相続人が申告書の

提出期限後に死亡して、いたとき

は、当該申告に係る富裕税額に

係る富裕税額について、当該

納期限の翌日からその納付の日

までの日数

二 期限内申告書を提出した者が

期限までに富裕税を完納しなか

った場合においては、その未納

に係る富裕税額について、当該

納期限の翌日からその納付の日

までの日数

二 期限内申告書又は修正申告書

を提出した場合においては、当該

申告に係る富裕税額又は当該

修正申告に因り増加した富裕税

額を提出した場合においては、当該

申告に係る富裕税額又は当該

修正申告に因り増加した富裕税

額について、第二十一條第一項

に規定する納期限の翌日からそ

の納付の日までの日数

三 期限後申告書又は修正申告書

を提出した場合においては、当該

申告に係る富裕税額又は当該

修正申告に因り増加した富裕税

額について、第二十一條第一項

に規定する納期限の翌日からそ

の納付の日までの日数

二 左の各号の一に該當する場合に

おいては、利子税額計算の基礎と

おいては、利子税額計算の基礎と

おいては、利子税額計算の基礎と

おいては、利子税額計算の基礎と

おいては、利子税額計算の基礎と

おいては、利子税額計算の基礎と

おいては、利子税額計算の基礎と

おいては、利子税額計算の基礎と

出期限の翌日から当該被相続人の死亡の日までの日数との合計日数

二 期限内申告書を提出した者が

当該申告書を提出した後、当該申告書に係る課税時期を含む年において相続の開始があつたことを知り、且つ、当該相続に因り承継した財産の価額又は債務の金額をその課税価格計算の基礎に算入することに因り当該年分の富裕税として納付した又は納付すべき富裕税額に不足額が生じたため修正申告書を提出した場合においては、当該相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日から

一 期限内申告書の提出があつた場合において、前項第一号に規定する事由による富裕税額の不足額について 第二十三條第一項又は第四項の規定による更生があつたときは、当該申告書を提出した者が前項第二号に規定する相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日から当該更生に係る第二十五條の規定による追徴税額の納付の日までの日数

8 納税義務者が第一項の規定により利子税額をあわせて納付すべき場合又は第三項の規定により利子税額をあわせて徴収される場合に、当該申告者が前項第一号に規定する相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日から当該更生に係る第二十五條の規定による追徴税額の納付の日までの日数

二 左の各号の一に該当する場合においては、税務署長は、第一号及び第三号の場合においては期限内申告書の提出がなかつたことについて、第二号及び第四号の場合にあっては更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る課税価格又は富裕税額に誤があることについて正當な事由がないと認める場合には、当該各号に掲げる富裕税額に、当該各号に掲げる期間に応じ、その期間が一月以内のときは百分の十の割合、一月をこえ二月以内のときは百分の十五の割合、二月をこえ三月以内のときは百分の二十の割合、三月をこえるときは百分の二十五の割合を乗じて算出した金額に相当する無申告加算税額を徴収する。

3 期限後申告書又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が、当該申告書又は修正申告書を提出した納税義務者に係る当該職員の調査に因り第二十三條の規定による決定又は更正があるべきことを予知してなされたものでなかつたときは、税務署長は、当該修正申告に因り増加した富裕税額に係る過少申告加算税額又は当該申告に係る富裕税額若しくは当該修正申告に因り増加した富裕税額に百分の五の割合を乗じて算出した金額に相当する無申告加算税額を徴収しない。

4 前條第五項及び第六項の規定は、過少申告加算税額又は無申告加算税額を徴収する場合について準用する。

5 税務署長は、過少申告加算税額又は無申告加算税額を決定したときは、これを納税義務者に通知する。

6 第二十條第五項の規定は、前項の場合について準用する。

きは、本文に規定する日数と申告書の提出期限の翌日から当該被相続人の死亡の日までの日数との合計日数

3 当該申告書を提出した後、当該申告書に係る課税時期を含む年において相続の開始があつたことを知り、且つ、当該相続に因り承継した財産の価額又は債務の金額をその課税価格計算の基礎に算入することに因り当該年分の富裕税として納付した又は納付すべき富裕税額に不足額が生じたため修正申告書を提出した場合においては、当該相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日から

4 第一項及び前項の場合においては、納税義務者が第一項各号に掲げる富裕税額又は前項に規定する追徴税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額計算の基礎となる税額は、第一項各号に掲げる富裕税額又は前項に規定する追徴税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額計算の基礎となる税額は、第二十一條第一項に規定する納付の日までの日数

5 第一項及び第三項の規定は、利子税額計算の基礎となる富裕税額からその一部納付に係る税額を控除した税額による。

6 第一項及び第三項の規定は、利子税額計算の基礎となる富裕税額又は追徴税額が千円未満であるときは、適用しない。当該税額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。

7 第一項第一号の規定により計算した利子税額が百円未満であるときは、これを納付することを要しない。

8 前五項の規定により計算した利子税額が百円未満であるときは、これを納付することを要しない。

9 第二項第一号の規定に該当する場合及び同項第三号の規定に該当する場合で同号に規定する期限後申告書又は修正申告書を提出した

きは、本文に規定する日数と申告書の提出期限の翌日から当該被相続人の死亡の日までの日数との合計日数

10 第二項第一号に規定する事由による富裕税額の不足額について 第二十三條第一項若しくは第四項の規定による更正があつたときは、修正申告書の提出があつたときは、当該更正に係る第二十五條の規定による追徴税額又は当該修正申告に因り増加した富裕税額を徴収する。

11 税務署長は、当該更正又は修正申告前に該当する場合においては、税務署長は、第一号及び第三号の場合においては期限内申告書の提出がなかつたことについて、第二号及び第四号の場合にあっては更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る課税価格又は富裕税額に誤があることについて正當な事由がないと認める場合には、当該各号に掲げる富裕税額に、当該各号に掲げる期間に応じ、その期間が一月以内のときは百分の十の割合、一月をこえ二月以内のときは百分の十五の割合、二月をこえ三月以内のときは百分の二十の割合、三月をこえ四月以内のときは百分の二十五の割合を乗じて算出した金額に相当する無申告加算税額を徴収する。

12 第二項第一号に規定する事由による富裕税額の不足額について 第二十三條第一項若しくは第四項の規定による更正があつたときは、当該更正に係る第二十五條の規定による追徴税額又は当該修正申告に因り増加した富裕税額を徴収する。

13 第二項第一号に規定する事由による富裕税額の不足額について正當な事由がないと認める場合には、当該各号に掲げる期間に応じ、その期間が一月以内のときは百分の十の割合、一月をこえ二月以内のときは百分の十五の割合、二月をこえ三月以内のときは百分の二十の割合、三月をこえ四月以内のときは百分の二十五の割合を乗じて算出した金額に相当する無申告加算税額を徴収する。

14 第二項第一号に規定する事由による富裕税額の不足額について正當な事由がないと認める場合には、当該各号に掲げる期間に応じ、その期間が一月以内のときは百分の十の割合、一月をこえ二月以内のときは百分の十五の割合、二月をこえ三月以内のときは百分の二十の割合、三月をこえ四月以内のときは百分の二十五の割合を乗じて算出した金額に相当する無申告加算税額を徴収する。

15 第二項第一号に規定する事由による富裕税額の不足額について正當な事由がないと認める場合には、当該各号に掲げる期間に応じ、その期間が一月以内のときは百分の十の割合、一月をこえ二月以内のときは百分の十五の割合、二月をこえ三月以内のときは百分の二十の割合、三月をこえ四月以内のときは百分の二十五の割合を乗じて算出した金額に相当する無申告加算税額を徴収する。

はその株主若しくは社員又はその親族その他これら者と政令で定める特殊の関係がある者の富裕税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがある場合においては、税務署長は、第二十一条の規定による更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、その認めるところにより、課税価格を計算することができる。

2 前項の「同族会社」とは、法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)第七条の二に規定する同族会社をいう。

(附加税の禁止)

第三十六条の規定による調査を提出せず、又はその調査に虚偽の記載をして提出した者は、第三十七条の規定による財産又はその財産に関する帳簿書類に対する検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 前号の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを作成した者

四 第三十七条の規定による質問に対し答弁をしない者

五 前項の質問に対し虚偽の答弁をした者

第四十一条 地方公共団体は、富裕税の附加税を課することができない。

第八章 罰則

第四十二条 詐偽その他不正の行為により富裕税を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた富裕税額が五百万円を超えるときは、情状に因り、同項の罰金は、五百万円をこえその免れた富裕税額に相当する金額以下とすることができる。

3 第一項の場合においては、税務署長は、直ちに、その免れた富裕税を徴収する。

第四十三条 正当の事由がなくして期限内申告書をその提出期限内に提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因り、その刑を免除することができる。

第四十四条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十六条の規定による調査を提出せず、又はその調査に虚偽の記載をして提出した者は、第三十七条の規定による財産又はその財産に関する帳簿書類に対する検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第三十七条の規定による財産又はその財産に関する帳簿書類に対する検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十八条 第四十二条第一項の罪を犯した者は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)第四十八条第一項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。但し、懲役に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、本州、北海道、四国、九州及びその附屬の島(政令で定める地域を除く)に、施行する。

[審査報告書は都合により最終号附録に掲載]

米国対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び業務又は財務に関する調査に反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

第四十六条 富裕税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は漏用したときは、これを二年以上の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

昭和二十五年四月二十六日
衆議院議長 横原喜重郎

(小字及び一は衆議院修正)
参議院議長 佐藤尚武殿

米国対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び業務又は財務に関する調査に反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

第四十七条 他人の富裕税について、国税庁長官又は国税局長に対し、第三十二条第一項に規定する事実に関する虚偽の報告をした者は、三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四十八条 第四十二条第一項の罪を犯した者は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)第五條第一項の規定による处罚を受ける。

第一條 政府は、米国対日援助見返資金(以下「援助資金」という。)を、電気通信事業における電信電話等の建設改良費の財源並びに国有林野事業における事業施設費及び造林に要する経費の財源に使用するため、昭和二十五年度において、米国対日援助見返資金特別会計からそれぞれ電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に對する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に關する法律案

第一條 政府は、米国対日援助見返資金特別会計及び国有林野事業特別会計に對する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に關する法律案

昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案

「審査報告書は都合により最終号附録に掲載」

昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案

の法律の適用については、災害復旧事業とみなす。

二 前二項の場合において、一の施設について災害にかかつた箇所が二十メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事並びに橋、

水制、床止その他これらに類する施設について災害にかかつた箇所が二十メートルをこえる間隔で連続しているものに係る工事及びこれららの施設の二以上にわたる工事で当該工事を分離して施工する

ことが当該施設の効用上困難又は不適当なものは、一箇所の工事とな

なす。但し、当該工事を施工する

地方公共団体が二以上あるものに

ついては、この限りでない。

第一條 国は、昭和二十五年度に限

り、法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属する左に掲げる施設のうち公共的土木施設

の部分に関する災害の災害復旧事

業で、当該地方公共団体又はその機関が施行するものについては、そ

他の法令の規定にかかわらず、そ

の事業費の全額(前條第三項に規定する事業については、当該事業の事業費が、当該施設を原形に復旧するものとした場合に要する金額に相当する金額)を負担す

ることができる。

一 河川

二 海岸堤防

三 砂防設備

四 道路(道路法(大正八年法律第五十八号)第一條の道路をいう。)

五 港湾

六 國は、昭和二十五年度に限り、前項に規定する施設に関する災害に対し國が施行する災害復旧事業で、地方公共団体がその費用の全部又は一部を負担するものについては、他の法令の規定にかかわらず、その負担金の全部又は一部を免除することができる。

(適用除外)

第三條 前條の規定は、左に掲げる災害復旧事業については適用しない。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年四月八日

参議院議長 佐藤尚武殿

貴金属管理法案

第一経済効果の小さいもの

二 昭和二十六年度以降に着手しない。

三 維持工事とみるべきもの

四 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に基づ因して生じたものと認められる災害に係るもの

の

五 甚しく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの

六 天然の河岸の欠かいに係るもの。但し、時に維持上又は公益上必要と認められる場合を除く。

七 灾害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害に係るもの

八 直高一メートル未満の小堤、幅員二メートル未満の道路及びその附屬物その他前條第一項に規定する施設の主務大臣の定める小規模な施設に係るもの

(実施規定)

第四條 この法律の実施のための手

統その他その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

この法律は、○昭和二十五年四月一日から施行する。

○公布の日から施行し、○昭和二十五年四月一日から施行する。

この法律は、○昭和二十五年四月一日から施行する。

も有効な用途にあてるため、これ

を政府に集中するとともに、その取引及び使用を調整することを目的とする。

第二條 この法律において「貴金属」とは、金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム及びイリドスミンをいう。

第三條 この法律において「歯科用貴金属地金加工業者」とは、歯科用貴金属地金販売業者とし、歯科用貴金属地金を販売することを目的とする事業者をいう。

第四條 この法律において「歯科用貴金属地金販売業者」とは、歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

第五條 この法律において「歯科用貴金属地金加工業」とは、歯科用貴金属地金加工業者による認可を受けて歯科用貴金属地金加工業を営む者をいう。

第六條 この法律において「歯科用貴金属地金販売」とは、歯科用貴金属地金加工業者による認可を受けて歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

第七條 この法律において「歯科用貴金属地金の政府買入」とは、歯科用貴金属地金加工業者による認可を受けて歯科用貴金属地金販売業者による認可を受けて歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

第八條 この法律において「歯科用貴金属地金の政府買入」とは、歯科用貴金属地金加工業者による認可を受けて歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

第九條 この法律において「歯科用貴金属地金の政府買入」とは、歯科用貴金属地金加工業者による認可を受けて歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

第十條 この法律において「歯科用貴金属地金の政府買入」とは、歯科用貴金属地金加工業者による認可を受けて歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

第十一條 この法律において「歯科用貴金属地金の政府買入」とは、歯科用貴金属地金加工業者による認可を受けて歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

第十二條 この法律において「歯科用貴金属地金の政府買入」とは、歯科用貴金属地金加工業者による認可を受けて歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

第十三條 この法律において「歯科用貴金属地金の政府買入」とは、歯科用貴金属地金加工業者による認可を受けて歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

第十四條 この法律において「歯科用貴金属地金の政府買入」とは、歯科用貴金属地金加工業者による認可を受けて歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

第十五條 この法律において「歯科用貴金属地金の政府買入」とは、歯科用貴金属地金加工業者による認可を受けて歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

第十六條 この法律において「歯科用貴金属地金の政府買入」とは、歯科用貴金属地金加工業者による認可を受けて歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

第十七條 この法律において「歯科用貴金属地金の政府買入」とは、歯科用貴金属地金加工業者による認可を受けて歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

第十八條 この法律において「歯科用貴金属地金の政府買入」とは、歯科用貴金属地金加工業者による認可を受けて歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

第十九條 この法律において「歯科用貴金属地金の政府買入」とは、歯科用貴金属地金加工業者による認可を受けて歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

第二十條 この法律において「歯科用貴金属地金の政府買入」とは、歯科用貴金属地金加工業者による認可を受けて歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

第二十一條 この法律において「歯科用貴金属地金の政府買入」とは、歯科用貴金属地金加工業者による認可を受けて歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

第二十二條 この法律において「歯科用貴金属地金の政府買入」とは、歯科用貴金属地金加工業者による認可を受けて歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

第二十三條 この法律において「歯科用貴金属地金の政府買入」とは、歯科用貴金属地金加工業者による認可を受けて歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

第二十四條 この法律において「歯科用貴金属地金の政府買入」とは、歯科用貴金属地金加工業者による認可を受けて歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

第二十五條 この法律において「歯科用貴金属地金の政府買入」とは、歯科用貴金属地金加工業者による認可を受けて歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

第二十六條 この法律において「歯科用貴金属地金の政府買入」とは、歯科用貴金属地金加工業者による認可を受けて歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

第二十七條 この法律において「歯科用貴金属地金の政府買入」とは、歯科用貴金属地金加工業者による認可を受けて歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

第二十八條 この法律において「歯科用貴金属地金の政府買入」とは、歯科用貴金属地金加工業者による認可を受けて歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

第二十九條 この法律において「歯科用貴金属地金の政府買入」とは、歯科用貴金属地金加工業者による認可を受けて歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

第三十條 この法律において「歯科用貴金属地金の政府買入」とは、歯科用貴金属地金加工業者による認可を受けて歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

第三十一條 この法律において「歯科用貴金属地金の政府買入」とは、歯科用貴金属地金加工業者による認可を受けて歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

第三十二條 この法律において「歯科用貴金属地金の政府買入」とは、歯科用貴金属地金加工業者による認可を受けて歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

第三十三條 この法律において「歯科用貴金属地金の政府買入」とは、歯科用貴金属地金加工業者による認可を受けて歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

8 この法律において「歯科用貴金属地金加工業者」とは、第十四条

第一項の規定による認可を受けて歯科用貴金属地金加工業を営む者をいう。

9 この法律において「歯科用貴金属地金販売業者」とは、歯科用貴金属地金を販売することを目的とする事業者をいう。

10 この法律において「歯科用貴金属地金販売業者」とは、歯科用貴金属地金販売業を営む者をいう。

11 この法律において「歯科医療者」とは、歯科医療をする病院及び診療所並びに歯科大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十八条の規定により存続する歯科医学校を含む。)をいう。

12 この法律において「金鉱業者」とは、その価値が主としてその含有する金にある鉱物を目的とする鉱業者をいう。

13 この法律において「金鉱業者」とは、その価値が主としてその含有する金あるいは銀の含有する鉱物をいう。

14 この法律において「金鉱業者」とは、その含有する金あるいは銀の含有する鉱物をいう。

15 この法律において「金鉱業者」とは、その含有する金あるいは銀の含有する鉱物をいう。

16 この法律において「金鉱業者」とは、その含有する金あるいは銀の含有する鉱物をいう。

17 この法律において「金鉱業者」とは、その含有する金あるいは銀の含有する鉱物をいう。

18 この法律において「金鉱業者」とは、その含有する金あるいは銀の含有する鉱物をいう。

19 この法律において「金鉱業者」とは、その含有する金あるいは銀の含有する鉱物をいう。

20 この法律において「金鉱業者」とは、その含有する金あるいは銀の含有する鉱物をいう。

21 この法律において「金鉱業者」とは、その含有する金あるいは銀の含有する鉱物をいう。

22 この法律において「金鉱業者」とは、その含有する金あるいは銀の含有する鉱物をいう。

23 この法律において「金鉱業者」とは、その含有する金あるいは銀の含有する鉱物をいう。

24 この法律において「金鉱業者」とは、その含有する金あるいは銀の含有する鉱物をいう。

25 この法律において「金鉱業者」とは、その含有する金あるいは銀の含有する鉱物をいう。

26 この法律において「金鉱業者」とは、その含有する金あるいは銀の含有する鉱物をいう。

27 この法律において「金鉱業者」とは、その含有する金あるいは銀の含有する鉱物をいう。

28 この法律において「金鉱業者」とは、その含有する金あるいは銀の含有する鉱物をいう。

29 この法律において「金鉱業者」とは、その含有する金あるいは銀の含有する鉱物をいう。

30 この法律において「金鉱業者」とは、その含有する金あるいは銀の含有する鉱物をいう。

31 この法律において「金鉱業者」とは、その含有する金あるいは銀の含有する鉱物をいう。

32 この法律において「金鉱業者」とは、その含有する金あるいは銀の含有する鉱物をいう。

33 この法律において「金鉱業者」とは、その含有する金あるいは銀の含有する鉱物をいう。

34 この法律において「金鉱業者」とは、その含有する金あるいは銀の含有する鉱物をいう。

35 この法律において「金鉱業者」とは、その含有する金あるいは銀の含有する鉱物をいう。

36 この法律において「金鉱業者」とは、その含有する金あるいは銀の含有する鉱物をいう。

37 この法律において「金鉱業者」とは、その含有する金あるいは銀の含有する鉱物をいう。

38 この法律において「金鉱業者」とは、その含有する金あるいは銀の含有する鉱物をいう。

39 この法律において「金鉱業者」とは、その含有する金あるいは銀の含有する鉱物をいう。

40 この法律において「金鉱業者」とは、その含有する金あるいは銀の含有する鉱物をいう。

2 前項の場合において、同項の規定により貴金属地金を政府に売却しなければならない者が、当該貴金属地金を同項に規定する品位で精製することができるとき、又は精製を委託することができないときは、当該貴金属地金を取得した日の属する月の翌月末日までに、主務省令で定める手続により、造幣局に精製を委託して、これを政府に売却しなければならない。この場合においては、造幣局は、主務省令で定める精製に要する費用を徴収することができない。

3、前二項の売却の期限の計算については、貴金属地金を主務省令で定める手続により、造幣局に納入した時をもつて前二項の売却の時とする。

4 第一項又は第二項の規定により政府に貴金属地金を売却しなければならない者が災害その他やむを得ない事由により、第一項又は第二項に規定する期限までに貴金属地金を政府に売却することが困難であると認められるときは、主務大臣は、本人の申請により、六月以内に限り、その期限を延長することができる。

第五條 貴金属地金を回収した者は、その回収に係る貴金属地金を前條第一項に規定する品位の貴金属地金に精製し、又は精製を委託し、これを精製の完了した日の属する月の翌月末日までに、主務省令で定める手続に

より、政府に売却しなければならない。

2 前條第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。

（適用除外）

第五條 前二條の規定は、左に掲げる場合には適用しない。

一 当該貴金属地金を研究、試験又は標本の用に供する場合

二 前号に掲げる場合の外、主務大臣の許可を受けた場合

三、前項第二号に規定する主務大臣の許可を受けようとする者は、主務省令で定める様式により、主務大臣に申請しなければならない。

第六條 第三條又は第四條の規定により政府が貴金属地金を貰い入れる場合の価格は、主務大臣が定める。

第三章 貴金属地金の政府売却（貴金属地金の買受の申請）

第七條 工業、工芸、歯科用貴金属地金への加工その他の用に供するため政府の所有に係る貴金属地金を買い受けようとする者は、主務省令で定める手続により、その用途を示して主務大臣に申請しなければならない。

（貴金属配分計画の作成）

第八條 主務大臣は、前條の申請を基礎とし、主務省令で定める手続により、政府の所有に係る貴金属地金の売却についての見積りに関する書類を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第五條 貴金属地金を回収した者は、その回収に係る貴金属地金を前條第一項に規定する手続により、造幣局に精製を委託して、これを精製の完了した日の属する月の翌月末日までに、主務省令で定める手続に

を行い、貴金属地金の売却数量を定めた貴金属配分計画を作成し、これを主務大臣に通知しなければならない。

2、前項の規定により申請された者に對して売却する貴金属地金の数量を決定して、当該申請者に通知しなければならない。

3、前項の規定により申請された者に通知しなければならない。

（貴金属地金の売却）

第九條 主務大臣は、前條第一項の範囲内で、第七條の規定により申請された者に對して売却する貴金属地金の数量を決定して、当該申請者に通知しなければならない。

2、前項の規定により申請された者が第七條の規定により示した用途を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならぬ。

3、前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定める手続により、主務大臣に申請しなければならない。

4、前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定める手続により、主務大臣に申請しなければならない。

5、前項の規定により申請された者が第七條の規定により政府が貴金属地金を売却する場合の価格は、主務大臣が定める。

（賣入価格）

第六條 第三條又は第四條の規定により政府が貴金属地金を貰い入れる場合の価格は、主務大臣が定める。

（賣入価格）

第七條 第三條又は第四條の規定により政府が貴金属地金を貰い入れる場合の価格は、主務大臣が定める。

（賣入価格）

第八條 第七條及び前條の規定により政府が貴金属地金を売却する場合の価格は、主務大臣が定める。

（賣入価格）

第九條 第三條又は第四條の規定により政府が貴金属地金を貰い入れる場合の価格は、主務大臣が定める。

（賣入価格）

第十條 第七條及び前條の規定により政府が貴金属地金を売却する場合の価格は、主務大臣が定める。

（賣入価格）

第十一條 主務大臣は、主務省令で定める手続により、歯科用貴金属地金加工工業者の所持する歯科用貴金属地金を歯科用貴金属地金販売業者に割り当てることができる。

（金地金の取引等の制限）

第十二條 金地金は、主務大臣の許可を受けなければ取引し、又はよう解し、若しくは加工してはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

（金地金の取引等の制限）

第十三條 第一項若しくは第二項、第四條又は第九條第五項若しくは第七項の規定により金地金を政府に売却するために取引し、又はよう解し、若しくは加工する場合

（金地金の取引等の制限）

金を歯科医療以外の用に供してはならない。

2、第一項又は第三項の規定により割り当てられる歯科用貴金属地金を、歯科医療者の医療能力等を基準として決定する。

3、第一項又は第三項の規定により割り当てられる歯科用貴金属地金の価格は、主務大臣が定める。

（第四章 金地金の取引等の制限）

6、政府の所有に係る貴金属地金を買取った者が、その用途にあてた前に滅失したときは、運輸なく、その旨を主務大臣に届け出でなければならない。

7、政府の所有に係る貴金属地金を買取った者がやむを得ない事由により当該貴金属地金をその用途に供することができないときは、第六條に規定する価格で政府に当該貴金属地金の買受を請求することができる。

（金地金の取引等の制限）

第十一條 金地金は、主務大臣の許可を受けなければ取引し、又はよう解し、若しくは加工してはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

（金地金の取引等の制限）

第十二條 金地金は、主務大臣の許可を受けなければ取引し、又はよう解し、若しくは加工してはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

（金地金の取引等の制限）

第十三條 第一項若しくは第二項、第四條又は第九條第五項若しくは第七項の規定により金地金を政府に売却するために取引し、又はよう解し、若しくは加工する場合

（金地金の取引等の制限）

第十四條 第一項若しくは第二項、第四條又は第九條第五項若しくは第七項の規定により金地金を政府から買取った者は、又は買取を受けた金地金をその用途に供する場合

（金地金の取引等の制限）

第十五條 第一項若しくは第二項、第四條又は第九條第五項若しくは第七項の規定により金地金を政府から買取った者は、又は買取を受けた金地金をその用途に供する場合

（金地金の取引等の制限）

第十六條 第一項若しくは第二項、第四條又は第九條第五項若しくは第七項の規定により金地金を政府から買取った者は、又は買取を受けた金地金をその用途に供する場合

（金地金の取引等の制限）

第十七條 第一項若しくは第二項、第四條又は第九條第五項若しくは第七項の規定により金地金を政府から買取った者は、又は買取を受けた金地金をその用途に供する場合

（金地金の取引等の制限）

第十八條 第一項若しくは第二項、第四條又は第九條第五項若しくは第七項の規定により金地金を政府から買取った者は、又は買取を受けた金地金をその用途に供する場合

（金地金の取引等の制限）

第十九條 第一項若しくは第二項、第四條又は第九條第五項若しくは第七項の規定により金地金を政府から買取った者は、又は買取を受けた金地金をその用途に供する場合

（金地金の取引等の制限）

第二十條 第一項若しくは第二項、第四條又は第九條第五項若しくは第七項の規定により金地金を政府から買取った者は、又は買取を受けた金地金をその用途に供する場合

（金地金の取引等の制限）

四 その他政令で定める場合

2 前項に規定する主務大臣の許可を受けようとする者は、主務省令で定める様式により、主務大臣に申請しなければならない。

3 左の各号の一に該当するものは、前二項及び第二十二條第三項の規定の適用については、これらに規定する金地金とみなす。

一 金地金の加工品であつて、その含有する金の価格が当該加工品の価格の二分の一をこえるもの。但し、じゅう器、身辺装飾用品及び主務大臣の指定するものを除く。

二 捨その他の事由により使用できなくなつた金地金の加工品であつて、その価値がもつばら当該加工品の含有する金にある古貨を除く。

三 金地金の加工の際に生ずる金地金の屑。

四 本邦又は外国の金貨。但し、

(歯科用貴金属地金加工業の認可)
第十四條 歯科用貴金属地金加工業は、主務大臣の認可を受けなければ營むことができない。

2 前項の認可を受けようとする者は、主務省令で定める手続により、主務大臣に申請しなければならない。

3 主務大臣は、左に掲げる場合においては、第一項の認可をしないことができる。

一 申請者がこの法律に基いて処罰され、その处罚の日から二年を経ない者である場合。但し、

二 年を経ない者である場合。

二 申請者がこの法律に基いてその認可を取り消され、その取消の日から二年を経ない者である場合。

三 申請者の技術的能力、資力又は信用が不充分なため、歯科用貴金属地金加工業の確実な経営が著しく困難であると認められる場合。

4 法人が申請者である場合においては、前項第一号及び第二号の規定の適用については、その代表者もまた申請者とみなす。

5 未成年者又は禁治産者が申請者である場合においては、第三項第一号及び第二号の規定の適用については、その法定代理人もまた申請者とみなす。但し、営業に関し成年者と同一の能力を有する未成年者の場合には、この限りでない。

第六條 前條第一項の規定に違反してされた取引は、無効とする。

第五章 歯科用貴金属地金加工業等の管理

の旨を主務大臣に届け出でなければならない。

(事業の休廃止の届出)

第十五條 歯科用貴金属地金加工業者は、その事業を廃止し、又は休止したときは、主務省令で定める様式により、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出でなければならない。

(認可の取消及び事業の停止)

第十六條 主務大臣は、歯科用貴金属地金加工業者がこの法律又はこの法律に基く主務大臣の命令に違反したときは、その認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならぬ。

3 主務大臣は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の二週間前までに第一項の規定による処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を当該歯科用貴金属地金加工業者に通知し、且つ、

4 第二項の聽聞においては、当該歯科用貴金属地金加工業者が、主務省令で定めた手続により、その旨を主務大臣に通知しなければならない。

5 第十四條第一項又は前條第一項の認可を受ける場合において、実質的に同一人に二以上の同一種類の認可をすることとなると認めることは、これらの規定による認可をしてはならない。

6 歯科用貴金属地金加工業者は、都道府県知事の認可を受けなければ營むことができない。

2 都道府県知事は、前項の規定により歯科用貴金属地金加工業の認可をしたときは、主務省令で定めた手続により、その旨を主務大臣に通知しなければならない。

3 第十四條第一項から第六項までは、歯科用貴金属地金加工業及び歯科用貴金属地金販売業者について規定する。この場合において、

4 第二項の聽聞においては、当該歯科用貴金属地金加工業者又はその代理人が出席して自己のために

5 第十四條第一項又は前條第一項の認可を受けた者が、これらの規定による同一種類の認可を受けている法人その他の団体と重要な利害関係を有するに至つたときは、三月以内にその旨を主務大臣又は都道府県知事に届け出でなければならない。

6 歯科用貴金属地金加工業者が死亡した場合において、引き続いで歯科用貴金属地金加工業を営む相続人は、第一項に規定する認可を

受けた者とみなす。この場合において、当該相続人は、主務省令で定める様式により、遅滞なく、そ

(事業の休廃止等の場合の処置)

第十七條 歯科用貴金属地金加工業者が死亡し、その相続人が引き続いで歯科用貴金属地金加工業を営まない場合又は歯科用貴金属地金加工業者がその事業を廃止し、若しくは休止し、若しくはその認可の取消若しくはその事業の停止の処分を受けた場合においては、主務大臣は、その相続人又は歯科用貴金属地金加工業者であつた者に対する取扱いを定め、その所有する歯科用貴金属地金加工業者に売却することを命ずることができるものとする。この場合においては、その価格は、第十一條第七項の規定により主務大臣が定める同條第一項の規定により割り当てられた歯科用貴金属地金の価格によらなければならぬ。

2 二以上の都道府県知事から前條第一項の認可を受けた場合は、その認可を受けて了者に対するすべての同項の認可は効力を失つて、その認可を受けて了する場合においては、主務大臣は、その認可を受けて了する場合を含む。)の規定による認可の申請をする場合においては、その申請書に、その申請者が他の法人その他の団体と重要な利害関係を有するかどうか、又は、若し有する場合には、当該団体と重要な利害関係を有する他の者と申請者との間に事業上の関係があるかどうかを記載しなければならない。

3 第十四條第一項(前條第三項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による認可の申請をする場合においては、その申請書に、その申請者が他の法人その他の団体と重要な利害関係を有するかどうか、又は、若し有する場合には、当該団体と重要な利害関係を有する他の者と申請者との間に事業上の関係があるかどうかを記載しなければならない。

4 主務大臣又は都道府県知事は、第十四條第一項又は前條第一項の認可を受ける場合において、実質的に同一人に二以上の同一種類の認可をすることとなると認めることは、これらの規定による認可をしてはならない。

5 第十四條第一項又は前條第一項の認可を受けた者が、これらの規定による同一種類の認可を受けている法人その他の団体と重要な利害関係を有するに至つたときは、三月以内にその旨を主務大臣又は都道府県知事に届け出でなければならない。

6 歯科用貴金属地金加工業及び歯科用貴金属地金販売業者について規定する。この場合において、

7 第二項の聽聞においては、当該歯科用貴金属地金加工業者又はその代理人が出席して自己のために

8 第二項の認可を受ける場合においては、当該歯科用貴金属地金加工業者又はその代理人が出席して自己のために

9 第二項の認可を受ける場合においては、当該歯科用貴金属地金加工業者又はその代理人が出席して自己のために

10 第二項の認可を受ける場合においては、当該歯科用貴金属地金加工業者又はその代理人が出席して自己のために

11 第二項の認可を受ける場合においては、当該歯科用貴金属地金加工業者又はその代理人が出席して自己のために

12 第二項の認可を受ける場合においては、当該歯科用貴金属地金加工業者又はその代理人が出席して自己のために

13 第二項の認可を受ける場合においては、当該歯科用貴金属地金加工業者又はその代理人が出席して自己のために

14 第二項の認可を受ける場合においては、当該歯科用貴金属地金加工業者又はその代理人が出席して自己のために

15 第二項の認可を受ける場合においては、当該歯科用貴金属地金加工業者又はその代理人が出席して自己のために

16 第二項の認可を受ける場合においては、当該歯科用貴金属地金加工業者又はその代理人が出席して自己のために

17 第二項の認可を受ける場合においては、当該歯科用貴金属地金加工業者又はその代理人が出席して自己のために

(認可)

第十九條 何人も二以上の都道府県知事に對して前條第一項の認可の申請をしてはならない。

2 二以上の都道府県知事から前條第一項の認可を受けた場合は、その認可を受けて了する場合においては、その認可を受けて了する場合を含む。)の規定による認可の申請をする場合においては、その申請書に、その申請者が他の法人その他の団体と重要な利害関係を有するかどうか、又は、若し有する場合には、当該団体と重要な利害関係を有する他の者と申請者との間に事業上の関係があるかどうかを記載しなければならない。

3 第十四條第一項(前條第三項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による認可の申請をする場合においては、その申請書に、その申請者が他の法人その他の団体と重要な利害関係を有するかどうか、又は、若し有する場合には、当該団体と重要な利害関係を有する他の者と申請者との間に事業上の関係があるかどうかを記載しなければならない。

4 主務大臣又は都道府県知事は、第十四條第一項又は前條第一項の認可を受ける場合において、実質的に同一人に二以上の同一種類の認可をすることとなると認めることは、これらの規定による認可をしてはならない。

5 第十四條第一項又は前條第一項の認可を受けた者が、これらの規定による同一種類の認可を受けている法人その他の団体と重要な利害関係を有するに至つたときは、三月以内にその旨を主務大臣又は都道府県知事に届け出でなければならない。

6 歯科用貴金属地金加工業及び歯科用貴金属地金販売業者について規定する。この場合において、

7 第二項の認可を受ける場合においては、当該歯科用貴金属地金加工業者又はその代理人が出席して自己のために

8 第二項の認可を受ける場合においては、当該歯科用貴金属地金加工業者又はその代理人が出席して自己のために

9 第二項の認可を受ける場合においては、当該歯科用貴金属地金加工業者又はその代理人が出席して自己のために

10 第二項の認可を受ける場合においては、当該歯科用貴金属地金加工業者又はその代理人が出席して自己のために

11 第二項の認可を受ける場合においては、当該歯科用貴金属地金加工業者又はその代理人が出席して自己のために

12 第二項の認可を受ける場合においては、当該歯科用貴金属地金加工業者又はその代理人が出席して自己のために

13 第二項の認可を受ける場合においては、当該歯科用貴金属地金加工業者又はその代理人が出席して自己のために

14 第二項の認可を受ける場合においては、当該歯科用貴金属地金加工業者又はその代理人が出席して自己のために

15 第二項の認可を受ける場合においては、当該歯科用貴金属地金加工業者又はその代理人が出席して自己のために

16 第二項の認可を受ける場合においては、当該歯科用貴金属地金加工業者又はその代理人が出席して自己のために

17 第二項の認可を受ける場合においては、当該歯科用貴金属地金加工業者又はその代理人が出席して自己のために

18 第二項の認可を受ける場合においては、当該歯科用貴金属地金加工業者又はその代理人が出席して自己のために

(輸入税の免除)

第二十條 戰時中における金銭業等に因り荒廃した金銭業の復興を

第六章 総則

1 第二項に規定するものの外、聴聞の手続に關して必要な事項は、

2 前項の認可を受けようとする者は、主務省令で定める手続によ

り、主務大臣に申請しなければな

らない。

促進するため、金鉱業者がその事業に必要である旨の主務大臣の証明を得て輸入した左に掲げる物品に對しては、この法律施行の日から三年間に限り、輸入税を免除する。

- 一 關稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表輸入稅表に掲げる物品のうちこの法律の別表に掲げるもの
- 二 前号に該当する器具又は機械の部分品及び附屬品
- 三 第一号に該当する機械とともに一組として輸入される附屬原動機及びその附屬装置
- 四 第三條及び第九條の規定により政府に貴金属地金を売却しなければならない者
- 五 第七條及び第九條の規定により政府の所有に係る貴金属地金を買受けた者
- 六 第十二條第二項の規定により主務大臣に申請した者
- 七 第二十條の規定により輸入稅の免除を受けた物品を輸入した金鉱業者

第二十一条 政府は、前條の規定により輸入稅の免除を受けた物品を輸入した金鉱業者が左の各号の一に該当する場合においては、當該金鉱業者から國稅徵收法（明治三十年法律第三十一号）の規定の例によつて輸入稅を徴收する。

- 一 前項第一号から第七号までに掲げる者
- 二 第七條の規定により買受の申請をした者
- 三 第十四條第二項の規定により認可の申請をした者
- 四 主務大臣は、當該職員をして、左に掲げる場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 五 前項に掲げる者の事務所、營業所、工場又は倉庫、貴金属鉱物、貴金属鉱石、貴金属含物又は金地金その他之類の貴金属地金が貯置されている都道府県知事は、當該職員をして、これに質問させることができる。
- 六 都道府県知事で定めるところにより、左に掲げる者から立入検査の許可を受ける者
- 七 第二項若しくは第四項に規定する質問又は第三項若しくは第五項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十二条 主務大臣は、當該職員をして、左に掲げる場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 一 前項に掲げる者の事務所、營業所、工場又は倉庫、貴金属鉱物、貴金属鉱石、貴金属含物又は金地金その他之類の貴金属地金が貯置されている都道府県知事は、當該職員をして、これに質問させることができる。

第二十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、左に掲げる者から報告を徴することができる。

- 一 前項に掲げる者から報告を徴することとする。
- 二 第十一條、第十四條、第十五條及び第十八條の規定における主務大臣は、大蔵大臣とし、その他の規定における主務大臣は、大蔵大臣

省令は、厚生省令とし、第二十二条の規定における主務省令は、太蔵省令、通商産業省令とし、第七條から第九條までの規定における主務省令は、大蔵大臣及び第七條の主務省令は、太蔵大臣厚生大臣及び第七條の申請者の業務に関する行政の所管大臣の発する省令とし、その他の規定における主務省令は、大蔵省令とする。

第七章 罰則

第二十四条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し、當該違反行為の目的物の価格の三倍が三十万円をこえるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

- 一 第三條第一項若しくは第二項（第四條第二項において準用する場合を含む。）又は第四條第二項の規定に違反して貴金属地金を政府に売却しなかつた者

第二十五条 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に處する。

- 一 第九條第六項の規定又は第十四條第六項若しくは第十五條の規定（第十八條第三項において准用する場合を含む。）又は第十九條第一項の規定に違反して認可の申請をした者

第二十六条 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に處する。

- 一 第九條第六項の規定又は第十四條第六項若しくは第十五條の規定（第十八條第三項において准用する場合を含む。）又は第十九條第五項の規定に違反して貴金属地金を賣却した者

第二十七条 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に處する。

- 一 第十二條第一項の規定に違反して金地金を取引し、又はよう解し、若しくは加工した者

第二十八条 左の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第九條第二項の規定に違反して金地金を賣却した者

第二十九条 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に處する。

- 一 第十二條第一項の規定に違反して金地金を取引し、又はよう解し、若しくは加工した者

第三十条 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に處する。

- 一 第十二條第一項の規定に違反して金地金を取引し、又はよう解し、若しくは加工した者

三 第二十二条第二項又は第四項

の規定による質問に対しても陳述をせず、又は虚偽の陳述をした者

四 第二十二条第三項又は第五項

の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する事項に違反

行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。但し、

法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの證明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

六 第二十四条又は第二十

五條の犯罪に係る貴金属地金、歯科用貴金属地金又は金地金であつて犯人の所有又は占有するものは、没収する。

七 犯人以外の者が犯罪の後前項の規定により貴金属地金、歯科用貴金属地金又は金地金を取得した場合において、その取得の當時善意であつたと認められないときは、これを没収する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 左に掲げる法令は、廃止する。
産金法（昭和十二年法律第五十九号）
産金法施行令（昭和十二年勅令第四百五十四号）

金、銀又は白金等の取引等取締

に関する件（昭和二十年勅令第

五百七十七号）

金、銀又は白金等の取引等取締

に関する件の施行に関する件（昭

和二十年大蔵省令第八十七号）

貴金属地金の取引等についての

帳簿及び報告に関する政令（昭

和二十四年政令第一百九十二

号）

三 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお

従前の例による。

四 この法律施行前ににおいて、旧

金、銀又は白金等の取引等取締に

関する件第一條第一項に規定する

取引又は行為について同項に規定する

大蔵大臣の許可があつた場合

には、当該取引又は行為について

第十二条第一項に規定する主務大臣の許可があつたものとみなす。

五 この法律施行前ににおいて、旧

金、銀又は白金等の取引等取締に

関する件の施行に関する件第一條

の規定により大蔵大臣に許可申請書を提出した場合においては、第

七條又は第十二条第一項の規定により主務大臣に申請があつたものとみなす。

六 この法律施行の際現に歯科用貴

金属地金加工業又は歯科用貴金属

地金販売業を営んでいる者であつてこの法律施行後その事業を継続

しようとするものは、第十四条第一項（第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定に准

じ、この法律施行後一月以内に主

務大臣又は都道府県知事に認可を申請しなければならない。

七 第十四条第三項から第五項まで

及び第十九條第三項の規定は、前

項の場合に適用する。

八 第六項の規定による申請をし、主務大臣又は都道府県知事の認可を受けた者は、第十四条第一項又は第十八條第一項の認可を受けた者とみなす。

九 この法律施行の際に歯科用貴

金属地金加工業又は歯科用貴金属

地金販売業を営んでいる者は、第

十四条第一項又は第十八条第一項

の規定にかかるらず、この法律施

行後一月を経過した日（第六項の

規定による申請をした者について

は、主務大臣又は都道府県知事の認可又は不認可の通知のあつた

日）まで、その事業を営むことが

できる。

昭和二十五年四月十五日
衆議院議長 繁原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

関税法の一部を改正する法律案

関税法の一部を改正する法律案

関税法（明治三十二年法律第六十

一号）の一部を次のように改正する。

第三條中「收容貨物」の下に「又ハ

保管貨物」を加える。

第七條但書を次のように改める。

但シ関税ヲ通航シタル場合又ハ其

ノ通航ヲ為ス目的ヲ以テ乎備若ハ

未遂ヲ行ヒタル場合ノ關稅ノ徵收

權ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十一條ノ三の次に次の一條を

加える。

第三十一條ノ四 旅客ノ攜帶品前條

第三項ノ貨物ニ該當スルトキハ保

管証ト引換ニ之ヲ稅關ニ保管スベ

シ

前項ノ保管貨物前條ノ證明又ハ認

定ヲ得ルニ至リタルトキハ第三十

一條ノ免許ヲ得テ保管証ト引換ニ

之ガ返還ヲ受クベシ

第一項ノ保管貨物輸出又ハ輸入ノ

免許ヲ受クルニ至ラザルトキ輸出

第一項ノ免許ヲ得テ保管証ト引換ニ

之ガ返還ヲ受クベシ

第一項ノ貨物ニ關スル一切の費用

ハ貨主ノ負担トス

〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕

番号	関税定率法別表 輸入税表	名	免税される物品
九五	植物性揮発油	二 其ノ他	
九六	乙 其ノ他		
九七	薬材、化學藥及製藥、化學藥及製藥	三二九 別号ニ掲ゲザル葉材、化學藥及製藥（別号ニ掲ゲザルモノ）	バイオ油
九八	特殊鋼	三三〇 葉材、化學藥及製藥ノ調合品（別号ニ掲ゲザルモノ）	青化石灰及び浮遊選鉱剤
九九	ト	四六一 ドリルスチール	浮遊選鉱剤
一〇〇	ト	五八四 キヤブスタン、ウインチ、ウインド	スラッシュヤーホイス
一〇一	ト	五九五 マシン	ニウマチツクワール及ニウマチツク
一〇二	ドリフター	五九六 別号ニ掲ゲザル機械	ニウマチツクワール及ニウマチツク
一〇三	ドリフター	五九七 マシン	ニウマチツクワール及ニウマチツク
一〇四	ドリフター	五九八 別号ニ掲ゲザル機械	ニウマチツクワール及ニウマチツク
一〇五	ドリフター	五九九 マシン	ニウマチツクワール及ニウマチツク
一〇六	ドリフター	六〇〇 マシン	ニウマチツクワール及ニウマチツク

〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕

第三十四條 但書を次のよう改める。

但シ税関ノ認許ヲ得命令ノ定ムル所ニ依リ税金ニ相当スル担保ヲ提供シタルトキハ輸入貨物ノ引取ヲ為スコトヲ得

第三章中「第五節 収容」を「第五節 収容及保管」に改める。

第五節中第五十二条の次に次の一

條を加える。

第五十二条ノ二 第三十一條ノ四第

一項ノ保管貨物保管ノ日ヨリ四箇

月以内ニ同條第二項又ハ第三項ノ

處理ヲ為サザルトキハ之ヲ併科ス

付シ關稅及其ノ貨物ニ關スル一切

ノ費用ニ充テ残金アルトキハ之ヲ

貨主ニ交付ス

前項ノ貨物生活力ヲ有スル動植物

ナルトキ、腐敗シ若ハ他ノ貨物ヲ害

ルトキ又ハ倉庫若ハ他ノ貨物ヲ害

スルノ處アルトキハ前項ノ期限ニ

拘ラズ之ヲ公売ニ付スルコトヲ得

第五十一條ノ二及第五十二條ノ規

定ハ前二項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第七十四条及び第七十五条を次の

ように改める。

第七十四条 関稅定率法第十一條ニ

掲タル貨物ノ輸入ヲ為シタル者ハ

五年以下ノ懲役若ハ五十万円以下

ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

前項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ予

備ヲ為シタル者又ハ同項ノ犯罪ノ

實行ニ着手シ之ヲ遂ゲザル者亦同

項ニ同ジ

前二項ノ犯罪ニ係ル貨物ノ原価ノ

二倍ガ五十万円ヲ超ユルトキハ情

状ニ因リ前二項ノ罰金ハ五十万円

ヲ超エ其ノ原価ノ二倍ニ相當スル

金額以下ト為スコトヲ得

第七十五条 関稅ヲ逋脱シタル者ハ

五年以下ノ懲役若ハ五十万円以下

ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

前項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ予

備ヲ為シタル者又ハ同項ノ犯罪ノ

實行ニ着手シ之ヲ遂ゲザル者亦同

項ニ同ジ

前二項ノ犯罪ニ係ル貨物ノ原価ノ

二倍ガ五十万円ヲ超ユルトキハ情

状ニ因リ前二項ノ罰金ハ五十万円

ヲ超エ其ノ原価ノ二倍ニ相當スル

金額以下ト為スコトヲ得

ル貨物ノ運搬、寄藏、收受、故買又ハ牙保ヲ為シタル者ハ三年以下

ノ懲役若ハ三十万円以下ノ罰金ニ

前項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ予

備ヲ為シタル者又ハ同項ノ犯罪ノ

實行ニ着手シ之ヲ遂ゲザル者亦同

項ニ同ジ

前二項ノ犯罪ニ係ル貨物ノ原価ノ

二倍ガ五十万円ヲ超ユルトキハ情

状ニ因リ前二項ノ罰金ハ三十万円

ヲ超エ其ノ原価ノ二倍ニ相當スル

金額以下ト為スコトヲ得

第七十七条 「三万円」を「十万円」

に改める。

第七十六条 第二項中「、第八十四

條（第一百一條ノ二ニ於テ準用スル場

合ヲ含ム）又ハ第八十五条】を削る。

第八十二條ノ四を次のよう改め

る。

第八十二條ノ四 本法ヲ犯シタル者

ニハ刑法第四十八條第二項、第六

ノ輸出又ハ輸入ヲ為シタル者ハ五

年以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ

罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

前項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ予

備ヲ為シタル者又ハ同項ノ犯罪ノ

實行ニ着手シ之ヲ遂ゲザル者亦同

項ニ同ジ

前二項ノ犯罪ニ係ル貨物ノ原価ノ

二倍ガ五十万円ヲ超ユルトキハ情

状ニ因リ前二項ノ罰金ハ二十万円

ヲ超エ其ノ原価ノ二倍ニ相當スル

金額以下ト為スコトヲ得

質問シ此等ノ者ノ任意ニ提出シタ

ル物件、帳簿、書類等ヲ検査シ又

ハ領置スルコトヲ得

第八十七條中「検査第八十四條ノ

場合ニ限ル」」を「検査（第八十四條

及第八十六條ノ場合ニ限ル」領置」

に改める。

第九十條第一項中「差押ヘタルト

キハ差押目録」を「差押ヘタルトキ又

ハ領置シタルトキハ其ノ差押目録又

ハ領置目録」に改め、同條第二項及

び第三項中「差押物件」を「差押物件

又ハ領置物件」に改める。

第九十一条第一項中「臨檢搜索又

ハ差押ハ」の下に「許可状ニ夜間執行

スルコトヲ得ル旨ノ記載ナキトキ

ハ」を加える。

第八十二條ノ四を次のよう改め

る。

第八十三條第一項を次のよう改

める。

第七十四条、第七十五条若ハ第七

十六條ノ犯罪ニ係ル貨物、其ノ犯

罪行為ノ用ニ供シタル船舶又ハ第

七十六條ノ二ノ犯罪ニ係ル貨物ニ

シテ犯人ノ所有又ハ占有ニ係ルモ

ノハ之ヲ没収ス

第七十六條ノ二を次のよう改め

る。

第八十六條 稅關官吏ハ犯則事件ノ

調査ヲ為スニ當リ必要ト認ムル

キハ犯則嫌疑者若ハ参考人ニ對シ

昭和二十五年四月十五日
衆議院議長 勝原喜重郎

參議院議長 佐藤尚武殿

国家公務員等の旅費に関する法律案

第十九條 総則（第一條—第十五條）

第二章 内国旅行の旅費（第十六

條—第三十條）

第三章 外国旅行の旅費（第三十二

條—第四十五條）

第四章 雜則（第四十六條—第四

十八條）

附則

第一章 総則（目的）

第一條 この法律は、公務のため旅

行する国家公務員等に対し支給す

る旅費に関し諸般の基準を定め、

公務の円滑な運営に資するととも

に國費の適正な支出を図ることを

目的とする。

2 国が國家公務員（以下「職員」と

いふ。）及び職員以外の者に対し

支給する旅費並びに法令による公

務の円滑な運営に資するととも

に國費の適正な支出を図ることを

目的とする。

3 附則（旅費の基準）

第一項の規定により最終於

の輸出入の取締に関する政令（昭

和二十四年政令第百九十九号）第

二十八條第一項の規定により交付

を受けている個別保管証は、關稅

の輸出入の取締に関する政令（昭

和二十四年政令第百九十九号）第

二十九條第一項の規定により交付

（用語の意義）

第一條 この法律において、左の各

号に掲げる用語の意義は、当該各

号に定めるところによる。

一 各庁の長、衆議院議長、參議院議長、内閣總理大臣、法務総裁、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長、人事院総裁、法令による公団の總裁又は理事長、国民金融公庫及び住宅金融公庫の總裁、連合國軍人等の住宅公社理事長並びに商船管理委員会理事長をいう。

二 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び大藏省令で定めるその附屬の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

三 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいふ。以下同じ。）における旅行及び外国における旅行をいう。

四 出張 職員が公務のため一時その在勤官署（常時勤務する在勤官署のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のために一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

五 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住處若しくは居所から在勤官署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤官署から新在勤官署に旅行することをいう。

六 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

七 扶養親族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の收入によつて生計を維持しているものをいい。外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で主として職員の收入によつて生計を維持しているものをいう。

八 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死後當時職員と生計を一にして他の親族をいう。

九 在勤官署の職員による当該官署の職務及び一般俸給表の適用を受けない者について各庁の長が大蔵大臣に協議して定めるこれに相当する職務をいうものとする。

十 この法律において「何級の職務」という場合には、一般職の職員の給與に関する法律（昭和二十五年法律第二十九号）第六條第二項第一号に規定する一般俸給表による当該級の職務及び一般俸給表の適用を受けない者について各庁の長が翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族は、当該職員の遺族をいう。

十一 職員が、外國の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外國旅行中に退職等となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員は赴任のための外國の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外國旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族は、当該職員の死後當時の職員の給與を受けない者について各庁の長が大蔵大臣に協議して定めるこれに相当する職務をいうものとする。

十二 この法律において「何々地」という場合には、本邦においては市町村の存する地域（都についていは、特別区の存する全地域）をいふ。外国にあつてはこれに準ずる地域をいうものとする。

十三 第二項、第三項、第四項及び前項の規定に該当する場合を除く外、他の法律に特別の定がある場合その他國費を支弁して旅行される必要がある場合には、旅費を支給する。

十四 第一項、第二項、第四項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本條において同じ。）が、その出発前に第四條第三項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、當該金額のうちその者の損失とな

十五 職員が前項第一号又は第四号の規定に該当する場合においては、内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員は、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住した場合は、当該職員の遺族をいう。

十六 職員が採用されている者が呼出しに応じ出頭した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

十七 職員又は職員以外の者が、国の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

十八 第一項、第二項、第四項及び前項の規定に該当する場合を除く外、他の法律に特別の定がある場合その他國費を支弁して旅行される必要がある場合には、旅費を支給する。

十九 第一項、第二項及び第四項から前項までの規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本條において同じ。）が、その出発前に第四條第三項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、當該金額のうちその者の損失とな

二十 第一項、第二項及び第四項から第六項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故により旅費を支給することができる者が、旅行中交通機関の事故により旅費の支給を受けた旅費額（概算拂を受けるかつた場合には、概算拂を受けることができた旅費額に相当する金額の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内に大蔵省令で定める金額を旅費として支給することができる。

二十一 職員が前項第一号又は第四号の規定に該当する場合においては、内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「旅行命令等」という。）によつて当該官署に掲げる旅行は、当該官署に掲げる区分により、各府の長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行わなければならない。

二十二 前條第一項の規定に該当する旅行（旅行命令等）左の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、各府の長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行わなければならない。

二十三 前條第四項又は第五項の規定に該当する旅行（旅行依頼）郵便等の通信による連絡手段によつて公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、且つ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

二十四 旅行命令権者は、電信、電話、下同。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第五條第一項若しくは第二項の規定による旅行

者の申請に基き、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）を交付してこれをしなければならない。

但し、旅行命令書等を交付するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけすみやかに旅行命令書等を当該旅行者に交付しなければならない。

6 旅行命令書等の記載事項及び様式は、大蔵省令で定める。（旅行命令等に従わない旅行）

第五條 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り旅行命令等（前條第三項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本條において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしてなければならない。

7 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするといまい場合は、旅行命令等に従わないので旅行した後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしてしなければならない。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う家財の移転について、路程に応じ一定距離により支給する。

10 着後手当は、赴任について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族について、支給す

命令等に従わないので旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

第六條 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ一キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ一日当りの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う家財の移転について、路程に応じ一定距離により支給する。

10 着後手当は、赴任について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族について、支給す

12 支度料は、外国への出張又は赴任について、定額により支給する。

13 死亡手当は、第三條第二項第五号又は第七号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。

14 内国旅行については、第一項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる。

15 外国旅行については、第一項に掲げる旅費に代え、旅行手当を旅費として支給することができる。（旅費の計算）

第七條 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、公務上の必要又は天災その他のやむを得ない事情に因り最も経済的な経路及び方法によつて計算する。

第八條 旅費計算上の旅行日数は、第三項の規定に該当する場合を除し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第九條 旅費計算上の旅行日数は、通常の経路又は方法によつて旅行に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしてしなければならない。

第十條 私事のために在勤地又は出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第十一條 一日の旅行において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第十二條 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を

は、第一項但書及び前項の規定により計算した日数による。

第九條 旅行者が同一地域（第二條第三項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料

は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数三十日をこえる場合には、そのこえる日数について定額の二割、滞在日数六十日をこえる場合には、そのこえる日数について定額の三割に相当する額につれて定額から減じた額に

をそれぞれの定額から減じた額に

をとることとする。此の場合に

おいて、必要な添附書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その旅費の請求を受けることは、その書類を提出しなかつたため、その旅費の請求が明らかにされなかつた部の金額の支給を受けることができない。

概算拂に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算を行つた場合は、所定の期間内に、当該過拂金が精算の結果過拂金があつた場合に精算の結果過拂金があつた場合は、所定の期間内に、当該過拂金を返納させなければならない。

3 支出官等は、前項の規定による精算の結果過拂金があつた場合は、所定の期間内に、当該過拂金を返納させなければならない。

4 支出官等は、その支出、又は支拂った概算拂に係る旅費の支給を受けた旅行者が第二項の規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合は、前項に規定する期間内に過拂金を返納しなかつた場合は、当該支出官等がその後においてその者に対し支出し、又は支拂う

旅費又は旅費の額から該概算拂に

係る旅費額又は当該過拂金に相当する金額を差し引かなければならぬ。

第一項に規定する請求書及び必要な添附書類の種類、記載事項及び様式、第二項及び第三項に規定する期間並びに前項に規定する給與の種類は、大藏省令で定める。

(採用予定者の旅費)
第十四條 第三條第四項の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じて計算した新職務相当の旅費とする。

(証人等の旅費)

第十五條 第三條第五項又は第六項の規定により支給する旅費は、他の法律に特別の定がある場合を除く外、各庁の長が大藏大臣に協議して定める旅費とする。

第二章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第十六條 鉄道賃の額は、左の各号に規定する旅客運賃(以下本條において「運賃」という。)及び急行料金(これらものに対する通行税を含む。)による。

(汽船賃)

第十七條 船賃の額は、左の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本條において「運賃」という。)及び碇台料金(これらものに対する通行税を含む。)による。

一 十級以下四級以上の職務にあら者については、二等の運賃

八 三級以下の職務にある者に

二 運賃の等級を二階級に区分す

左に規定する運賃

三 等級以下の職務にある者に

四 内閣総理大臣等及び四級以

イ 内閣総理大臣等及び八級以

ロ 三級以下の職務にある者に

ついては、下級の運賃

五 運賃の等級を設けない線路に

六 上の職務にある者について

七 上級の運賃

八 三級以下の職務にある者に

九 三級以下の職務を三階級に区分す

左に規定する運賃

十 三級以下の職務を二階級に区分す

左に規定する運賃

十一 三級以下の職務を二階級に区分す

左に規定する運賃

十二 三級以下の職務を二階級に区分す

左に規定する運賃

十三 三級以下の職務を二階級に区分す

左に規定する運賃

十四 三級以下の職務を二階級に区分す

左に規定する運賃

十五 三級以下の職務を二階級に区分す

左に規定する運賃

十六 三級以下の職務を二階級に区分す

左に規定する運賃

(船賃)
第十七條 船賃の額は、左の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本條において「運賃」という。)及び碇台料金(これらものに対する通行税を含む。)による。

一 運賃の等級を三階級に区分す

左に規定する運賃

二 運賃の等級を二階級に区分す

左に規定する運賃

三 運賃の等級を二階級に区分す

左に規定する運賃

四 運賃の等級を二階級に区分す

左に規定する運賃

五 運賃の等級を二階級に区分す

左に規定する運賃

六 運賃の等級を二階級に区分す

左に規定する運賃

七 運賃の等級を二階級に区分す

左に規定する運賃

八 運賃の等級を二階級に区分す

左に規定する運賃

九 運賃の等級を二階級に区分す

左に規定する運賃

十 運賃の等級を二階級に区分す

左に規定する運賃

十一 運賃の等級を二階級に区分す

左に規定する運賃

十二 運賃の等級を二階級に区分す

左に規定する運賃

十三 運賃の等級を二階級に区分す

左に規定する運賃

(航空賃)
第十八條 航空賃の額は、現に支拂行に付しては、公務上の必要又は天災その他を得ない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

一 車賃の額は、別表第一の定額による。但し、公務上の必要又は天災その他を得ない場合に因り定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合に限り、支給する。

二 食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

三 移転料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

四 宿泊料は、水路旅行及び航空旅

行に付しては、公務上の必要又は天災その他を得ない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

五 食事料の額は、別表第二の定額による。

六 宿泊料は、水路旅行及び航空旅

行に付しては、公務上の必要又は天災その他を得ない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

七 食事料の額は、別表第三の定額による。

八 食事料の額は、別表第四の定額による。

九 食事料の額は、別表第五の定額による。

十 食事料の額は、別表第六の定額による。

十一 食事料の額は、別表第七の定額による。

十二 食事料の額は、別表第八の定額による。

十三 食事料の額は、別表第九の定額による。

十四 食事料の額は、別表第十の定額による。

十五 食事料の額は、別表第十一の定額による。

十六 食事料の額は、別表第十二の定額による。

十七 食事料の額は、別表第十三の定額による。

十八 食事料の額は、別表第十四の定額による。

十九 食事料の額は、別表第十五の定額による。

二十 食事料の額は、別表第十六の定額による。

二十一 食事料の額は、別表第十七の定額による。

二十二 食事料の額は、別表第十八の定額による。

二十三 食事料の額は、別表第十九の定額による。

二十四 食事料の額は、別表第二十の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅

行に付しては、公務上の必要又は天災その他を得ない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

一 船泊料の額は、宿泊料の額に相当する額による。

二 船泊料の額は、宿泊料の額に相当する額による。

三 船泊料の額は、宿泊料の額に相当する額による。

四 船泊料の額は、宿泊料の額に相当する額による。

五 船泊料の額は、宿泊料の額に相当する額による。

六 船泊料の額は、宿泊料の額に相当する額による。

七 船泊料の額は、宿泊料の額に相当する額による。

八 船泊料の額は、宿泊料の額に相当する額による。

九 船泊料の額は、宿泊料の額に相当する額による。

十 船泊料の額は、宿泊料の額に相当する額による。

十一 船泊料の額は、宿泊料の額に相当する額による。

十二 船泊料の額は、宿泊料の額に相当する額による。

十三 船泊料の額は、宿泊料の額に相当する額による。

十四 船泊料の額は、宿泊料の額に相当する額による。

十五 船泊料の額は、宿泊料の額に相当する額による。

十六 船泊料の額は、宿泊料の額に相当する額による。

十七 船泊料の額は、宿泊料の額に相当する額による。

十八 船泊料の額は、宿泊料の額に相当する額による。

十九 船泊料の額は、宿泊料の額に相当する額による。

二十 船泊料の額は、宿泊料の額に相当する額による。

二十一 船泊料の額は、宿泊料の額に相当する額による。

二十二 船泊料の額は、宿泊料の額に相当する額による。

二十三 船泊料の額は、宿泊料の額に相当する額による。

二十四 船泊料の額は、宿泊料の額に相当する額による。

二十五 船泊料の額は、宿泊料の額に相当する額による。

における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他を得ない事情がある場合には、第一項第三号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第一四條 着後手当の額は、別表第一の日当額の五日分及び新在勤地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の五夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第一五條 扶養親族移転料の額は、左の各号に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際ににおける年齢に従い、左の各号に規定する額の合計額

イ 「十二歳以上の者について」は、その移転の際ににおける職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の一に相当する額

ロ 「十二歳未満六歳以上の者については、イに規定する額の二分の一に相当する額」

ハ 「六歳未満の者については、その移転の際ににおける職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の一に相当する額」

二 前号の規定に該当する場合を除く外、第一二三條第一項第一号又は第三号の規定に該当する場合には、別表第一の日当

号又は別表第一の日当に相当する額。但し、前号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)をこえることができない。

2 職員が赴任を命ぜられた日ににおいて胎兒であつた子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算について

は、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(日額旅費)

第二六條 第六條第十四項の規定により支給する日額旅費の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、各府の長が大藏大臣に協議して定める。但し、その額は、當該日額旅費の性質に応じ、第六條第一項に掲げる旅費の額についてこの法律で定める基準をことなうことができる。

2 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鐵道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。但し、左の各号の一に該当する場合には、當該各号に規定する額の旅費を支給する。

(在勤地内旅行の旅費)

第二七條 在勤地内における旅行については、左の各号の一に該当する場合には、赴任の例に準じ、且つ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(在勤地内旅行の旅費)

一 旅行が行程八キロメートル以上又は引き続き五時間以上にわたる場合には、別表第一の日当額の二分の一以内において大蔵省令で定める基準に従い、各号の規定により支給することを命ぜられる場合には、別表第一の鐵道百キロメートル未満の場合の定額の三分の一に相当する額の範囲内の実費額の移転料額又は移転料

二 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り宿泊する場合には、別表第一の宿泊料

(退職者等の旅費)

三 第二八條第一項各号の一に該当する場合には、當該各号に規定する額の鐵道賃、船賃、車

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

2 第二九條 第二條第二項第一号の規定により支給する旅費は、左の各号に規定する旅費とする。

(在勤地内退職等の旅費)

二 職員が出張中に退職等となつた場合には、左に規定する旅費

(退職等の旅費)

三 職員を命ぜられた職員が、職員のための国設宿舎に居住し、又はそれを明け渡すことを命ぜられる場合には、別表第一の鐵道百キロメートル未満の場合の定額の三分の一に相当する額の範囲内の実費額の移転料額又は移転料

(遣族の旅費)

2 第三十條 第三條第二項第二号の規定により支給する旅費は、左の各号に規定する旅費とする。

(死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費)

一 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

(死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費)

二 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

(死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費)

一 職員が赴任中に退職等となつた場合には、左に規定する旅費

(退職等の旅費)

2 本邦に出張中の外國在勤の職員が第三條第二項第一号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、當該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第一号の規定に準じて計算した旅費とする。

(在外勤務の旅費)

本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第一号の規定に準じて計算した旅費の外、第四十四條第一項第三号又は第四号及び第五号並びに第二項の規定に準じて計算した旅費とする。

(遣族の旅費)

2 第三十條 第三條第二項第二号の規定により支給する旅費は、左の各号に規定する旅費とする。

(死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費)

一 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

(死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費)

2 本邦に出張中の外國在勤の職員が第三條第二項第一号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、當該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第一号の規定に準じて計算した旅費とする。

(在外勤務の旅費)

死亡した日」と読み替えるものとする。

第三章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第二十一條 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。但し、移転料並びに外国航路の船賃又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空貨及び本邦を出発した日から当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日當及び食卓料については、本章に規定するところによる。

2 前項本文の場合において、第一十五條第一項の規定の適用について、本邦出発の場合にはその外國への出発地を新在勤地又は新居住地とみなし、本邦到着の場合にはその外國からの到着地を旧在勤地又は旧居住地とみなす。

(鉄道賃)

第三十二條 鉄道賃の額は、左の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む)以下本條において「運賃」といふ。及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む)による。

一 運賃の等級を二以上上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃(最高級の階級内の最上級の運賃)

二 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

三 内閣総理大臣等又は十一級以上の職務にある者が公務上の必要に因りあらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする運賃

一 運賃の等級を二以上上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃

二 連客の運賃

三 內閣総理大臣等又は十一級以上の職務にある者が公務上の必要に因りあらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする運賃

要に因り特別の座席の設備を利する場合は、前二号に規定する運賃の外、その座席のため現に支拂つた旅費

四 公務上の必要に因り別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前二号に規定する運賃の外、現に支拂つた急行料金又は寝台料金

第三十四條 航空賃の額は、現に支用した場合は、前二号に規定する運賃の外、その座席のため現に支拂つた旅費

四 公務上の必要に因り別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前二号に規定する運賃の外、現に支拂つた急行料金

(航空賃及び車賃)

第三十四條 航空賃の額は、現に支用した場合は、前二号に規定する運賃の外、その座席のため現に支拂つた旅費

(宿泊料及び食卓料)

第三十五條 日當、宿泊料及び食卓料の額は、旅行先の区分に応じた別表第二の定額による。

2 車賃の額は、別表第一の定額による。

3 第二十條第一項及び第二項、第二十一條第二項及び第三項、第二十二條第三項及び第四項の規定は、外国旅行の場合の日當、宿泊料及び食卓料について適用する。

2 食卓料の額は、別表第一の定額による。

3 第二十條第一項及び第二項、第二十一條第二項及び第三項、第二十二條第三項及び第四項の規定は、前二号の規定による。

2 移転料の額は、左の各号に規定する額による。

3 第二十條第一項及び第二項、第二十一條第二項及び第三項、第二十二條第三項及び第四項の規定は、前二号の規定による。

貨の全額並びに日當、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の一に相当する額

三 十二歳未満の子については、前号に規定する額の三分の一に相当する額

四 扶養親族移転料

第三十八條 扶養親族移転料は、右の各号の一に該当する場合に支給する。

5 第二項第二号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、その旧居住地を旧在勤地と新居住地を新在勤地とみなして第二十五條第二号の規定による。

3 第二項第二号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、その旧居住地を旧在勤地と新居住地を新在勤地とみなして第二十五條第二号の規定による。

4 第二十九條第三項の規定は、前二項の規定による扶養親族移転料として計算した額による。

2 第二十九條第三項の規定は、前二項の規定による扶養親族移転料として計算した額による。

3 第三十條第三項の規定は、目的地の存する地域の区分及び旅行期間に応じた別表第一の定額による。

4 第三十條第三項の規定は、前二項の規定による扶養親族移転料として計算した額による。

2 第三十條第三項の規定は、前二項の規定による扶養親族移転料として計算した額による。

3 第三十條第三項の規定は、目的地の存する地域の区分及び旅行期間に応じた別表第一の定額による。

4 第三十條第三項の規定は、前二項の規定による扶養親族移転料として計算した額による。

2 職員が第三條第一項第五号の規定に該当し、且つ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、左の各号に規定する額による。

一 職員が出張中に死亡した場合には、当該職員の本邦における所属厅（各号の長の在勤部署をいう。以下同じ。）所在厅（所属厅がない場合には、東京都。以下同じ。）を旧在勤地とみなして第三十條第一項第一号の規定に準じて計算した旅費の額

二 職員が赴任中に死亡した場合には、当該職員の本邦における所属厅所在地を新在勤地とみなして第三十條第一項第二号の規定に準じて計算した旅費の額

三 外国在勤の職員の配偶者が第三條第二項第七号の規定に該当し、且つ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、第一項の規定にかかわらず、左の各号に規定する額による。

二 職員が赴任中に死亡した場合には、当該職員の本邦における所属厅（各号の長の在勤部署をいう。以下同じ。）所在厅（所属厅がない場合には、東京都。以下同じ。）を旧在勤地とみなして第三十條第一項第一号の規定に準じて計算した旅費の額

二 職員が赴任中に死亡した場合には、当該職員の本邦における所属厅（各号の長の在勤部署をいう。以下同じ。）所在厅（所属厅がない場合には、東京都。以下同じ。）を旧在勤地とみなして第三十條第一項第一号の規定に準じて計算した旅費の額

第四十二條 第二十七條（日額旅費及び移転料に関する部分を除く。）の規定は、外国の在勤地内における旅行の旅費について準用する。この場合において、同條第一号及び第二号中「別表第一」とあるのは「別表第一」と、同條第三号中「第二十八條第一項各号の一」とあるのは「第四十三條において準用する第二十八條第一項第一号又は第二号の規定」と読み替えるものとする。
(在勤地内旅行の旅費)

(一) 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。但し、日当については三十日分、宿泊料については三十夜分をこえることができない。
(二) 赴任の例に準じて計算した旧在勤地から旧所属厅所在地までの前職務相当の旅費(着後手当を除く。)

(一) 退職等となつた場合において、出張地から旧在勤地に帰らぬで当該退職等に伴う旅行をしたときは、左に規定する旅費(着後手当を除く。)
(二) 職員が外国の出張地において、出張地から旧在勤地とみなして第一号イの規定に準じて計算した日当及び宿泊料。
(三) 旧在勤地に到着した日の翌日から二月以内に当該退職等に伴う旅行をした場合は、左に規定する旅費(着後手当を除く。)

(一) 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じて前号の規定に準じて計算した旅費の額の外、左に規定する旅費

3 第一項第二号から第四号までの規定に該当する場合を除く外、職員が外国旅行の途中において退職等となつた場合において第三條第二項第四号の規定により支給する。

(退職者等の旅費)

第四十四條 第三條第二項第四号の規定において第一項又は第二項の規定による死亡手当の支給を受けた者の順位について適用する。

一 外国在勤の職員がその在勤地において退職等となつた場合に左に規定する旅費とする。

イ 退職等を知った日までの旧在勤地の区分に応じた第二十條第一項及び第二十一條第一項の規定による前職務相当の日当及び宿泊料。但し、日当については十五日分、宿泊料については十五夜分をこえることができない。

ロ 退職等を知った日の翌日から三月以内に出張地を出发して当該退職等に伴う旅行をして当該退職等を左に規定する旅費(支度料を除く。)

ハ 出張の例に準じて計算した出張地から旧在勤地までの前職務相当の旅費(支度料を除く。)

四 外国在勤の職員が外国又は本邦の出張地において退職等になつた場合において、出張地から旧在勤地に帰つた後当該退職等に伴う旅行をしたときは、左に規定する旅費(着後手当を除く。)

五 外国在勤の職員が第二号又は第三号の規定に該当する場合において、家財又は扶養親族を旧在勤地から本邦に移転する必要があるときは、当該各号に規定する旅費の外、旧在勤地から旧所属厅所在地までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料(着後手当に相当する部分を除く。)

2 各号の長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第一号ロ、第三号ロ又は第四号ハに規定する期間を延長することができる。

3 第一項第二号から第四号までの規定に該当する場合を除く外、職員が外国旅行の途中において退職等となつた場合において第三條第二項第四号の規定により支給する。

旅費は、前二項の規定に準じ大蔵省令で定める。

(遣族の旅費)

第四十五條 第三條第二項第六号の規定により支給する旅費は、職員の旧在勤地から旧所属所在地までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料（看護手当に相当する部分を除く。）並びに旧所属所在地を居住地とみなして第三十條第四項の規定に準じて計算した旅費とする。

第四章 雜則

(旅費の調整)

第四十六條 各庁の長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他この法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費を支給した場合には不當に旅行の実費をこえて旅費を支給することとなる場合は、その実費をこえることとなる部分の旅費について、旅費の全部又は一部を支給しないことができない。

2 各庁の長は、前項の規定のある適用を認めたために、大臣に協議して同項の規定を適用する場合に関する部内の統一的な基準を作成するものとし、各庁の長が

旅費の全部又は一部を支給しないこととする場合には、当該基準によるものとする。

(旅費の特例)

第四十七條 各庁の長は、職員について労働基準法（昭和二十一年法律第四十九号）第十五條第三項若しくは第六十八條又は船員法（昭和二十二年法律第二百号）第四十七條の規定に該当する事由がある場合において、この法律の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの法律の規定により支給する旅費が労働基準法第十五條第三項若しくは第六十八條又は船員法第四十八條の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に對しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 各庁の長は、国家公務員法第五十九條に規定する條件附採用期間中の職員がその條件附採用期間中にその意に反して退職となつた場合において退職の通達を受けた日から十四日以内に出発して帰住するときは、第三十條第四項の規定に準じて計算した前職務相当の旅費を支給するものとする。

3 昭和二十五年三月三十一日以前の旅行については、附則第八項及び第九項に規定する事項を除く外、なお従前の例による。

4 別表第二に掲げる者に支給する車賃、日当、食事料、宿泊料、移転料、支度料及び死亡手当の定額は、当分の間、本則の規定にかかるわらず、別表第一及び第一の定額

に準じて計算する。

(実施規定)

第四十八條 この法律の実施のための手続その他の執行について必要な事項は、大蔵省令で定める。

5 外国旅行についての、入出国税、旅行券の査証手数料、外貨の買入手数料、携帶荷物の運賃等旅行に伴う附隨的費用及び旅行中の予測しがたい費用に充てるため、当分の間、第六條に規定する旅費の外、大蔵大臣の定める基準に従い、七万五千六百円の範囲内の金額を旅費として支給する。

6 前項の規定による旅費を支給することができる間は、当該旅費の額の三分の一に相当する額を、第三十八條第二項第一号又は第二号に規定する扶養親族移転料の額に加算する。

7 外国旅行については、特別の調査、通訳の雇用、事務の依頼等公務上の必要に因り特に支出を必要とする特別の費用に充てるため、当分の間、第六條及び前二項の規定による旅費の外、旅行日数一日につき一千八十円の割合で計算する。

8 本邦から外国に出張又は赴任を命ぜられた者が、二会計年度にわたりつて外国旅行をする場合における旅費は、当分の間、その出張又は赴任を命ぜられた日の属する会計年度の歳出予算から概算で支出することができる。

8 前項の規定により支出した旅費の精算に因つて生ずる返納金又は追給金は、その精算を行つた日の属する会計年度の歳入又は歳出とする。

10 国会閉会中に於いて、外国為替相場の変動、物価の改訂等の事由に因り緊急に旅費の定額を改訂する必要を生じたときは、最近の国会においてこの法律が改正されるまでの間、政令をもつて臨時に旅費の定額を改訂することができる。

11 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の応急措置に関する法律（昭和二十一年法律第二百六十七号）の一部を次のようにより改正する。

本則第一項中「労働基準法（同法第十一条及び第二十一條を除く。）又は船員法（同法第四十六條を除く。）」を「労働基準法（同法第十一条第三項、第二十條、第二十一條及び第六十八條の規定を除く。）又は船員法（同法第四十六條から第四十八條までの規定を除く。）」に改める。

別表第一 内国旅行の旅費		
車賃 (キロメートルにつき)	宿泊料 (一夜につき)	日当 (一日につき)
甲地方	八〇〇円	三円
乙地方	六四〇円	一六〇円

別表第二 移転料
鉄道百キロメートル未満
鉄道百キロメートル以上五百キロメートル未満
一〇、五〇〇円
鐵道五百キロメートル以上千キロメートル未満
一四、五〇〇円
鐵道千五百キロメートル以上二千キロメートル未満
一九、〇〇〇円
鐵道二千キロメートル以上
二九、五〇〇円

備考

一 宿泊料の項中甲地方とは一般職の職員の給與に関する法律第十二条の規定により最高の割合による勤務地手当を支給される地域をいい、乙地方とはその他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

二 移転料の項の適用については、水路一千キロメートル、陸路四分の一千キロメートルをもつてそれぞれ鉄道一千キロメートルとみなす。

別表第一 外国旅行の旅費

一 日当及び宿泊料

地 域 区 分	日 当 (一日につき)	宿泊料 (一夜につき)
アメリカ合衆国	九〇〇円	一一七〇円
アルゼンチン国	七二〇円	一一一六〇円
ブラジル国	九〇〇円	一一七〇円
グレート・ブリテン国	九〇〇円	一一七〇円
フランス国	九〇〇円	一一七〇円
イスラエル国	九〇〇円	一一七〇円
イタリア国	九〇〇円	一一七〇円
インド国	九〇〇円	一一七〇円
セイロン国	九〇〇円	一一七〇円
ビルマ国	九〇〇円	一一七〇円
タイ国	九〇〇円	一一一六〇円
マレー	九〇〇円	一一七〇円
印度支那	九〇〇円	一一七〇円
インドネシア国	七一〇円	一一一六〇円
フィリピン国	一、一二六〇円	三、七八〇円
香港	九〇〇円	一一七〇円
中華民国	九〇〇円	一一七〇円
台湾	七一〇円	一一一六〇円
朝鮮	五四〇円	一一六一〇円
その他の地域	前各号に準じ大蔵大臣の定める額	同上

備考

船舶又は航空機による旅行（地域区分の欄に掲げる一の地域内における旅行を除く。）の場合における日当の額は、一日につき九〇〇円とする。

二 食卓料、移転料、支度料及び死亡手当

食卓料 (一 夜)	一、八〇〇円
移転料	
鉄道百キロメートル未満	一六、〇〇〇円
鉄道五百キロメートル以上千五百キロメートル未満	二一、〇〇〇円
鉄道五千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	二九、〇〇〇円
鉄道二千キロメートル以上	五九、〇〇〇円
支度料	
甲地方	
旅行期間三月以上	七七、〇〇〇円
乙地方	
旅行期間一月未満	四五、九〇〇円
丙地方	
旅行期間一月以上三月未満	六五、四五〇円
旅行期間三月以上	六五、七〇〇円
甲地方	
旅行期間一月末満	二一、六〇〇円
乙地方	
旅行期間一月以上三月末満	二六、二〇〇円
丙地方	
旅行期間三月以上	三〇、八〇〇円
死亡手当	
甲地方	
乙地方	
丙地方	

備考

一 支度料及び死亡手当の項中、甲地方とは南アメリカ、北アメリカ、ヨーロッパ及びオーストラリア、丙地方とは朝鮮、台灣及び韓太、乙地方とは甲地方及び丙地方以外の地域（本邦を除く。）をいう。船舶による旅行中に死亡した場合には、丙地方において死亡したものとみなし、航空機による旅行中に死亡した場合には、目的地の存する地域において死亡したものとみなす。

二 移転料の項の適用については、水路一千キロメートル、陸路四分の一千キロメートルをもつてそれぞれ鉄道一千キロメートルとみなす。

てそれぞれ鉄道一キロメートルとみなす。

別表第三 旅費定額の割増率

一

内国旅行の旅費定額の割増率

内閣総理大臣等

内閣総理大臣及び最高裁判所長官

二割

十五級の職務にある者

その他の者

一〇割

十四級の職務にある者

八割

十三級の職務にある者

七割

十二級の職務にある者

六割

十一級の職務にある者

五割

十級の職務にある者

四割

九級の職務にある者

三割

八級の職務にある者

二割

七級の職務にある者

一割

六級の職務にある者

四割

五級の職務にある者

三割

四级の職務にある者

二割

三级の職務にある者

一割

二级の職務にある者

一割

一级の職務にある者

一割

内閣総理大臣等

四割

内閣総理大臣等

三割

内閣総理大臣等

二割

内閣総理大臣等

一割

【審査報告書は都合により最終号附録に掲載】

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する法律案

昭和二十五年四月二十五日
衆議院議長 紫原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

第一條 租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のようにより改正する。

第一條中「法人税、有価証券移転税、」を削り、「財産税、」を「富裕税、」に、「物品税」を「印紙税」に改める。

第三條 所得税法の施行地に住所

及び一年以上居所を有しない個人又は法人税法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人が対外支拂手段（外国為替及び外國貿易管理法第六條に規定する对外支拂手段をいう。）の提供に因り合法的に取得した國債、地方債又は同法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有する法人の発行する社債、株式若しくは出資について所得税法の施行地に住所及び一年以上居所を有しない個人又は法人税法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人が支拂を受けた場合において、その登載を受けている期間に限り、これを適用する。

第四條 所得税法第一條第一項に規定する者が同法の施行地に住所を有しないものの昭和二十五年から昭和三十年までの各年に於ける給與所得又は退職所得については、同法の施行地における給與所得又は退職所得（その者が同法第九條第一項第一号から第四号まで又は第七号から第十号までの所得を有するときは、これらの各号に規定する所得で同法の施行地に住所を有しないもの）の昭和二十五年から昭和三十年までの各年に於ける給與所得又は退職所得については、同法第一項第一号から第四号まで又は第七号から第十号までの所得を有するときは、これらの各号に規定する所得で同法の施行地における給與所得又は退職所得（その者が同法第九條第一項、第九條の二、第十一條の三又は第十一條の四の四の規定による控除をなす場合においては、当該所得の收入金額から支拂を受けた給與所得又は退職所得に於ける支拂に因る收入金額を同法第九條第一項第五号又は第六号に規定する收入金額として、同法の規定する收入金額として、同法の規定を適用する。

前項に規定する各年において同項に規定する者が所得税法の規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者が、適用を受けようとする者が、當該國債、地方債、社債、株式又は出資が対外支拂手段の提供に因り合法的に取得されたもの

第五條 日本経済の健全なる発展のため外國資本又は外國技術の導入を必要とする事業を営む外資法人から給與所得又は退職所得

た所得税法第一條第一項に規定する者で同法の施行地に住所を有しないもののうち大藏大臣の指定する者昭和二十七年から昭和三十年までの各年において当該法人から支拂を受けた給與所得又は退職所得についても、また同様とする。

前項前段に規定する者が同項前段の規定の適用を受けようとするときは、命令で定める手続により、その氏名、国籍その他命令で定める事項を記載した申告書を、当該給與所得又は退職所得の支拂者を経由して、政府に提出しなければならない。

第一項に規定する事業の種類は、大蔵大臣が外資委員会に協議した上、これを定めて公表す。

第一項において「外資法人」とは、左の各号に掲げる法人をい

う。
一 所得税法の施行地に住所及び一年以上居所を有しない個人又は法人税法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人の同法の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人に対する対外支拂手段の提供、第一項に規定する事業の用に供する貨物の輸入又は当該事業の用に供する工業所有権その他技術に関する権利で同法の施行地外において命令の定めるところにより計算した金額が毎年一月一日において一億円以上である場合における当該法人

二 法人税法の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人の同法の施行地にある資産

で対外支拂手段の提供若しくは第一項に規定する事業の用に供する貨物の輸入に因り取得したもの又は当該法人の同法の施行地外において取得し

た工業所有権その他技術に關する権利（これらの権利に関する使用権を含む。）で同法の施行地において同項に規定する事業の用に供するもの

所得の支拂者を経由して、政府に提出しなければならない。

第一項に規定する事業の種類は、大蔵大臣が外資委員会に協議した上、これを定めて公表す。

第一項において「外資法人」とは、左の各号に掲げる法人をい

う。
第五條の二 その事業活動に因り前條第一項に規定する事業を営む外資法人の事業活動が貿易となり、且つ、外国資本の適正な導入が促進されることとなる事業

又は第十一條の四の規定による

所得の金額から当該職業から生ずる所得の金額（その年分の総所得額から同法第九條第二項、第九條の二、第十一條の三

又は第十一條の四の規定による

所得の金額からこれらに規定する所得の金額を控除し

る当該法人

第五條の二 その事業活動に因り前條第一項に規定する事業を営む外資法人の事業活動が貿易となり、且つ、外国資本の適正な導入が促進されることとなる事

業を営む法人から給與所得又は退職所得の支拂を受ける所得税法第一條第一項に規定する者で同法の施行地に住所を有しない

ものの昭和二十七年から昭和三十年までの各年において当該法

又は第十一條の四の規定による

所得の金額として、同法の規定を適用する。

前條第三項の規定は、第一項に規定する法人の事業及び前項に規定する自由職業の種類について、これを準用する。

第五條の三 学校教育法第一條に規定する大学又は高等学校（同法第九十九條の従前の規定によつて、これを準用する。）に規定する大学又は高等専門学校（同法第五条第二項、第十一條の三に規定する者で同法の施行地に住所を有しないもののうち左の各号の一に該当する者の昭和二十五年分及び昭和二十六年分の各年分及び昭和二十六年分の各年分の五に相当する金額（その金額が三百五十万円をこえるときは、三百五十万円）を控除した金額を同法第一項第四号に規定する事業の金額（その金額が三百五十万円をこえるときは、三百五十万円）の十分の五に相当する

所得の金額として、同法の規定を適用する。

第五條第二項の規定は、前項の規定の適用を受けようとする者は、その者が昭和二十五年の同項に規定する期間中及び昭和二十六年中に支拂を受ける給與所得又は退職所得の收入金額からその十分の五に相当する金額を控除したこととなつた者に適用する。

第五條の四 所得税法第一條第一項に規定する者で同法の施行地に住所を有しないもののうち左の各号の一に該当する者の昭和二十五年分及び昭和二十六年分の各年分の五に相当する金額（その金額が三百五十万円をこえるときは、三百五十万円）を所得税法の施行地に居住することとなつた者に適用する。

一 本條の規定施行前に所得税法の施行地において本邦通貨以外の通貨をもつて合法的に得た所得を有していた者に適用する。

二 本條の規定施行後に合法的に所得税法の施行地に居住することとなつた者は、その者が昭和二十五年の同項に規定する期間中及び昭和二十六年中に支拂を受ける給與所得又は退職所得の收入金額からその十分の五に相当する金額を控除した金額（退職所得については、当該金額からその十分の五に相当する金額を控除し

ることとなつた者に適用する。

前條第二項の規定は、前項の規定の適用を受けようとする者は、そのうち所得税法第一條第一項第五号又は第六号に規定する收入金額として、同法の規定を適用する。

第五條第二項の規定は、前項の規定の適用を受けようとする者は、そのうち所得税法第一條第一項第五号又は第六号に規定する收入金額として、同法の規定を適用する。

第六條を削る。

第七條第一項中「昭和二十年八月十五日以後に相続の開始があつた場合において、相続財産(昭和二十二年五月三日以後に開始する相続については、相続開始前二年内に被相続人が贈與した財産を含む。以下本條中同じ。)」を「相続税の課税価格の計算の基礎となる財産」に、「当該在外財産等の価格」を「当該在外財産等の価額」に改め、「当該相続についての課税価格の計算上、」を削り、「相続財産の価格」を「相続税の課税価格」に改め、「当該第二項中「更正」を「更正又は決定」に改め、同條に次の項目を加え、同條を第六條とする。

在外財産等の価額を算定することができることとなつた際において当該在外財産等の価額について相続税法第三十一條の規定による修正申告書の提出があつた場合は前項の規定による更正若しくは決定をなした場合には被相続人の相続税の課税価格を算定する。

第二條 稽徵油稅法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項を次のように改める。

第二條 納稅準備預金通帳には、印紙税を課さない。

第二條 第二項中「前二條」を「第五條第一項本文及び前條」に改める。

第十條第一項中「第五條第二項」の下に「及び第五條の二」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、租稅特別措置法の改正規定中第五條の四に関する部分は、昭和二十五年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

2 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)による改正前の相続税法(昭和二十一年法律第八十七号)の規定による物納に因り生じた昭和二十四年分以前の譲渡所得又は山林所得については、なお従前の租稅特別措置法第三條の例による。

3 法人の昭和二十五年三月三十日以前に終了した事業年度(法人税法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第七十二号)による改正前の法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)第二十二條第一項の規定により事業年度とみなされた期間を含む。)の所得の計算によつて国会法第八十三條により送付される。

4 組合の廃合により廃止された組合に属する権利義務の承継に関する事項は、命令で定める。

5 第十條の次に次の二條を加える。

6 改正後の租稅特別措置法第十二条の規定は、昭和二十五年四月一日から適用する。

7 改正後の租稅特別措置法第十二条の規定は、昭和二十五年四月一日から適用する。

六 医務出張所、国立病院及び国立療養所に属する職員、厚生省研修所及び地方矯正保護研修所に属する職員、法務府同條同項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

三 矯正保護管区本部、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年保護鑑別所、中央矯正保護研修所及び地方矯正保護研修所に属する職員、法務府同條同項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

四 改正後の租稅特別措置法第六條の規定は、昭和二十五年一月一日以後に相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産に係る相続税から適用する。

五 昭和二十四年十二月三十一日以前に開始した相続に係る相続税については、なお従前の租稅特別措置法第六條及び第七條の例による。

六 医務出張所、国立病院及び国立療養所に属する職員、厚生省研修所及び地方矯正保護研修所に属する職員、法務府同條同項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

七 改正前の法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)第二十二條第一項の規定により事業年度とみなされた期間を含む。)の所得の計算によつて国会法第八十三條により送付される。

八 組合が第二條第四項の規定により承認した不動産の登記は、登録税を課さない。

九 組合が第三章及び第六十三條の規定による事業の用に供する建物若しくは土地の権利の取得又は所有権の保存の登記は、又は第六十七條を次のように改める。

第十條 第七條から第十條まで、第十條の二第二号及び第十一條の規定は、連合会にこれを準用する。この場合において、第七條中「各省各庁の長」とあるのは「大蔵大臣」と、「大蔵大臣の承認を受け、その各省各庁」とあるのは「大蔵省」と、第十條の二第二号中「第三章及び第六十三條の規定による

事業」とあるのは「第六十三條の二の規定により共同して行う事業及び第六十四條の二の規定により委託を受けた事務」と読み替えるものとする。

第八十四條中、「同法に基く法律、政令又は人事委員会規則」を「又は同法に基く法律」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第二條第二項の改正規定は、昭和二十五年四月一日から

ら、第二條第四項及び第十條の二の規定の適用を受ける。

第一号の改正規定は、昭和二十三年七月一日から適用する。

2 昭和二十三年十一月三十日以前における俸給を基準として算定した退職年金、廃疾年金及び遺族年金については、昭和二十五年一月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。但し、

退職年金については、年令満五十歳に達するまでは、なお従前の額とす。

一 国家公務員共済組合法第九十一条の規定により受ける年金について、昭和二十五年一月分以後における俸給を基準として算定した退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その算定の基準となつた俸給にそれぞれ対応する別表第二の仮定俸給を俸給する。以下「昭和二十四年法律第百十八号」という。附則第四項の規定により二十四倍された額の俸給にそれぞれ対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、国家公務員共済組合法の規定を適用して算定した額給にそれぞれ対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなしし、国家公務員共済組合法の規定を適用して算定した額給に因り疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡したことに

3 公務に因り疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡したことにより、国家公務員共済組合法第九条の規定を適用して得られる俸給相当額にそれぞれ対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなしし、従前の法令の規定により算定した額に改定する。

4 國庫は、前二項の規定により生ずべき組合の追加費用を負担する。

別表第一

昭和二十四年法律第百十八号附則第十四項により二十四倍された額の俸給		昭和二十四年法律第百十八号附則第五項により改定された額の俸給		昭和二十四年法律第百十八号附則第十四項により改定された額の俸給	
当額	当額	当額	当額	当額	当額
一、一〇〇	一、五〇〇	三、一八四	三、六〇〇	四、五〇〇	七、二一九
一、一〇〇	一、六五〇	三、三六九	三、八〇〇	四、七五〇	七、六三八
一、一〇〇	一、八〇〇	三、五六五	四、〇〇〇	五、〇〇〇	八、〇八二
一、一〇〇	一、九五〇	三、七七二	四、一〇〇	五、一五〇	八、五五一
一、一〇〇	一、一〇〇	三、九九一	四、四〇〇	五、五〇〇	九、〇四七
一、一〇〇	一、一〇〇	四、一二三	四、六〇〇	五、七五〇	九、五七三
一一〇〇〇	一一、五〇〇	四、四六八	四、八〇〇	六、〇〇〇	一〇、一二九
一一一六〇	一一、七〇〇	四、七二七	五、二〇〇	六、五〇〇	一〇、七一七
一一三一〇	一一、九〇〇	五、〇〇二	五、六〇〇	七、〇〇〇	一一、三三九
一一四八〇	一一、一〇〇	五、一九二	六、〇〇〇	七、五〇〇	一一、九九八
一一六四〇	一一、三〇〇	五、六〇〇	六、四〇〇	八、〇〇〇	一二、六九五

三 昭和二十四年法律第百十八号附則第四項により二十四倍された額の俸給が一、二〇〇円以上八〇〇円未満のとき及び昭和二十四年法律第百十八号附則第五項により改定された年金額につき従前の法令の規定により逆算して得られる俸給相当額が一、一〇、〇〇〇円をこえるときは、その俸給相当額の一・六八倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）を、仮定俸給とする。

当額の一・一二倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）を、俸給相当額が一、一〇、〇〇〇円をこえるときは、その俸給相当額の一・六八倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）を、仮定俸給とする。

三 昭和二十四年法律第百十八号附則第四項により二十四倍された額の俸給が一、二〇〇円以上八〇〇円未満のとき及び昭和二十四年法律第百十八号附則第五項により改定された年金額につき従前の法令の規定により逆算して得られる俸給相当額が一、一〇、〇〇〇円以上一〇、〇〇〇円未満のときにその俸給相当額がこの表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給又は俸給相当額に対応する仮定俸給によ

用して算定した額

十條の規定により受ける年金について、昭和二十五年一月分以後その年金額を昭和二十四年法律第百十八号附則第五項の規定により改定された年金額につき従前の法令の規定により逆算して得られる別表第一の仮定俸給を俸給とみなして、従前の法令の規定により算定した額に改定する。

二 昭和二十三年七月一日以後における俸給を基準として算定した退職年金、廃疾年金及び遺族年金については、その算定の基準となつた俸給にそれぞれ対応する別表第二の仮定俸給を俸給とみなし、国家公務員共済組合法の規定を適用して算定した額給に因り疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡したことに

家公務員共済組合法の規定を適

二、八〇〇	三、五〇〇	五、七六〇	六、八〇〇	八、五〇〇	一三、八一六
三、〇〇〇	三、七五〇	六、〇九四	七、一〇〇	九、〇〇〇	一四、六一九
三、一〇〇	四、〇〇〇	六、四四八	七、六〇〇	九、五〇〇	一五、四六七
三、四〇〇	四、二五〇	六、八二三	八、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一六、八三四

十一條の規定により受ける年金については、昭和二十五年一月分以後その年金額を昭和二十四年法律第百十八号附則第五項の規定により改定された年金額につき従前の法令の規定により逆算して得られる別表第一の仮定俸給を俸給とみなして、従前の法令の規定により算定した額に改定する。

二 昭和二十三年七月一日以後における俸給を基準として算定した退職年金、廃疾年金及び遺族年金については、その算定の基準となつた俸給にそれぞれ対応する別表第二の仮定俸給を俸給とみなし、国家公務員共済組合法の規定を適用して算定した額給に因り疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡したことに

三 公務に因り疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡したことに

より、国家公務員共済組合法第九条の規定を適用して得られる俸給相当額にそれぞれ対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなしし、従前の法令の規定により算定した額に改定する。

四 國庫は、前二項の規定により生ずべき組合の追加費用を負担する。

別表第一

〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕

昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の

する。

と、同條第五項中「五月一日」とあるのは「六月一日」と、同條第七項

得税法施行規則（昭和二十二年勅令第二百十号）の特例は、政令で定

昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案

昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律
昭和二十五年に限り、所得税法（昭和二十一年法律第二十七号）第二十一條第一項の規定による六月予定申告書の提出及びその記載事項の特例に関する法律

「日」とあるのは、「六月三十日」と読み替えるものとする。
昭和二十五年に限り、所得稅法
第一十一條の三第四項中「五月一
日〔農業所得者〕については、六月
一日以下本條において同じ。」と
あるのは「六月一日」と、「五月三

昭和二十五年に限り、所得税法第三十條第一項中「第一期 その年六月一日から同月三十日限」とあるのは、「第一期 その年七月三十日」と、「五月三十一日」とあるのは、「六月三十日」と読み替えるものとする。

附 則
この法律は、公布の日から施行す。

衆議院議長 鈴原喜重郎
參議院議長 佐藤尚武殿

て、今回新たに創設されるものでありまして、本法の課税時期即ち毎年十二月三十一日において本法施行地に住所又は一年以上居所を有する個人と、本法施行地に住所又は一年以上居所を有しない個人で、この法律の施行地に財産を有している者に対して課税せられるのであります。課税標準の計算は、前者につきましては、その者の有する財産の価額から課税時期において現に存するところの公租公課を含む債務の金額を控除した金額を、又その後者につきましては、その者の有する本法施行地にある財産の価額からその財産にかかるところの債務の金額を控除した金額を課税価格とすることになります。

次に免税点及び税率であります。課税価格が五百円以下であるときは、課税しないことになります。五百万円を超える金額に対しましては最低千分の五から、五千万円を超える金額に対しても最高千分の三十に至る超過累進税率によることになります。

次に、財産の評価は原則として課税時期における時価によるものであります。すが、地上権、永作権、有価証券、年金等、特殊な財産については、それぞれ評価の方法が規定されておるのであります。又納税、更生及び決定、再調査、審査及び訴訟、罰則等については、大体所得税に準ずることとなつております。

本案審議に当たりましては各委員より熱心なる質疑がありましたが、その詳細は速記録により御承知を願いまして、本法の課税時期即ち毎年十二月三十一日において本法施行地に住所又は一年以上居所を有する個人と、本法施行地に住所又は一年以上居所を有しない個人で、この法律の施行地に財産を有している者に対して課税せられるのであります。課税標準の計算は、前者につきましては、その者の有する財産の価額から課税時期において現に存するところの公租公課を含む債務の金額を控除した金額を、又その後者につきましては、その者の有する本法施行地にある財産の価額からその財産にかかるところの債務の金額を控除した金額を課税価格とすることになります。

次に免税点及び税率であります。課税価格が五百円以下であるときは、課税しないことになります。五百万円を超える金額に対しましては最低千分の五から、五千万円を超える金額に対しても最高千分の三十に至る超過累進税率によることになります。

次に、財産の評価は原則として課税時期における時価によるものであります。すが、地上権、永作権、有価証券、年金等、特殊な財産については、それぞれ評価の方法が規定されておるのであります。又納税、更生及び決定、再調査、審査及び訴訟、罰則等については、大体所得税に準ずることとなつております。

ましたところ、森下委員より、税率が低いこと、及び文化財保護の精神からして国宝は免税すべきであるとの反対意見が述べられ、油井委員より、本案の内容には矛盾する点があるが、将来改正することを希望する旨の賛成意旨が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、米国対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する様入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律案について申上げることにいたします。

昭和二十五年度の予算におきましては、米国対日援助見返資金から電気通信事業特別会計へ百二十億円、国有林野事業特別会計へ三十億円を繰入れることになつております。又日本国有鉄道へは四十億円を交付することになつておりますので、これらに伴うところの法的措置をいたしますと共に、その繰入又は交付を受けた金額については、おのづくこれらの特別会計の固有として資本の増加として経理せしめるために必要な規定を設けようとするものであります。

本案審議の経過につきましては速記録によつて御承知を願いたいと思います。かくて質疑を終了いたして、討論採決の結果、全会一致を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案について申上げます。

災害復旧費の激増に伴い、地方財政

に相当過重の負担を與えておりますが、実情に鑑みまして、差當り昭和二十一年度に限り、地方公共団体が施行する災害復旧事業費については全額国庫負担といたしまして、罹災地方公共団体の財政負担の軽減を図ると共に、「災害復旧事業の円滑なる運営を期せん」と申上げますと、現在土木施設の災害復旧費に対しましてはその三分の二が国庫負担となつておりますが、今回この制度を改めまして、地方公共団体が持管理する公共的土木施設の災害復旧事業であつて、而も地方公共団体が施行するもののうち、原則といたしますて一件十五万円以上のものについては全額国庫負担といたそろとするものであります。又國がみずから災害復旧事業を行ふ場合には地方公共団体から賃金を徴収することになつておりますのであるのを、公共的土木施設に関する災害に対するは、二十五年度に限り、その負担金の全部又は一部を免除しようとするものであります。次に、本法律の適用を受ける災害及び災害復旧事業の意義を明確に定めると共に、本法律の実施のための手続等については政令によつて定めようとするものであります。本案審議に当りましては、地方行政委員会、建設委員会と連合審査をなす等、慎重に審議いたしましたのですが、その詳細につきましては略記録によつて御承知を願いたいと思つます。かくて質疑を終了いたしまして、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

御承知のことく、外國貿易の趨勢
伴い、貴金属、特に金の國際決済の立
段として果す役割はます／＼重要性
加えつある美情に鑑みまして、從
前貴金属の管理について規定しておりよ
した産金法及び金銀又は白金等の地
又は白金等の取引等取締に関する件を
を廢止いたしまして、國際收支の改善
その他の國民經濟上有効な用途に充
るため、貴金属の政府への集中並び
その取引及び使用の調整に関する經
的な管理方式を確立しようといふの
本法律案の目的であります。本案も現に
法規との相違点を申上げますと、政
に集中された貴金属地金の中、国内
売却するものについて適切な配分計
を立て、これに基いて工業・工芸そ
し最も有利な用途のために充却する
といたしました。又從来は金銀及び
白金等の地金について行なつてお
ました国内取引の統制を金地金につ
てのみ行なうとするものであります。
更に金鉱業、金精錬業等の生産面に
ける取締を廢止すると共に、齒科用金
金属地金加工業及び販売業等に關す
取締の方法を整備するの外、罰則規
を強化しようとするものであります。
委員会における審議の詳細は速記録
よつて御覽を願いたいと思います。
くて質疑を終了いたしまして、採決の
結果、これ又全会一致を以て原案通
可決すべきものと決定いたしました。
次に關稅法の一部を改正する法律案
について申上げます。

三割程度の引上げを行い、又外国旅費につきましては連合軍最高司令部の職員の旅費定額を参考いたしまして、旅行別に旅費定額を規定しようとするとあります。又新たに旅費の請求手続、旅行命令等に関する規定を設け、旅費の濫費を防止する外、諸規定の整備をなさんとするものであります。委員会における審議の詳細はこれ又速記録によつて御承知を願いたいと思います。かくて質疑を終了いたしましたして、討論に入り、油井委員より旅費の運用について万全を期せられたい旨の希望意見が述べられ、採決の結果、思ひます。かくて質疑を終了いたしましたして、討論に入り、油井委員より旅費の運用について万全を期せられたい旨の希望意見が述べられ、採決の結果、又速記録によつて御承知を願いたいとおもいます。

次は租税特別措置法等の一部を改正する法律案について申上げます。

本案は、外国資本と外国技術の適正化を促進するために所得税課税上

年分の給與所得又は退職所得につきまして、三百五十万円を最高限として、旅費定額を規定しようとするとあります。又新たに旅費の請求手続、旅行命令等に関する規定を設け、旅費の濫費を防止する外、諸規定の整備をなさんとするものであります。委員会における審議の詳細はこれ又速記録によつて御承知を願いたいとおもいます。かくて質疑を終了いたしましたして、討論に入り、油井委員より旅費の運用について万全を期せられたい旨の希望意見が述べられ、採決の結果、又速記録によつて御承知を願いたいとおもいます。

次は租税特別措置法等の一部を改正する法律案について申上げます。

本案は、外国資本と外国技術の適正化を促進するために所得税課税上

の希望意見が述べられ、採決の結果、又速記録によつて御承知を願いたいとおもいます。

<p>〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕</p> <p>国家公務員の職階制に関する法律案</p> <p>右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。</p> <p>よつて国会法第八十三條により送付する。</p> <p>昭和二十五年三月二十五日</p> <p>衆議院議長 鶴原喜重郎</p> <p>(小字は衆議院修正)</p> <p>參議院議長佐藤尚武殿</p> <p>〔衆議院議長佐藤尚武殿〕</p> <p>国家公務員の職階制に関する法律案</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一條—第四條)</p> <p>第二章 職階制の根本原則(第五條—第十一條)</p> <p>第三章 職階制の実施(第十二條—第十四條)</p> <p>第四章 罰則(第十五條)</p> <p>附則</p>
--

<p>しくは修正し、又はこれに代るものではない。この法律の規定が國家公務員法以外の既前の法律にてい触する場合には、この法律の規定が、優先する。</p> <p>3 この法律は、人事院に対し、官職を新設し、変更し、又は廃止する権限を與えるものではない。</p> <p>（職階制の意義）</p> <p>第二條 職階制は、官職を、職務の種類及び複雑と責任の度に応じ、この法律に定める原則及び方法に従つて分類整理する計画である。</p> <p>2 職階制は、国家公務員法第六十三条に規定する給與準則の統一的且つ公正な基礎を定め、且つ、同法第三章第三節に定める試験及び任免、同法第七十三條に定める教育訓練並びにこれらに関連する各部門における人事行政の運営に資することを主要な目的とする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第三條 この法律中左に掲げる用語については、左の定義に従つるものとする。</p> <p>一 官職 一人の職員に割り当てるられる職務と責任</p> <p>二 職務 職員に遂行すべきものとして割り当つてられる仕事</p> <p>三 責任 職員が職務を遂行し、又は職務の遂行を監督する義務</p> <p>四 職級 人事院によつて職務と職階を確立し、官職の分類の原則及び職階制の実施について規定し、もつて公務の民主的且つ能率的な運営を促進することを目的とする。</p> <p>2 この法律の規定は、国家公務員法のいかなる條項をも廢止し、若する。</p>
--

<p>件においては同一の俸給表をひとしく適用し、及びその他人事行政において同様に取り扱うことを適當とするもの</p> <p>五 職級明細書 職級の特質を表わす職務と責任を記述した文書</p> <p>六 職種 職務の種類が類似してい、その複雑と責任の度が異なる職級の群</p> <p>七 格付 官職を職級にあてはめること。</p> <p>（人事院の権限）</p> <p>第四條 人事院は、この法律の実施に關し、左に掲げる権限及び責務を有する。</p> <p>一 職階制を実施し、その責に任ずること。</p> <p>二 国家公務員法及びこの法律に従い、職階制の実施及び解釈に關し必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。</p> <p>（職級の決定）</p> <p>第七條 職級は、職務の種類及び複雑と責任の度についての官職の類似性と相異性に基いて決定され、成績又は能力であつてはならない。</p> <p>第六條 官職の分類の基礎は、官職の職務と責任であつて、職員の有する資格、成績又は能力であつてはならない。</p>

<p>第五條 官職は、局、課、その他の組織の規模又はその監督を受ける職員の数にのみ基いて格付してはならない。これらの要素は、監督を受ける職務の種類若しくは複雑、監督的な責任の度又は監督の種類、度若しくは性質その他これらに類似する要素と関連させてのみ考慮することができる。</p> <p>第六條 官職の分類の基礎は、官職の職務と責任であつて、職員の有する資格、成績又は能力であつてはならない。</p> <p>第七條 職級は、職務の種類及び複雑と責任の度について、職種及び職級を決定すること。</p> <p>四 官職を格付する基準となる職務の定義及び職級明細書を作成し、及び公示すること。</p> <p>五 官職を格付し、又は他の国の機関によつて行われた格付を承認すること。</p> <p>六 国家公務員法第十七條の規定に基き、官職の職務と責任に関する事項について調査すること。</p> <p>2 人事院は、前項第三号に規定する職種を決定したときは、職種の名稱及び定義を国会に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、国会が人事院の決定の全部又は一部を覆すべきことを認決して行い、同一の内容の雇用條</p>
--

<p>2 格付に當つては、官職の職務と責任の性質及び程度</p> <p>（官職の格付）</p> <p>第八條 官職は、職務の種類及び複雑と責任の度を表わす要素を基準とした。</p> <p>4 職級は、官職を分類する最小の単位である。</p> <p>（官職の格付）</p> <p>第六條 官職は、職務の種類及び複雑と責任の度を表わす要素を基準とした。</p> <p>6 一の官職が二以上の職級にわたる職務と責任を有する場合において、それぞれの職務と責任に応じてその都度格付を変更することが困難なときは、格付は、勤務時間の大部を占める職務と責任に従つて行う。但し、人事院規則の定めところにより、最も困難な職務と責任によつて格付することができる。</p> <p>5 同一の職級に格付される官職は、職務の種類及び複雑と責任の度において全く同一であることを要しない。</p> <p>7 一の官職が二以上の職級にわたる職務と責任を有する場合において、それぞれの職務と責任に応じてその都度格付を変更することが困難なときは、格付は、勤務時間の大部を占める職務と責任に従つて行う。但し、人事院規則の定めところにより、最も困難な職務と責任によつて格付することができる。</p> <p>（職級明細書）</p> <p>第九條 職級明細書は、各職級ごとに作成しなければならない。</p> <p>2 職級明細書には、職級の名稱及びその職級に共通する職務と責任の特質を記述しなければならない。</p>

ります。第五に、具体的に各官職をそ
の最もふさわしい職級に編入する官職
の格付、その他職階制の実施に当つて
の人事院の権限並びにその手続を定め
たことあります。

次に法案の審議に当つての質疑の主
なるものを申上げます。その第一は、
「職階制は、法律でこれを定める」と規
定しておるのに拘わらず、本法案は職
階制制定の方針を規定するにとどま
り、職階制の具体的な内容については何
ら触れるところなく、一切これを挙げ
て人事院に委ねている。そういうこと
は国家公務員法と矛盾抵触するのではないか
といふ点であります。次は、同
條第四項に職階制に関する計画はこれ
を国会に提出してその承認を受けなければ
ならない旨の規定があるのであります
が、この規定と本法案との調整を如何
にするかというところであります。

以上の点に對して政府当局よりは、前
者については、職階制の極めて専門的且
つ技術的な性格と不斷に変移活動せし
むることを要する本質とに鑑み、官職
の分類整理の基準を法律で定めること
により以上に詳細に定めるなどの極めて
困難にしてむしろ不可能に近いゆえん
を述べて、その具体的な内容は人事院に
委ねられたいとの答弁があり、後者に
つては、本法案を職階制実施の計画
とみなさざるを得ない立法当初の事情
と解釈上の理由を述べ、改めて国家公
務員法第二十九條第四項の規定による
計画承認を求める場合のなかるべきこ
とを答弁しております。その他詳細に
ついては速記録によつて御了承を願い
たいと存じます。

かくて質疑も概ね終了いたしました
ので、四月二十七日討論に入り、小串
委員より賛成の討論があり、次いで千
葉委員より、本法案は国家公務員法第
二十九條の規定に違反するものである
との理由で反対の討論があり、討論を
終結、採決に入りましたところ、多数
を以て衆議院送付案通り可決すべきも
と決定いたしました。

以上を以て当委員会における審議の
経過並びにその結果の御報告といたし
ます。（拍手）

○副議長（松浦喜作君） 本案に對し討
論の通告がござります。順次発言を許
します。千葉信君。

〔千葉信君登壇、拍手〕

○千葉信君 私は只今上程になります
た国家公務員の職階制に関する法律案
に対し、労農党を代表いたしまして反
対の意見を表明いたします。

反対いたします第一の理由は、本
法案は国家公務員法第二十九條を事実
上疊闇しているといふ点でございま
す。御承知のごとく現行国家公務員法
はマ書簡による修正において甚だしく
歪曲せられ、殊に憲法第十四條に保障
された政治的自由における行動の制限
を初め、同じく第二十八條の團結する
権利は、罷業権の剝奪によつてこれ又
實際上労働権の否認と同様の悪法とな
つてゐるのであります。にも拘わら
ず、若しも残された諸権利に対しても
も更に抑圧が加えられ、或いは又條文
を改めて国家公務員法第二十九條第四項
の規定を定める場合のなかるべきこ
とを答弁しております。その他の詳細に
ついては速記録によつて御了承を願い
たいと存じます。

ならば、公共企業体労働関係法第三十
五條に匹敵する最終の判決若しくは団
委員より賛成の討論があり、次いで千
葉委員より、本法案は国家公務員法第
二十九條の規定に違反するものである
との理由で反対の討論があり、討論を
終結、採決に入りましたところ、多数
を以て衆議院送付案通り可決すべきも
と決定いたしました。

以上を以て当委員会における審議の
経過並びにその結果の御報告といたし
ます。（拍手）

かくて質疑も概ね終了いたしました
ので、四月二十七日討論に入り、小串
委員より賛成の討論があり、次いで千
葉委員より、本法案は国家公務員法第
二十九條の規定に違反するものである
との理由で反対の討論があり、討論を
終結、採決に入りましたところ、多数
を以て衆議院送付案通り可決すべきも
と決定いたしました。

以上を以て当委員会における審議の
経過並びにその結果の御報告といたし
ます。（拍手）

かくて質疑も概ね終了いたしました
ので、四月二十七日討論に入り、小串
委員より賛成の討論があり、次いで千
葉委員より、本法案は国家公務員法第
二十九條の規定に違反するものである
との理由で反対の討論があり、討論を
終結、採決に入りましたところ、多数
を以て衆議院送付案通り可決すべきも
と決定いたしました。

かくて質疑も概ね終了いたしました
ので、四月二十七日討論に入り、小串
委員より賛成の討論があり、次いで千
葉委員より、本法案は国家公務員法第
二十九條の規定に違反するものである
との理由で反対の討論があり、討論を
終結、採決に入りましたところ、多数
を以て衆議院送付案通り可決すべきも
と決定いたしました。

かくて質疑も概ね終了いたしました
ので、四月二十七日討論に入り、小串
委員より賛成の討論があり、次いで千
葉委員より、本法案は国家公務員法第
二十九條の規定に違反するものである
との理由で反対の討論があり、討論を
終結、採決に入りましたところ、多数
を以て衆議院送付案通り可決すべきも
と決定いたしました。

かくて質疑も概ね終了いたしました
ので、四月二十七日討論に入り、小串
委員より賛成の討論があり、次いで千
葉委員より、本法案は国家公務員法第
二十九條の規定に違反するものである
との理由で反対の討論があり、討論を
終結、採決に入りましたところ、多数
を以て衆議院送付案通り可決すべきも
と決定いたしました。

拘わらず、これは下級公務員の餓死を意味するし、不測の混乱を予想せざるを得ないのです。所詮能無給への移行は、少くとも現状においては時期尚早であり、従つて職階制の確立はその意義頗る浅いと言わなければならぬのであります。

以上を以て私の反対討論いたしました。(拍手)

○副議長(松崎喜一) 兼岩博二君。

○兼岩博二君(登壇)

私は日本共産党を代表して国家公務員の職階制に関する法律案に反対の理由を申述べるものであります。

日本は今や建国以来の重大な危機に直面しております。この危機のよつて来るところは、これを説明すればいい

日本の食糧が酒々と流れ込み、その他の

案に反対の理由を申述べるものであります。

が行われておるのであります。食糧品その他の押付け輸入が行われておるのであります。日本は農業を育成する代りに日本の農業を破滅させるような外國の食糧が酒々と流れ込み、その他の不急不要のものへの商品が洪水のごとく流れ込んで来つつあるのであります。又これに対しても、東南アジアの方の農業工業その他の育成に使うべきとこれが輸出されておるのであります。そうして最も重要なことは、かよう

な性質の亡國的な輸出輸入の形でなく、日本の勢力を本当に日本の国民経済を養成するところの中国及びソ同盟との平和的な、且つ平等な、且つ双方がこれによつて富み来るところの貿易が殆ど全面的に近く拒否されておる。このことに問題の本質があるの

あります。ところで、かような、政治的には軍事基地化し、経済的には植民地的な貿易が行われるといふことを推し進めるために、日本の経済にとつて最も根本的な点は、低賃金を維持することであります。食えない賃金を押付けることとであります。すでに政府は、この打ち續く反動的な政府は、この三年間に於いて非常に重要な一役を担つております官吏諸君の生活を一層困難にする。すでに官吏諸君は、憲法二十八條で保障されておりますところ困難にして、彼らの労働運動の内部に摩擦矛盾を持ち込みまして、これを一層

おきまして暫々とそのことを推し進め、労働者階級は権利を剥奪され無權利になり、この食えないところの植民地的な貿易に対する反抗いたしますと、これが對しては甚烈なる弾圧が加えられると、この食えないところの植民地的な貿易に対する反抗いたしますと、これが對しては甚烈なる弾圧が加えられることと、その他の剥奪されておりますが、この

職員諸君の生活は困難になり、上と下の矛盾が一層激化して来る。こうして、先程申しまして日本の基本的な植民地的な政策としての、植民地的な貿易が押付けられました。これが對しては甚烈なる弾圧が加えられると、そのために低賃金を飽くまで守るうとするものであり、そのためには官吏公務員の生活を一層難しくするものであるといふ。そのためには官吏公務員の生活を一層難しくするものであるといふ。

では参りましたけれども、吉田自由党内閣の成立以来、むしろこの民主主義的傾向の復活方向は逆戻りさせられておる。この事実につきましては、私はここで例を挙げて詳しく述べるまでもないと思うのであります。

が、この今日において、我が國の公務員制度、事務次官以下一般職に編入されておりますが、そうしてこの打破せられておりません官僚制度、残つておりまするものといたしまして、これは最も封建的な要素を含めたものである。民主主義的徹底しておらぬこれは要素だと考えるのであります。これをこの職階制はむしろ温存する役割にしか役立たない。尚これは職階制は一部ですでに新設実施法によつて実質的には公務員に実施され、或いは民間においても実現を見ておると考えるのであります。が、実際は終戦後ありましたこの官事管理の面と申しますか、人間の組織の中ににおける民主主義的な傾向を阻止し、むしろ身分的階級的制度を復活するの役割を果し、そして組合運動に対する阻止の役割を演じておるという事実、これは私がここで例を挙げる暇を持ちませんけれども、はつきりいたしておる事実であります。要するに民主主義的な伝統の確立しておらずません日本において、かかる職階制を実施いたしますことは、官僚制度の温存と身分的階級制度を作るにしか役立たないから反対する。これが第一点であります。

それから給與と職階とは相関連しておること、國家公務員法或いは新給與法に鑑みましても明らかであります。そこで例を挙げて詳しく述べます。職員においては現在以上に給與が下る職員においては現在以上に給與が下るといふことは、これは明らかに断言することができます。現在の給與で、衆議院の公聴会においても現実を見ておると考えるのであります。が、実際は終戦後ありましたこの官事管理の面と申しますか、人間の組織の中ににおける民主主義的な傾向を阻止し、むしろ身分的階級的制度を復活するの役割を果し、そして組合運動に対する阻止の役割を演じておるという事実、これは私がここで例を挙げる暇を持ちませんけれども、はつきりいたしておる事実であります。要するに民主主義的な伝統の確立しておらずません日本において、かかる職階制を実施いたしますことは、官僚制度の温存と身分的階級制度を作るにしか役立たないから反対する。これが第一点であります。

それから給與と職階とは相関連しておること、國家公務員法或いは新給與法に鑑みましても明らかであります。そこで例を挙げて詳しく述べます。職員においては現在以上に給與が下るといふことは、これは明らかに断言することができます。現在の給與で、衆議院の公聴会においても現実を見ておると考えるのであります。が、実際は終戦後ありましたこの官事管理の面と申しますか、人間の組織の中ににおける民主主義的な傾向を阻止し、むしろ身分的階級的制度を復活するの役割を果し、そして組合運動に対する阻止の役割を演じておるという事実、これは私がここで例を挙げる暇を持ちませんけれども、はつきりいたしておる事実であります。要するに民主主義的な伝統の確立しておらずません日本において、かかる職階制を実施いたしますことは、官僚制度の温存と身分的階級制度を作るにしか役立たないから反対する。これが第一点であります。

第三点は、國家公務員法第二十九條、これを先の国会において修正せられ、第一項及び第四項が挿入せられたのであります。国会での職階制は決議されました。通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の趣旨とする次第であります。(拍手)

〔参考〕

賛成者(白色票)氏名 六十八名

飯田精太郎君 岡本繁頼君

河井彌八君 小串清一君

来馬琢道君 中井光次君

宿谷榮一君 木下辰雄君

高橋龍太郎君 佐伯卯四郎君

玉置吉之丞君 佐野正夫君

藤森眞治君 梶川利勝君

宇都宮登君 吉田恒君

高橋源一郎君 大野幸一君

玉置吉之丞君 田中清君

小杉イ子君 河野千葉君

中山喜作君 丹羽恭兵君

竹下豊次君 結城安次君

松嶋喜作君 木下正雄君

小林英三君 鈴木直人君

玉置喜章君 加賀操君

宮城タマヨ君 村上義一君

〔参考〕

反対者(青色票)氏名 二十七名

楠見義男君 吉田法晴君

岩崎正三郎君 山田節男君

山田正夫君 河野正夫君

島千葉君 岩崎傳一君

下條恭兵君 田中利勝君

千葉信君 藤田芳雄君

中村正雄君 大野幸一君

若木勝蔵君 中平常太郎君

米倉龍也君 中村正雄君

波多野鼎君 丹羽虎一君

門田駒井君 原始君

河崎ナツ君 三好治郎君

岩男仁蔵君 宮田定蔵君

藤平君

青色票を御登壇の上御投票を願います。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

【投票執行】

【参考氏名と点呼】

○議長(佐藤尚武君) 投票漏れはございませんか……投票漏れないと認めます。これより開票いたします。投票を計算いたします。議場の閉鎖を命じます。

【議場閉鎖】

○議長(佐藤尚武君) 投票漏れはございませんか……投票漏れないと認めます。これより開票いたします。投票を計算いたします。議場の閉鎖を命じます。

【投票執行】

○議長(佐藤尚武君) 投票漏れはございませんか……投票漏れないと認めます。これより開票いたします。投票を計算いたします。議場の閉鎖を命じます。

【議場閉鎖】

林委員長楠見義勇君。

〔審査報告書は都合により最終号

附録に掲載〕

第三條本文を次のように改める。

第八條を次のように改める。

被リタル者ニ対シ通常生ズベキ損失ヲ補償ス

前項ノ規定ニ依ル補償ノ金額ニ対

更セントスル場合ニ於テ其ノ変更ニ係ル事項ガ省令ヲ以テ定ムル事項ニ該当スルトキハ省令ノ定ムル所ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

右成規により発議する。

昭和二十五年四月二十七日

発議者

伊達源一郎

徳川宗敬

岡本慶祐

入交太藏

矢野西雄

一松定一

西川甚五郎

北村一男

大島定吉

深水六郎

参議院議長佐藤尚武殿

狩猟法の一部を改正する法律案

（空氣統ヲ除ク）、網、罠其ノ他ノ

器具ヲ使用スル場合ニ在リテハ都

道府県知事ノ狩猟登録

ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ捕獲スル

ノ定ムル空氣銃ヲ使用スル場合ニ

在リテハ都道府県知事ノ狩猟登録

ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ捕獲スル

コトヲ得ズ

第四條を次のように改める。

第五條狩猟免許又ハ狩猟登録ノ申

請アリタル場合ニ於テハ都道府県

知事ハ其ノ者ガ第七條第一項又ハ

第二項ノ規定ニ該当スル場合ヲ除

クノ外連帶ナク免許又ハ登録ヲ為

スモノトス

第五條第二項中「銃器」の下に「空

氣銃ヲ除ク」を、同條第三項中「狩

猟免許」の下に「及狩猟登録票」を加

え、同條第四項中「特殊」を削り

同條第五項中「狩猟ヲ為スコトヲ得

ズ」を「狩猟鳥獸ヲ捕獲スルコトヲ得

ズ」に改め、同條第二項の次に次の

一項を加える。

狩猟登録ヲ受ケタル者ニハ狩猟登

録票ヲ交付ス

第六條中「罰金」を「罰金以上ノ刑

ニ、「一年」を「其ノ刑ノ執行ヲ終リ、

第二項ノ規定ニ依リ狩猟鳥獸ノ種

類ヲ定メ、又ハ前項ノ規定ニ依リ

狩猟鳥獸ノ捕獲ヲ禁止若ハ制限セ

ントスルトキハ農林大臣又ハ都道

府県知事ハ予メ公聽会ヲ開キ利害

關係人及学識経験者ノ意見ヲ聽ク

禁止又ハ制限ヲ為サントスルトキ

コトヲ要ス

都道府県知事第三項ノ規定ニ依ル

「都道府県知事」に改め、同條第一項

の次に次の一項を加える。

十八年末満ノ者、白痴者又ハ瘋癲

者ハ狩猟登録ヲ受タルコトヲ得ズ

ノ定ムベキ事項ハ

前項ノ規定ニ依ルコトヲ得

タル者又ハ第四項ノ規定ニ依ル

國又ハ都道府県ハ第三項ノ規定ニ

依ル施設ノ設置ニ因リ損失ヲ被リ

タルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

コトヲ得ルコト能ハザリシ為損失ヲ

要ス

官報号外 昭和二十五年四月三十日 参議院会議録第四十八号 狩猟法の一部を改正する法律案

第一項ノ規定ニ依リ立入検査ヲ行
フ職員ハ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携
帶シ関係者ノ請求アリタルトキハ
之ヲ呈示スベシ

第二十條ノ二 省令ヲ以テ定ムル鳥
獸(其ノ加工品ヲ含ム)又ハ鳥類ノ
卵ハ之ヲ輸出セントスル場合ニ在
リテハ本法又ハ本法ニ基ギテ免ス
ル省令ニ違反シテ捕獲シ、又ハ採
取シタルモノニ非ザル旨ヲ証スル
農林省ノ當該職員ノ發行スル證明
書、輸入セントスル場合ニ在リテ
ハ適法ニ捕獲又ハ採取セル旨ノ當
該國政府機關ノ發行スル証明書ヲ
添附シタルモノニ非ザレバ之ヲ輸
出シ、又ハ輸入スルコトヲ得ズ但
シ當該鳥獸ノ捕獲又ハ採取ニ關ス
ル證明ニ付テノ政府機關ヲ有セザ
ルヨリ輸入スル場合ハ此ノ限ニ
在ラズ前項ノ證明書ノ様式及其ノ
交付ノ手続ハ省令ヲ以テ之ヲ定ム
第二十條ノ三 農林大臣又ハ都道府
県知事ハ獵区設定者、狩猟免許若
ハ狩猟登録ヲ受ケタル者、第十二
條第一項ノ許可ヲ受ケタル者又ハ
鳥獸(其ノ加工品ヲ含ム)若ハ鳥類
ノ卵ヲ輸出若ハ輸入セントスル者
ヨリ本法ノ實施ノ為必要ナル報告
ヲ徵スルコトヲ得

第二十一條第一項中「五百円以下
ノ罰金」を「一年以下ノ懲役又ハ五万
円以下ノ罰金」に、同項第一号中
「又ハ第十六條」を「第十六條又ハ
第二十條ノ二」に改め、同項第二号
中「狩猟免許」の下に「、狩猟登録」

を加え、同号を第三号とし、同項第
一号の次に次の二号を加える。

二 銃猟禁止区域ニ於テ統猟ヲ為
シタル者

第二十一條第一項中「第三條又ハ
第五條ノ規定ニ違反スル」を「前項
第一号又ハ第二号ノ」に、「所有シ又
ハ所持スル」を「所有スル」に改め
る。

第二十二條中「三百圓以下ノ罰金」
を「六箇月以下ノ懲役又ハ三万円以
下ノ罰金」に、同條第一号中「第五條
第五項」を「第五條第六項」に、「第十
七條、第十八條」を「第十三條ノ二」
に改め、同條第三号から第五号まで
を次のように改め、同條但書を削
る。

三 狩猟免状、狩猟登録、第十
二條第二項ノ許可証又ハ第十三
條ノ飼養許可証ヲ他人ニ使用セ
シタル者

四 他人ノ狩猟免状、狩猟登録
票、第十二條第二項ノ許可証又
ハ第十三條ノ飼養許可証ヲ使用セ
シタル者

第二十二條の次に次の二條を加
る。

第二十二條ノ一 第八條ノ二第三項
若ハ第四項、第十七條又ハ第十八
條ノ規定ニ違反シタル者ハ三万円

以下ノ罰金ニ處ス但シ第十七條ノ
規定ニ違反シタル罪ハ占有者又ハ
共同狩猟地ノ免許ヲ受ケタル者ノ
告訴ヲ待チテ之ヲ論ズ
第二十三條左ノ各号ノ一二ニ該当ス
ル者ハ一万円以下ノ罰金ニ處ス

一 第十四條第三項又ハ第十九條
ノ規定ニ違反シタル者

二 第十九條ノ二第一項ノ規定ニ
依ル立入検査ヲ拒ミ、妨ゲ、又

ハ忌避シタル者

三 第二十條ノ三ノ規定ニ依ル報
告ヲ為サズ、又ハ虚偽ノ報告ヲ
為シタル者

四 獵區保護區、禁猟區、銃猟禁
止區域 獵區若ハ共同狩猟地ノ
標識又ハ第八條ノ二第三項ノ施
設ヲ移転シ、汚損シ、毀壊シ、
又ハ除却シタル者

第五條中「狩猟免許」の下に「以
上ノ刑」を加える。

第六條中「狩猟免許」の下に「以
上ノ刑」を加える。

第七條を次のように改める。

第一十五條 法人ノ代表者又ハ法人
若ハ一人ノ代理人、使用人其ノ他ノ
従業者ガ其ノ法人又ハ一人ノ業務ニ
關シ第二十一條乃至第二十三條ノ
違反行為ヲ為シタルトキハ行為者
ヲ罰スル外其ノ法人又ハ一人ニ對シ
亦各本條ノ罰金刑ヲ科ス但シ法人
又ハ一人ノ代理人、使用人其ノ他ノ
従業者ノ當該違反行為ヲ防止スル
為當該業務ニ對シ相当ノ注意及監
督ヲ為シタルコトノ證明アリタル
トキハ其ノ法人又ハ一人ニ付テハ此
ノ限ニ在ラズ

1 附 則
この法律の施行期日は、公布の
日から起算して六十日をこえない
期間内において、政令で定める。

2 この法律の施行の際現に狩猟鳥獸
として定められているものは、改
正後の第一條第二項及び第四項の
規定により定められた狩猟鳥獸と
こととなる處があるのであります。

一 第十四條第三項又ハ第十九條
ノ規定ニ違反シタル者

株の規定により農林大臣又は都道
府県知事がした捕獲の禁止又は制
限であつてこの法律施行の際現に
により農林大臣又は都道府県知事
がした捕獲の禁止又は制限とみな
す。

二 第十九條ノ二第一項ノ規定ニ
依ル立入検査ヲ拒ミ、妨ゲ、又

ハ忌避シタル者

三 第二十條ノ三ノ規定ニ依ル報
告ヲ為サズ、又ハ虚偽ノ報告ヲ
為シタル者

四 獵區保護區、禁猟區、銃猟禁
止區域 獵區若ハ共同狩猟地ノ
標識又ハ第八條ノ二第三項ノ施
設ヲ移転シ、汚損シ、毀壊シ、
又ハ除却シタル者

第五條中「狩猟免許」の下に「以
上ノ刑」を加える。

第六條中「狩猟免許」の下に「以
上ノ刑」を加える。

第七條を次のように改める。

第一十五條 法人ノ代表者又ハ法人
若ハ一人ノ代理人、使用人其ノ他ノ
従業者ガ其ノ法人又ハ一人ノ業務ニ
關シ第二十一條乃至第二十三條ノ
違反行為ヲ為シタルトキハ行為者
ヲ罰スル外其ノ法人又ハ一人ニ對シ
亦各本條ノ罰金刑ヲ科ス但シ法人
又ハ一人ノ代理人、使用人其ノ他ノ
従業者ノ當該違反行為ヲ防止スル
為當該業務ニ對シ相当ノ注意及監
督ヲ為シタルコトノ證明アリタル
トキハ其ノ法人又ハ一人ニ付テハ此
ノ限ニ在ラズ

一 第十四條第三項又ハ第十九條
ノ規定ニ違反シタル者

又最近全國的に蔓延して森林に非常な
損害を加えつあります森林害虫の異
常な発生は、害虫の天敵たる鳥類の激
減によりますところが多く、松噴虫、
野鼠その他の有害動物の繁殖により農
林業等の蒙る損害も決して少くない
実情であります。かかる事態に対応い
たしまして、本案は現行の狩猟法につ
いて、その施行の経過に鑑み、取締そ
の他において実情に即した所要の改善
を加えますと共に、有益鳥獸につき
ましては、従来のごとく單にその捕獲
を制限するだけでは不十分であります
ので、この際、積極的にその保護繁殖
を図ることにより、農林業等の發展に
より設けられた獵區とみなす。但し、
その存続期間は、従前の存続
期間の残存期間とする。

二 第十九條ノ二第一項ノ規定ニ
依ル立入検査ヲ拒ミ、妨ゲ、又

ハ忌避シタル者

三 第二十條ノ三ノ規定ニ依ル報
告ヲ為サズ、又ハ虚偽ノ報告ヲ
為シタル者

四 獵區保護區、禁猟區、銃猟禁
止區域 獵區若ハ共同狩猟地ノ
標識又ハ第八條ノ二第三項ノ施
設ヲ移転シ、汚損シ、毀壊シ、
又ハ除却シタル者

第五條中「狩猟免許」の下に「以
上ノ刑」を加える。

第六條中「狩猟免許」の下に「以
上ノ刑」を加える。

第七條を次のように改める。

第一十五條 法人ノ代表者又ハ法人
若ハ一人ノ代理人、使用人其ノ他ノ
従業者ガ其ノ法人又ハ一人ノ業務ニ
關シ第二十一條乃至第二十三條ノ
違反行為ヲ為シタルトキハ行為者
ヲ罰スル外其ノ法人又ハ一人ニ對シ
亦各本條ノ罰金刑ヲ科ス但シ法人
又ハ一人ノ代理人、使用人其ノ他ノ
従業者ノ當該違反行為ヲ防止スル
為當該業務ニ對シ相当ノ注意及監
督ヲ為シタルコトノ證明アリタル
トキハ其ノ法人又ハ一人ニ付テハ此
ノ限ニ在ラズ

一 第十四條第三項又ハ第十九條
ノ規定ニ違反シタル者

しては補償を與えることいたしておるのあります。

〔議長退席、副議長着席〕

第三は、現在空氣銃は鉄器として規定されており、法律上は狩猟免許の対象とされておりますが、その取締は極めて困難な状態でありますので、特に今後は空氣銃につきましては、これを狩猟免許の対象たる器具から除外し、簡易な狩猟登録の制度を設けることとして、その取締を容易にすることいたしております。第四に、「きじ」及び「やまとどり」は我が国特有のものでありますにも拘わらず、近年その数が著しく減少しておりますので、その捕獲数を制限しておりますが、尙十分とは申せませんため、その販売をも禁止いたしまして、捕獲制限の目的を達する」といたしております。第五に、鳥獸の輸出及び輸入につきましては適法に捕獲された旨の証明書を添付せしむることいたしておるのであります。これが例えば從来牝「いたち」が我が國で捕獲を禁止しておりますが、その皮が外国に輸出されても拘わらず、その皮が外国に輸出されおる事実に鑑みまして、輸出の際に検査を行うことにより、捕獲の段階だけではなく、最終的な開門によつて違反の取締を行おうとするものであります。尚、現在米国を初め諸外国にもこの制度の例がありますので、輸入の際にも、そろした制度のある国から輸入につきましては当該国の証明書を添付せしめることとしておるのであります。その他、本案におきましては、免許又は登録手数料、検査、報告徵取の規定を整備いたしますと共に、罰則等の強化を図つておるのであります。

詳細は省略いたします。

以上の提案趣旨及び内容を有する本

改正法律案につきまして、委員会は昨

二十八日、提案者、本院の法制局開保官、農林当局等との間に種々質疑応答の結果、本案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。以上御報告いたします。

〔拍手〕

○副議長(松嶋喜作君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本部全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔絶賛起立〕

○副議長(松嶋喜作君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(松嶋喜作君) 総員起立と認

めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

判事補の職權の特例等に関する法律の一部を改正する法律

判事補の職權の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十六号)

の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「衆議院若しくは参議院の司法委員会専門調査員、衆議院若しくは参議院の法務委員会専門調査員、衆議院若しくは参議院の法務委員会専門調査員と改めら

れ、文新たに常任委員会調査員の制度

が設けられたのでござります。本法案

はこれら法律の改正に伴いまして、判

事補の職權の特例等に関する法律中の

字句を整理いたしまして、衆議各

法務委員会に勤務する常任委員会調査

員について、新たに裁判所法による裁

判官任命資格につき、法務委員会に勤

務する専門員並びに法制局参事等と同

様にその資格を認めようとするもので

ござります。

委員会においては、慎重審議し、

討論省略の上採決いたしましたとこ

とくにその在職については、第二條第三

項の改正規定にかかわらず、なお

従前の例による。

〔宮城タマヨ君登壇、拍手〕

○宮城タマヨ君 只今上程されました

判事補の職權の特例等に関する法律の

一部を改正する法律案につき、委員会

において審議の経過並びに結果につ

いて簡単に御報告申上げます。

判事補の職權の特例等に関する法律

によりますれば、裁判官たるの任命資

格の要件として、衆議院若しくは参議

院の司法委員会専門調査員及び各法制

局に勤務する参事、副参事にあつて、

裁判所構成法による判決事の資格のあ

る者は、それべくその在職年数に応じ

て最高裁判所又は下級裁判所の裁判官に任命せられる資格を有することにな

つておる場合がございましたが、昭和二十三年になされました国会法及び議院事務局法の改正並びに議院法制定によりまして、司法委員会は法

院事務局法の改正並びに議院法制定によりまして、司法委員会は法務委員会に改称せられ、法務部は法務部の一部を次のように改正する。

昭和二十五年四月二十二日

参議院議長佐藤尚武殿

(小字及び
〔は議院修正〕

門調査員は常任委員会専門員と改めら

れ、文新たに常任委員会調査員の制度

が設けられたのでござります。本法案

はこれら法律の改正に伴いまして、判

事補の職權の特例等に関する法律中の

字句を整理いたしまして、衆議各

法務委員会に勤務する常任委員会調査

員について、新たに裁判所法による裁

判官任命資格につき、法務委員会に勤

務する専門員並びに法制局参事等と同

様にその資格を認めようとするもので

ござります。

委員会においては、慎重審議し、

討論省略の上採決いたしましたとこ

とくにその在職については、第二條第三

項の改正規定にかかわらず、なお

従前の例による。

〔宮城タマヨ君登壇、拍手〕

○宮城タマヨ君 只今上程されました

判事補の職權の特例等に関する法律の

一部を改正する法律案につき、委員会

において審議の経過並びに結果につ

いて簡単に御報告申上げます。

判事補の職權の特例等に関する法律

によりますれば、裁判官たるの任命資

格の要件として、衆議院若しくは参議

院の司法委員会専門調査員及び各法制

局に勤務する参事、副参事にあつて、

裁判所構成法による判決事の資格のあ

る内閣提出案は本院においてこれ

を修正議決した。

昭和二十五年四月二十二日

衆議院議長 駒原喜重郎

(小字及び
〔は議院修正〕

生活保護法

二十五條に規定する理念に基き、國が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障することにより、その自立を助長することを目的とする。

(無差別平等)

第二條 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」といふ。）を、無差別平等に受けることができる。

第三條 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

(保護の補足性)

第四條 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものと、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

第二民法（明治二十九年法律第八十十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

(法律の解釈及び運用) 第五條 前二條に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。

(用語の定義)

第六條 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

2 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているといふことにかかわらず、保護が必要とする状態にある者をいう。

3 この法律において「保護金品」とは、保護として給與し、又は貸與される金銭及び物品をいう。

4 この法律において「金錢給付」とは、金錢の給與又は貸與によって、保護を行うことをいう。

5 この法律において「現物給付」とは、物品の給與又は貸與、医療の給付、役務の提供その他金錢給付以外の方法で保護を行うことをいう。

第一章 保護の原則

(申請保護の原則)

第七條 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行なうことができる。

(基準及び程度の原則)

第八條 保護は、厚生大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行なうものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域などその他の保護の種類に応じて必要的な事情を考慮した最低限度の生活

の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

(必要即応の原則)

第九條 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行なうものとする。

(世帯単位の原則)

第十條 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

(第三章 保護の種類及び範囲)

第十一條 保護の種類は、左の通り

(種類)

第一 住宅扶助

第二 教育扶助

第三 住宅扶助

第四 医療扶助

第五 出産扶助

第六 生業扶助

第七 葬祭扶助

第一 生活扶助

第二 教育扶助

第三 住宅扶助

第四 医療扶助

第五 出産扶助

第六 生業扶助

第一 生活扶助

第二 教育扶助

第三 住宅扶助

第一 生活扶助

第二 教育扶助

第三 住宅扶助

第一 生活扶助

第二 教育扶助

第三 住宅扶助

(生業扶助)

第十七條 生業扶助は、困窮のためできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 義務教育に伴つて必要な教科書その他の学用品

二 学校給食その他義務教育に伴つて必要なもの

(住宅扶助)

第十四條 住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 極修その他住宅の維持のためとする。

二 極修その他住宅の維持のため

三 就労のために必要なもの

(医療扶助)

第十五條 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 薬剤又は治療材料

二 医学的処置、手術及びその他

三 診察

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

(出産扶助)

第十六條 出産扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの

二 分べん前及び分べん後の処置

第一 分べんの介助

第二 移送

第三 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料

(実施機関)

第十九條 市町村長（特別区の存す

る区域においては、都知事とする。以下同じ。)は、要保護者に対する、この法律の定めるところにより、保護を決定し、且つ、実施しなければならない。

2 保護は、要保護者の居住地の市町村長、居住地がないか、又は明かでないときは、現在地の市町村長が行うものとする。

3 要保護者の居住地が明かであつても、その者が急迫した状況にあつては、その急迫した事由が止むまでは、前項の規定にかかわらず、保護は、その者の現在地の市町村長が行うものとする。

4 前項に規定する市町村長の行う保護に関する事務は、政令の定めによるところにより、他の市町村長に委託して行うことを妨げない。(指揮及び監督機関)

第十條 この法律の施行について、厚生大臣は都道府県知事及び市町村長を、都道府県知事は市町村長を、指揮監督する。

2 都道府県知事は、この法律に定めるその職権の一部を、その管理に属する行政庁に委任することがある。

(補助機関)

第二十一條 都道府県及び厚生大臣の指定する市町村は、この法律の施行について、都道府県知事又は市町村長の事務の執行を補助させるため、社会福祉主事を置かなければならない。

2 社会福祉主事は、事務吏員をもつて充て、政令の定める資格を有

する者の中から任用しなければならない。

3 社会福祉主事の定数は、政令の定める基準により、都道府県又は市町村の条例で定める。

(協力機関)

第二十二條 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員は、市町村長又は社会福祉主事が求められたときは、市町村長及び社会福祉主事の行う保護事務の執行について、これに協力するものとする。

(事務監査)

第二十三條 厚生大臣は都道府県知事及び市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、都道府県知事は市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、その指定する官吏又は吏員に、その監査を行わせなければならない。

(職權による保護の開始及び変更)

第二十五條 市町村長は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

2 前項の規定により指定された官吏又は吏員は、都道府県知事又は市町村長に対し、必要と認める資料の提出若しくは説明を求め、又は必要と認める指示をすることができる。

3 第一項の規定により指定すべき官吏又は吏員の資格については、政令で定める。

(申請による保護の開始及び変更)

第二十六條 市町村長は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。これを通知しなければならない。

2 前項の書面には、決定の理由を附さなければならぬ。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められ、申請者に対して書面をもつてはならない。

4 市町村長は、要保護者が第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若

3 第一項の通知は、申請のあつた日から十四日以内にしなければならない。但し、扶養義務者の資産状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、これを三十日まで延ばすことができる。この場合には、同項の書面にその理由を明示しなければならない。

4 保護の申請をしてから三十日内に第一項の通知がないときは、申請者は、市町村長が申請を却下したものとみなすことができる。

5 前四項の規定は、第七條に規定する者から保護の変更の申請があつた場合に準用する。

6 保護の申請をしてから三十五日内に第一項の通知がないときは、被保護者が被保護者の最少限度に止めなければならない。

3 第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解してはならない。

(調査及び検査)

第二十八條 市町村長は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するため、要保護者について、当該吏員に、その居住の場所に立ち入り、これら的事項を調査させ、又は当該要保護者に對して、市町村長の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずること

(第五章 保護の方法)

(生活扶助の方法)

第三十條 生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。但し、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を養老施設、救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に収容し、又はこれらの施設若しくは私人の家庭に収容を委託して行うことができる。

2 前項の規定によつて立入調査を行ふ当該吏員は、厚生省令の定め

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められ、申請者に対して書面をもつてはならない。

4 市町村長は、要保護者が第一項

2 第二十四條第一項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第二十七条 市町村長は、被保護者の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

(指導及び指示)

第二十九條 市町村長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び收入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主との他の關係人に、報告を求めることができる。

3 第一項の規定によつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を養老施設、救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に収容し、又はこれらの施設若しくは私人の家庭に収容を委託して行うことができる。

2 前項但書の規定は、被保護者の意に反して、収容を強制し得るものと解してはならない。

3 市町村長は、被保護者の親権者又は後見人がその権利を適切に行わない場合においては、その異議があつても、家庭裁判所の許可を得て、第一項但書の措置をとることができる。

2 市町村は、保護施設を設置しよ
うとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 都道府県知事は、前項の認可の申請があつた場合に、その施設が前條の基準に適合するものであるときは、これを認可しなければならない。

4 保護施設を設置した都道府県及び市町村は、現に収容中の被保護者の保護に支障のない限り、その保護施設を廃止し、又はその事業を縮少し、若しくは休止することができる。

5 都道府県及び市町村の行う保護施設の設置及び廃止は、条例で定めなければならない。

(公益法人の保護施設の設置)
第四十一条 都道府県及び市町村の外、保護施設は、民法第三十四條の規定により設立した法人（以下「公益法人」という。）でなければ設置することができない。

2 公益法人は、保護施設を設置しようとするときは、あらかじめ、左に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して、その認可を受けなければならない。

一 保護施設の名称及び種類
二 設置者たる法人の名称並びに代表者の氏名、住所及び資産状況
三 寄附行為、定款その他の基本約款

四 建物その他の設備の規模及び構造
五 取扱定員

六 事業開始の予定年月日

七 経営の責任者及び保護の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴

八 経理の方針

3 都道府県知事は、前項の認可の申請があつた場合に、その施設が第三十九條に規定する基準に適合するものであるときは、これを認可しなければならない。

4 保護施設を設置した都道府県及び市町村は、現に収容中の被保護者の保護に支障のない限り、その保護施設を廃止し、又はその事業を縮少し、若しくは休止することができる。

5 都道府県及び市町村の行う保護施設の設置及び廃止は、条例で定めなければならない。

(公益法人の保護施設の設置)
第四十一条 都道府県及び市町村の外、保護施設は、民法第三十四條の規定により設立した法人（以下「公益法人」という。）でなければ設置することができない。

2 公益法人は、保護施設を設置しようとするときは、あらかじめ、左に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して、その認可を受けなければならない。

一 保護施設の名称及び種類
二 設置者たる法人の名称並びに代表者の氏名、住所及び資産状況
三 寄附行為、定款その他の基本約款

四 建物その他の設備の規模及び構造
五 取扱定員

置及び財産の処分方法を明かにし、且つ、第七十條、第七十二條又は第七十四条の規定により交付を受けた交付金又は補助金に残余額があるときは、これを返還して、休止又は廃止の時期について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 その保護施設が存立の目的を達するためには、必要な指導をしなければならない。

2 公益法人の設置した保護施設に対する前項の指導については、市町村長が、これを補助するものとする。

(報告の徴収及び立入検査)

第四十四条 都道府県知事は、保護施設の運営について、必要な指導をしなければならない。

2 公益法人の設置した保護施設に対する前項の指導については、市町村長が、これを補助するものとする。

(報告の徴収及び立入検査)

第四十五条 厚生大臣は都道府県に

対して、都道府県知事は市町村に對して、左に掲げる事由があるときは、その保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止若しくは保護施設の廃止を命じ、又は第十四條第一項の認可を取り消すことができる。

2 第二項の認可を受けた公益法人は、同項第一号又は第三号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の認可を受けなければならない。この認可の申請があつた場合には、第三項の規定を準用する。

(改善命令等)

第四十六条 保護施設の設置者は、その事業を開始する前に、左に掲げる事項を明示した管理規程を定めなければならない。

2 その保護施設がこの法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする处分に違反したとき。

3 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

4 その保護施設が第四十一條第三項各号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

5 その保護施設の經營につき營業及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができる。

6 その他施設の管理についての規則を変更しようとするとき。

7 職員の定数、区分及び職務内容

8 その施設を利用する者に対する待遇方法

9 その施設を利用する者が守るべき規律

10 その施設の利用する場合に、その作業の種類、方法、時間及び収益の処分方法

11 その施設の管理についての重要事項

12 都道府県以外の者は、前項の管理規程を定めたときは、すみやかに、これを都道府県知事に届け出なければならぬ。届け出た管理規程を変更しようとするときは、同一様とする。

13 都道府県知事は、前項の規定により届け出られた管理規程の内容が、その施設を利用する者に対する保護の目的を達するために適当でないと認めるときは、その管理規程の変更を命ずることができる。

14 合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び當該处分をすべき理由を通知しなければならない。

15 その施設の義務

16 保護施設は、要保護者の収容又は急遇に当り、人種、信條、社会的身分又は門地により、差別的又

1 その保護施設が第三十九條に規定する基準に適合しなくなつたとき。

2 その保護施設が存立の目的を失うに至つたとき。

3 その保護施設がこの法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする处分に違反したとき。

4 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

5 被收容者に作業を課する場合には、その作業の種類、方法、時間及び収益の処分方法

6 その他施設の管理についての規則を変更しようとするとき。

7 職員の定数、区分及び職務内容

8 その施設を利用する者に対する待遇方法

9 その施設を利用する者が守るべき規律

10 その施設の利用する場合に、その作業の種類、方法、時間及び収益の処分方法

11 その施設の管理についての重要事項

12 都道府県以外の者は、前項の管理規程を定めたときは、すみやかに、これを都道府県知事に届け出なければならぬ。届け出た管理規程を変更しようとするときは、同一様とする。

13 都道府県知事は、前項の規定により届け出られた管理規程の内容が、その施設を利用する者に対する保護の目的を達するために適当でないと認めるときは、その管理規程の変更を命ずることができる。

14 合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び當該处分をすべき理由を通知しなければならない。

15 その施設の義務

16 保護施設は、要保護者の収容又は急遇に当り、人種、信條、社会的身分又は門地により、差別的又

(管理規程)

第46条 保護施設の設置者は、その事業を開始する前に、左に掲げる事項を明示した管理規程を定めなければならない。

1 事業の目的及び方針
2 職員の定数、区分及び職務内容
3 その施設を利用する者に対する待遇方法
4 その施設を利用する者が守るべき規律
5 被收容者に作業を課する場合には、その作業の種類、方法、時間及び収益の処分方法
6 その他施設の管理についての規則を変更しようとするとき。

は優先的な取扱をしてはならない。

- 3 保護施設は、これを利用する者に對して、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制してはならない。

- 4 保護施設は、当該吏員が第四十一条の規定によつて行う立入検査を拒んではならない。

(保護施設の長)

- 第四十九条 保護施設の長は、常にその施設を利用する者の生活の向上及び更生を図ることに努めなければならぬ。

- 2 保護施設の長は、その施設を利用する者に對して、管理規程に従つて必要な指導をすることができる。
- 3 都道府県知事は、必要と認めるときは、前項の指導を制限し、又は禁止することができる。

- 4 保護施設の長は、その施設を利用する被保護者について、保護の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたと認めるときは、すみやかに、市町村長に、これを届け出なければならない。

第七章 医療機関及び助産機関

(医療機関の指定)

- 第四十九条 厚生大臣は、国の開設した病院又は診療所についてその主務大臣の同意を得て都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所又は医師、歯科医師若しくは薬剤師について開設者又は本人の同意を得て、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

(指定医療機関の義務)

- 第五十条 前條の規定により指定を受けた医療機関(以下「指定医療機関」という。)は、厚生大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

- 2 指定医療機関は、被保護者の医療について、都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

(指定の辞退及び取消)

- 第五十一条 指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

- 2 指定医療機関が、前條の規定に違反したときは、厚生大臣の指定した医療機関については厚生大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消すことができる。

- 3 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定によつて指定を取消した場合には、当該医療機関の開設者は本人に対しても明の権利を與えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなさずき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

- 第五十二条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、指定医療機関の所在する市町村(特別区を含む。)において以下同じ。)に国民健康保険(特別国民健康保険組合又は社団法人の行うものを除く。以下同じ。)が行なっているときは、その診療方針及び診療報酬の例により、指定医療機関の所在する市町村に国民健康保険が行われる市町村に国民健康保険が行われる。

ていなきは、健康保険の診療方針及び診療報酬の例によるものとする。

- 2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によるものでないとき、及びこれによることを適當としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣の定めるところによることを適當とする。

(医療費審査)

- 第五十三条 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を隨時審査し、且つ、指定医療機関が前條の規定によって請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

- 2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに當つては、社会保険診療報酬支拂基金法(昭和二十三年法律第三十九号)に定める審査委員会は医療に関する審査機関で厚生省令で定まるものの意見を聽かなければならない。

(報告の微収及び立入検査)

- 第五十四条 都道府県知事は、診療内容及び診療報酬を審査するため必要があるときは、指定医療機関の管理者に對して、必要と認める事項の報告を命じ、又は当該吏員に、当該医療機関について実地に、その設備若しくは診療録その他医療書類を検査させることができ。ことができる。

(助産機関等への準用)

- 第五十五条 第四十九条から第五十一条までの規定は、この法律による出産扶助のための助産を担当する助産婦並びにこの法律による医療扶助のための施術を担当するあん摩師及び柔道整復師について、第六十二条 指示等に従う義務

- が、第三十條第一項但書の規定により、被保護者を收容し、若しくは收容を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七條の規定により、被保護者に対する保護を、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。

(公課禁止)

- 第五十六条 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。

- 2 被保護施設を利用する被保護者は、保護金品を標準として粗糲その他の公課を課せられることがない。

- 3 市町村長は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、被保護施設の管理規程に従わなければならない。

(費用返還義務)

- 第五十七条 被保護者は、既に給與を受けた保護金品又はこれを受けれる権利を差し押さえられることがない。
- 第五十八条 被保護者は、既に給與を受けた保護金品又はこれを受けれる権利を差し押さえられることがない。
- 第五十九条 被保護者は、保護を受ける権利を譲り渡すことができない。
- (生活上の義務)

- 第六十条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約に図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない。

があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、市町村長にその旨を届け出なければならない。

(指示等に従う義務)

- 第六十二条 被保護者は、市町村長が、第三十條第一項但書の規定により、被保護者を收容し、若しくは收容を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七條の規定により、被保護者に対する保護を、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。

(第九章 不服の申立)

- 第六十四条 被保護者又は保護の開始若しくは変更の申請をした者は、市町村長のした保護に関する処分に對して不服があるときは、

その決定のあつた日から三十日以内に、書面をもつて、当該市町村長を経由し、都道府県知事に不服の申立をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による不服の申立があつたときは、不服申立書を受け取つた日から十日内に、意見書及び関係書類を添えて、これを都道府県知事に送付しなければならない。

(都道府県知事の決定)

第六十五條 都道府県知事は、前條第二項の規定による不服申立書の送付を受けたときは、必要な審査を行い、不服の申立が理由がないと認めるときは、決定をもつて、これを却下し、不服の申立が理由があると認めるときは、決定をもつて、市町村長のした処分を取り消し、若しくは変更し、又は市町村長に対し期間を定めて必要な保護の決定をすべきことを命じなければならない。

2 前項の都道府県知事の決定は、前四十年以内に、書面をもつて、不服申立人及び当該市町村長に通知しなければならない。

(厚生大臣に対する不服の申立)

第六十六條 第六十四條の規定により不服の申立をした者は、前條の決定に対しても不服があるときは、その決定の通知を受けた日から六十日以内に、書面をもつて、大臣に不服の申立をすることができる。

当該都道府県知事を経由し、厚生大臣に不服の申立をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による不服の申立があつたときは、不服申立書を受け取つた日から十日内に、意見書及び関係書類を添えて、これを厚生大臣に送付しなければならない。

(厚生大臣の裁決)

第六十七條 厚生大臣は、前條第一項の規定による不服申立書の送付を受けたときは、必要な審査を行ない、不服の申立が理由がないと認めるときは、裁決をもつて、これを却下し、不服の申立が理由があると認めるときは、裁決をもつて、都道府県知事の決定を取り消し、又は変更すべき点を指示して、事件を都道府県知事に差し戻さなければならぬ。

2 前項の厚生大臣の裁決は、不服申立書の送付を受けた日から六十日以内に、書面をもつて、不服申立人及び当該都道府県知事に通知しなければならない。

3 第二十四條第四項の規定は、前項の期間内に裁決の通知がなかつた場合には、政令で定める。

(手続)

第六十八條 この章に定める不服の申立、審査、決定及び裁決の手続について、政令で定める。

(訴の提起)

第六十九條 この法律に基く行政手続の決定に不適切な者は、その部分に關し行政手続の認定及び法律の適用につき裁判所に訴を提起することができる。

(市町村の支弁)

第七十條 市町村（特別区の存する

区域においては、都とする。以下同じ。）は、左の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

2 都道府県は、前項の規定により必要な事項は、厚生省令で定め用を支弁しなければならない。

二 第四十條第一項の規定により都道府県が設置した保護施設の費用を支弁しなければならない。

(緑替支弁)

第七十二条 市町村は、政令の定めるところにより、その区域内に所存する保護施設又は指定医療機関（その他これらに準ずる施設で厚生大臣の指図するもの）に対し、他の市町村が支弁する保険費及び保護施設事務費を、一時賃替支弁しなければならない。

2 第十九條第三項の規定による保護施設事務費を支弁しなければならない。

三 第十九條第一項但書、第三十二條第二項又は第三十六條第二項の規定による保護の実施に要する費用（以下「保護費」という。）

四 第二十條第一項但書、第三十二條第二項又は第三十六條第二項の規定により被保護者を保護施設に収容し、若しくは収容を委託し、又は保護施設を利用させ、若しくは保護施設にこれを委託した場合に、これに伴つて必要な保護施設の事務費（以下「保護施設事務費」という。）

五 第三十條第一項但書の規定により被保護者を適当な施設に収容し、又はその収容を適当な施設若しくは私人の家庭に委託した場合に、これに伴つて必要な事務費（以下「委託事務費」という。）

六 第四十條第二項の規定により市町村が設置した保護施設の設備に要する費用（以下「設備費」という。）

七 第七十條第一号の民生委員費

八 第七十條第二号の都道府県の負担

九 第七十三條 都道府県は、政令の定めるところにより、左の各号に掲げる費用を負担しなければならない。

一 第七十條第一号の民生委員費

二 第七十條第三号から第五号まで並びに前條第二項の保護費、保護施設事務費及び委託事務費の十分の二。但し、被保護者が同一市町村に引き続き一年以上上居住しているものであるとき、又は現に被保護者と同居している者の扶養義務者が現に居住している市町村に引き続き一年以上上居住しているものであるときは、その十分の一

三 第七十條第六号の設備費の四分の一

2 前項第二号の期間の計算について必要な事項は、厚生省令で定め用を支弁しなければならない。

二 第四十條第一項の規定により都道府県が設置した保護施設の費用を支弁しなければならない。

（都道府県の補助）

第七十四条 都道府県は、左に掲げる場合においては、第四十一條の規定により設置した保護施設の修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

二 その地域に都道府県又は市町村の設置する同種の保護施設が設置に收容し、若しくは収容を委託し、又は保護施設を利用させ、若しくは供用の余力がないとき。

二 その地域に都道府県又は市町村の設置する同種の保護施設が設置に收容し、若しくは収容を委託し、又は保護施設を利用させ、若しくは供用の余力がないとき。

二 厚生大臣は、その保護施設に規定するもの以外、前項の規定により補助を受けた保護施設に対する監督については、左の各号による。

二 厚生大臣は、その保護施設に規定して、その業務又は会計の状況について必要と認める事項の報告を命ずることができる。

二 厚生大臣及び都道府県知事は、その保護施設の予算が、補助の効果を上げるために不適當と認めるときは、その予算について、必要な変更をすべき旨を指示することができる。

三 厚生大臣及び都道府県知事は、その保護施設の職員が、この法律若しくはこれに基づく命令

一 この法律の施行に伴い必要な

分の一

又はこれらに基いてする処分に違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示することができる。

(国の負担)
第七十五条 国は、政令の定めるところにより、左の各号に掲げる費用を負担しなければならない。

一 第七十條第二号の民生委員費
二 第七十條第三号から第五号まで並びに第七十二条第一項の保護費、保護施設事務費及び委託事務費の十分の八

三 第七十條第六号の設備費の二分の一
四 第七十一條第一号の設備費の二分の一

五 第七十四条第一項の規定により都道府県が補助した設備費の三分の一

(遺留金品の処分)

第七十六条 第十八条第二項の規定により葬祭扶助を行う場合においては、市町村長は、その死者の遺

留の金銭及び有価証券を保護費に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができる。

2 市町村は、前項の費用について、その遺留の物品の上に他の

債権者の先取特權に対する優先権を有する。

(費用の徴収)
第七十七条 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した市町村の長は、

その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、市町村長と扶養義務者の間に協議が調わないと、又は協議をすることができないときは、市町村長の申請により家庭裁判所が、これを定める。

3 前項の処分は、家事審判法の適用については、同法第九條第一項乙類に掲げる事項とみなす。

第七十八条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、被保護費を支弁した市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができ

る。

4 第七十九條第一項の規定によ

り都道府県が補助した設備費の三分の一

(返還命令)
第七十九條 国又は都道府県は、左に掲げる場合においては、補助金又は負担金の交付を受けた保護施

設の設置者に対して、既に交付された補助金又は負担金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

1 補助金又は負担金の交付條件に違反したとき。
2 詐偽その他不正な手段をもつて、補助金又は負担金の交付を受けたとき。

3 保護施設の経営について、營利を因る行為があつたとき。

4 保護施設が、この法律若しくはこれに基いてする処分に違反したとき。

(返還の免除)
第八十条 市町村長は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡しした保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるとときは、これを返還させないことができる。

(第八十一条)
第八十一条 市町村長は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡しした保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるとときは、これを返還させないことができる。

(第八十二条)
第八十二条 市町村長は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡しした保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるとときは、これを返還させないことができる。

(第八十三条)
第八十三条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、被保護費を支弁した市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができ

る。

4 第八十四条 第四十四條第一項、第

五十四條第一項若しくは第七十四條第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十八条第一項、第四十

四條第一項若しくは第五十四条第一項の規定による当該吏員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

(第八十五条)
第八十五条 この法律の施行前ににおいて、被保護の決定は、この法律に基いてされたものとみなす。

(第八十六条)
第八十六条 この法律の施行前ににおいて、都道府県の設置した保護施設及び旧法第七條の規定により認可された市町村又は公益法人の設置した保

護施設は、この法律に基いて設置され、又は認可された保護施設とはみなす。

(第八十七条)
第八十七条 この法律の施行前ににおいて、市町村及び公益法人以外の者で、この法律の施行の際現に旧法第七條第二項の規定による認可を受けて保護施設を經營する者が、この法律の施行後引き続きその保護施設を經營するときは、この法

律の施行後三月間は、その保護施設は、この法律に基いて認可され

た保護施設とみなす。

するものを除く外、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

1 この法律は、昭和二十一年法律第十七号。以下「旧法」という。は、廃止する。

2 生活保護法(昭和二十一年法律第十八号)による。

3 この法律の施行前ににおいてされたものとみなす。

4 この法律の施行前ににおいて、都道府県の設置した保護施設及び旧法第七條の規定により認可された市町村又は公益法人の設置した保

護施設は、この法律に基いて設置され、又は認可された保護施設とはみなす。

5 市町村及び公益法人以外の者で、この法律の施行の際現に旧法第七條第二項の規定による認可を受けて保護施設を經營する者が、この法律の施行後引き続きその保護施設を經營するときは、この法

律の施行後三月間は、その保護施設は、この法律に基いて認可され

た保護施設とみなす。

の証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 生活保護法(昭和二十一年法律第十八号)による。

3 この法律の施行前ににおいて、被保護の決定は、この法律に基いてされたものとみなす。

4 この法律の施行前ににおいて、都道府県の設置した保護施設及び旧法第七條の規定により認可された市町村又は公益法人の設置した保

護施設は、この法律に基いて設置され、又は認可された保護施設とはみなす。

5 市町村及び公益法人以外の者で、この法律の施行前ににおいて、被保護の決定は、この法律に基いてされたものとみなす。

6 この法律の施行前ににおいて、市町村又は公益法人の設置した保

護施設は、この法律に基いて設置され、又は認可された保護施設とはみなす。

7 この法律の施行前ににおいて、市町村又は公益法人の設置した保

護施設は、この法律に基いて設置され、又は認可された保護施設とはみなす。

8 この法律の施行前ににおいて、市町村又は公益法人の設置した保

護施設は、この法律に基いて設置され、又は認可された保護施設とはみなす。

9 この法律の施行前ににおいて、市町村又は公益法人の設置した保

護施設は、この法律に基いて設置され、又は認可された保護施設とはみなす。

10 この法律の施行前ににおいて、市町村又は公益法人の設置した保

護施設は、この法律に基いて設置され、又は認可された保護施設とはみなす。

6 この法律の施行前において、生

活保護法施行令（昭和二十一年勅

令第四百三十八号）第六條又は第

七條の規定により厚生大臣の指定

した医療施設並びに市町村長の指

定した医師、歯科医師、薬剤師及び

助産婦は、この法律に基いて厚生

大臣又は都道府県知事の指定した

医療機関及び助産機関とみなす。

7 この法律の施行前にした違反行

為に対する罰則の適用について

は、なお従前の例による。

8 社会保険診療報酬支拂基金法の一部を次の

ように改正する。

第十九條第十四号の次に次の二

号を加える。

19¹⁰ (登録税法の一部改正)

登録税法（明治二十九年法律第

二十七号）の一部を次のよう改

正する。

第十九條第十四号の次に次の二

号を加える。

19¹⁰ (税制規定)

他の法令中に旧法の規定を掲げ

ている場合において、この法律中

にこれららの規定に相当する規定が

あるときは、政令で特別な規定を

する場合を除く外、各々この法律

中のこれらの規定に相当する規定

を指しているものとみなす。

3 前二項において診療担当者であるのは、

第十三條第一項の規定において指定医療機

関の提出する診療報酬請求書に關する場合

においては、当該指定医療機関とする。

第十九條中「各保護者」の下に「第十二條第

二項の場合においては都道府県知事」を加え

る。

(登録税法の一部改正)

登録税法（明治二十九年法律第

二十七号）の一部を次のよう改

正する。

第十九條第十四号の次に次の二

号を加える。

19¹⁰ (税制規定)

他の法令中に旧法の規定を掲げ

ている場合において、この法律中

にこれららの規定に相当する規定が

あるときは、政令で特別な規定を

する場合を除く外、各々この法律

中のこれらの規定に相当する規定

を指しているものとみなす。

第十三條第二項を次のよう改める。

3 基金は、前二項の義務を行ふ場合には、定

められたところより各保護者（前項の

場合は都道府県知事）とそれぞれ

契約を締結するものとする。

第十三條第二項の次に次の二項を加える。

2 基金は、前項に定める義務の外、生活保

護法昭和二十五年法律第

号）第十五十三

條第三項の規定により指定医療機関の請求

することができる診療報酬の額の決定につ

いて意見を求めるときは、意見を述べ

ることができる。

第十四條第一項中「前條第一項第三号」の下

に「生活保護法案の厚生委員会における審

議の経過並びに結果につきまして御報

告申上げます。

先づ法案の大体を御説明申上げます

と、本法は本文八十四ヶ條と附則九項

目から成つております、現行法に比

べますと條文の数は約一倍になつてお

ります。更にその内容におきましては

画期的大改正が行われたのであります

して、我が国公的扶助の制度におきま

しては誠に重大なる立法であります。

注目すべき諸点を申上げますと、第一

点は、憲法第二十五條の精神に基き、

これを具現化し、以て国民の生存権を

保障することを本法の目的とした点で

あります。法案の冒頭にこのことが明

らかにされております。即ち救貧法で

なく、生活保障法の性格とされたもの

でござります。従いまして、第二点

は、保障せらるべき国民の最低生活と

は、健康にして文化的な最低生活と

協力機関（民生委員）に関連いたしまし

て、その実施組織に改新を加えた点で不

正して、次いで四月十一日に公聴会を開き

まして、四月二十一日には議員を派遣

いたしまして実施につきまして調査い

たすところがありました。四月二十二

日に衆議院は修正可決をいたしました

て、厚生委員会に本付託となつたので

ござります。その間熱心に慎重審議し

たしまして、藤森議員、中平議員、谷

口議員、石原議員、井上議員、小林議

員等よりいたしまして、有益なる又

重要な質疑がありました。政府又厚

生大臣を初め熱心懇切にこれに応答い

たして幾多の疑義を明確にいたし、本

法運用上の根拠を與えることができた

のでござります。その詳細は速記録に

譲らせて頂きますが、藤森議員は、医

療方針につきましては国保の現状に鑑

み、健康保険一本によるべきではない

かと質し、又葬祭扶助につきましては

死体検査の必要を指摘されたのでござ

ります。谷口議員より又同様の御質疑

の問題等に関しまして、現行法の不備

を発見し、社会保障制度審議会の勧告

に基きまして、緊急に現行生活保護法

を全部改正する必要があるので本法案

を提出したのであると述べてるので

あります。

本法案は三月二十二日予備審査とし

まして厚生委員会に附託せられまし

て、次いで四月十一日に公聴会を開き

まして、四月二十一日には議員を派遣

いたしまして実施につきまして調査い

たすところがありました。四月二十二

日に衆議院は修正可決をいたしました

て、厚生委員会に本付託となつたので

ござります。その間熱心に慎重審議し

たしまして、藤森議員、中平議員、谷

口議員、石原議員、井上議員、小林議

員等よりいたしまして、有益なる又

重要な質疑がありました。政府又厚

生大臣を初め熱心懇切にこれに応答い

たして幾多の疑義を明確にいたし、本

法運用上の根拠を與えることができた

のでござります。その詳細は速記録に

譲らせて頂きますが、藤森議員は、医

療方針につきましては国保の現状に鑑

み、健康保険一本によるべきではない

かと質し、又葬祭扶助につきましては

死体検査の必要を指摘されたのでござ

ります。谷口議員より又同様の御質疑

の問題等に関しまして、現行法の不備

がございましたが、特に医療機関とし

ての指定を医師個人にするのがいいのではないかという質問もございました。中平議員からいたしましては、主として扶助の基準につきまして、真に健康にして文化的な最低生活の具体的な内容について質すところがありました。石原議員からいたしましては、本法の運用上の諸点につきまして、特に将来は健保方式に移るべきではないかというような御質疑がございました。井上議員からいたしましては、社会福祉主事の設置の問題につきまして重要な御質疑がございました。小林議員からいたしましては、医療扶助の内容に鍼灸を省いた点についてそれでも質疑して政府の所信を質したのでござります。政府は又これに対しまして答弁するところがございました。

これらの質疑の終りました後に、委員会といたしまして次の諸点につきまして政府当局に要望するところがあつたのであります。即ち第一といたしまして、政府は本法の周知徹底に一段の努力を拂いまして、国民の権利を保護

し、漏れなきを期せられたいという点でございます。第二といたしまして、扶助の基準につきましては真に健康

にして文化的なる最低生活の実に副うよう基準を定めなければならぬという点でございます。第三といたしましては、未亡人母子、遺族世帯等、多年の要望に副いますよう本法の運用を即応されたいという点であります。第四点といたしましては、医療扶助の診療内容は健保と程度を同じくするよう努めなければならぬという点でござります。第五点といたしましては、民生

停止又は廃止等の処分を受けるが、そ

れにいたしましては、本法の運用が機会を與えようという修正でございました。

まことに、殊に宗教法人經營の施設について、あるいは一段の積極化を促しまして、收容保

護の内容向上を図られたいという点でござります。更に最後には、失業者につきましては労働省と緊密な連絡を図

りまして、本法の運用が機宜を失しないように留意せられたいという点でござります。

大臣から、十分その趣旨を尊重いたしました。本法の運用について万全を期す。

かくて質疑を打切りまして討論に入りましたところ、中平議員から修正案の動議が提出せられたのでございました。

修正案は実は委員会案であるのでございますが、お手許に案文が配付さ

れてありますので朗読は省略いたしま

す。修正案は、第一に、第十八條中の修

正は、葬祭扶助に検査の一項目を加えます。この修正の理由を簡単に御紹介申

ます。附則は施行期日につきまして支

障なからしめたのでござります。

右修正の動議及び原案全部につきまして討論の結果、石原議員から特に予算の増強につきまして強い希望の御意見が附せられまして賛成の御意見があ

りました。又小林議員からいたしましては、医療扶助の中に鍼灸の挿入につ

いて、認可の取消等の処分をいたしましたのでござります。第四十五條中の修正は、保護施設に対する事業の停止、認可の取消等の処分をいたします

るという点でござります。第三十九條中の修正は、養老施設に収容すべき者の

定義につきましてこれを明確にいたしましたのでござります。第四十五條中の修正は、保護施設に対する事業の停

止、認可の取消等の処分をいたします

るときには、弁明の機会を與えます方法

とした。

かくて討論を打切りまして、採決をいたしましたところ、右修正案並びに

修正部以外の原案につきましても共

に全会一致を以てこれを可決すべしものと決定いたしました次第でござります。右御報告申上げます。(拍)

〔山下義信君説明の発言を許します。山下義信君〕

○副議長(松崎喜作君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。

委員長の報告は修正議決報告でござります。委員長報告の通り修正議決する

ことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○副議長(松崎喜作君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て

委員会修正通り議決せられました。

〔山下義信 藤森眞治 小杉イ子 石原幹市郎 谷口彌三郎 井上なつあ 姫井伊介〕

社会福祉主事の設置に関する法律案

○副議長(松崎喜作君) 御異議ないと認めます。本案につきましては山下義

信君外六名より委員会審査省略の要求書が提出されております。発議者要求

の通り委員会審査を省略し、直ちに本

案の審議に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(松崎喜作君) 御異議ないと認めます。本案につきましては山下義

信君外六名より委員会審査省略の要求書が提出されております。発議者要求

の通り委員会審査を省略し、直ちに本

案の審議に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔山下義信 藤森眞治 小杉イ子 石原幹市郎 谷口彌三郎 井上なつあ 姫井伊介〕

社会福祉主事の設置に関する法律案

○副議長(松崎喜作君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発議者に對し題旨説明の発言を許します。山下義

信君

二十六年三月三十一日まで、その設置を延期することができる。

(資格)

第二條 社会福祉主事は、事務吏員又は技術吏員とし、年齢二十年以上四十五年以下の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福社の増進に熱意があり、且つ、左の各号の一に掲げる資格を有するもののうちから任用しなければならない。

一 学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）に基く大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十九号）に基く高等学校又は旧専門学校令（大正七年勅令第三百八十一号）に基く大学、旧高等学

校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基く高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六

十一年）に基く専門学校において、厚生大臣の指定する社会福

祉に関する科目を修めて卒業した者

二 厚生大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者

三 厚生大臣の定める社会福祉事業従事者試験に合格した者

四 この法律施行の際現に社会福祉事業に從事している者で、昭和二十一年一月一日以後におい

て二年以上、國若しくは地方公

共団体の公務員として、厚生大臣の指定した団体若しくは施設

の有給専任職員として社会福祉に從事する事務に從事した経験を有する者又はこの法律施行の際

現に社会福祉事業に從事してい

る者で、最近五年の間ににおいて三年以上、社会福祉、公衆衛

生、学校教育、社会教育、職業安定、婦人年少者保護者しくは

司法保護に関する事務に從事した経験を有する者

2 前項の定数は、都道府県知事又

は市町村長が生活保護法、児童福

祉法及び身体障害者福祉法の規定により責任を負う職務の効率的且つ経済的な執行を確保するに足るものでなければならない。

附 則

2 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（生活保護法の一部改正）

2 生活保護法（昭和二十五年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十一條を次のように改め

（補助機関）

第二十一條 社会福祉主事の設置

に関する法律（昭和二十五年法律第一号）に定める社会福利

事務を行わせることができる。但

し、この法律施行の際現に國又は地方公共団体において社会福祉事業に從事している者については年齢四十五年以上の者であることを妨げない。

第四條 社会福祉主事の定数は、都道府県又は市町村の条例で定め

2 前項の定数は、都道府県知事又

は市町村長が生活保護法、児童福

祉法及び身体障害者福祉法の規定により責任を負う職務の効率的且つ経済的な執行を確保するに足るものでなければならない。

〔山下義信君登壇、拍手〕

○山下義信君 只今上程せられました

社会福祉主事の設置に関する法律案につきまして、その提案理由と内容の説明を申上げます。

今日國民の福祉を目的とする法律のうち、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法の三つは福祉立法中の三

大支柱とも言べきものであります。

生活保護法によつては國民の最低生活

を保障し、児童福祉法によつては次の世代を担うべき児童の健かな成長を冀

い、身体障害者福祉法によつては、身

体障害者のために沈滯しがちな障害者

の更生を図つて、今日の社會生活に一

人の落伍者ながらしめ、明日の國家生

活の健全な發展に備えようとしておる

の法律施行後二年を限り、年齢二

十年以上四十五年以下の者であつて、都道府県知事が同條同項に規

定する資格と同等以上の人格、思

慮、熱意、知識及び技能を有する

者と認定した者に社会福祉主事の

の担当者による高素质と、高き教養と、福祉増進に対しましての熱意とを要求いたしますことは、他の場合に比べまして「脅必要となる次第でござります」ことに提案いたしました社会福祉主事の設置に関する法律案はこの要請に応えんとするものでございまして、生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法の事務に従事いたします専任職員の設置とその資格に関する事項を内閣いたしております。即ち専任職員の名称を社会福祉主事といたしまして、その任務は生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法に関する事務の第一線のケース・ワーカーとして働くべきことを明記いたし、都道府県におきましては昭和二十五年に、市におきましては昭和二十六年に、市におきましては昭和二十六年に、町村におきましては昭和二十六年三月三十日までに、町村におきましては昭和二十六年三月三十日までに、この社会福祉主事を設置すべきことを先づ規定いたしたのでございました。次に福祉主事の資格といたしましては、年齢上の條件、責任についての條件、知識技能についての條件を明らかにいたしましたが、年齢上の條件といたしましては、戸別訪問による連絡、調査、指導等を主たる任務といたしましては、健康上の制約もござります

ので、二十歳から四十五歳までといたしましたのでござります。素質についての條件といたしましては、他人の家庭生活に立入ることの多い事務でございましたから、その人格、思慮、熟慮等につきましての條件といたしましては、専門的な知識技能の習得が大学、専門学校、養成機関又は講習会等において行われたか、或いは試験等によつて確認されたか、又は一定年数専任職員として勤務することによつて得られたかのいずれかを要件といたしました。ただ直ちにこの要件を強制いたしますと所要人員が確保できない場合が生ずることを考慮いたしまして、今後二ヶ年間を限りまして、知事の認定によりまする、選考の制度を経過的に認めることがといたしたのであります。以上が法案の内容でございますが、その施行期日は公布の日から施行するということにいたしたのでござります。尙この法律に關連いたしまして、先程御議決を願いました生活保護法中の第二十一條社会福祉主事設置に關連いたします点の改正を本法によりまして定めて頂くことにいたした次第でござります。尙この法律の施行に關連いたします國の

予算といたしましては、二十五年度に二分の一の補助が地方財政平衡交付金の中に含まれていてことを申添えて置きました。

おいて三千八百人分の入件費に対する法中の一つの支柱である生活保護法がつきましての條件といたしましては、

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

昭和二十五年四月二十六日
〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕
日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

〔佐々木鹿藏君登壇〕
衆議院議長 鮎原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿

〔佐々木鹿藏君登壇〕
この法律案は、〇公布の日から施行し、一日から施行する。

先程の御議決によりまして、福社立法中の一つの支柱である生活保護法がつきましての條件といたしましては、

新らしい一步踏み出すことになります。幸いにこの法案が同様に御賛同を頂くことができますならば、一段と体制を整備した福社立法の運用も又新設されたか、又は一定年数専任職員によつて勤務することによつて得られたかのいずれかを要件といたしました。ただ直ちにこの要件を強制いたしますと所要人員が確保できない場合が生ずることを考慮いたしまして、今後二ヶ年間を限りまして、知事の認定によりまする、選考の制度を経過的に認めることがといたしたのであります。以上が法案の内容でございますが、その施行期日は公布の日から施行するということにいたしたのでござります。尙この法律に關連いたしまして、先程御議決を願いました生活保護法中の第二十一條社会福祉主事設置に關連いたします点の改正を本法によりまして定めて頂くことにいたした次第でござります。尙この法律に關連いたしまして、先程御議決を

なれば、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。〔総員起立〕

○副議長(松崎喜作君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。〔総員起立〕

○副議長(松崎喜作君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先づ委員長の報告を求めま

す。運輸委員長佐々木鹿藏君。

〔佐々木鹿藏君登壇〕
この法律案の要旨は、現行法第五條に第一項を設け、日本国有鉄道の資本金を政府の出資により増加し得る途を

開いたものであります。委員会においては、政府が昭和二十五年度においては見返資金の整理の必要のためであります。又丹羽委員及び飯田委員より、政府の出資ならば一般会計より改定を設けたこと、又この使途は日本国

の出資であること、現行日本国有鉄道法においては資本増加の規定がないので、これが受入のためと、将来資本増加の場合をも考へ、これに関する規定を設けたこと、又この使途は日本国

の出資であること、現行日本国有鉄道法においては資本増加の規定がないので、これが受入のためと、将来資本増加の場合をも考へ、これに関する規定を設けたこと、又この使途は日本国

の出資であること、現行日本国有鉄道法においては資本増加の規定がないので、これが受入のためと、将来資本増加の場合をも考へ、これに関する規定を設けたこと、又この使途は日本国

の出資であること、現行日本国有鉄道法においては資本増加の規定がないので、これが受入のためと、将来資本増加の場合をも考へ、これに関する規定を設けたこと、又この使途は日本国

案通り全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申上
げます。(拍手)

○副議長(板垣喜作君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。

○副議長(松浦喜作君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(松崎喜作君)　この際、日程第十五、昭和二十三年度国有財産増減及び現在額計算書、日程第十六、昭和二十三年度国有財産無償貸付状況計算書、以上両件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(松崎喜作君)　御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めま

一、同 報告書

一、昭和二十三年度国有財産検査報告書

〔右書類は省略〕

〔中平常太郎君登壇〕

○中平常太郎君 只今議題となりました昭和二十三年度国有財産増減及び粗略な額統計算書並びに昭和二十三年度国有財産無償貸付状況統計算書に関する御報告を申上げます。

右二件の計算書は、昭和二十三年七

月から施行されました新国有財産法に基づいて作成され、会計検査院の検査を経て提出せられたものであります。その内容の概略を申上げますと、昭和

皇室用財産一億八千余万円、企業用財産七百三十一億余万円となつております。尙、昭和二十二年度末現在額が七百億余万円であつたのに対し、昭和二十三年度の純増加額五百五十六億余万円は、著しく割合が高いように見受けられます。これが国有財産の整理がすべてそのときの取得価格によつておられますため、貨幣価値の変動に伴つてこのような結果になつたものであります。次に国有財産を無償で貸付けましたものは、一般会計、特別会計を通じて、昭和二十三年度の増加額は千百余万円、減少額は一千三百余万円、差引純減少額九千余万円であります。年度末の現在額は千二百余万円となつております。このようす著しく減少したの

口に置いては、その大半が未整理で、あつて国有財産の現在額に計上されていないとのことであるが、それは如何なる事情によるものであるかとの質問に対しまして、終戦処理費關係は内容も複雑であり、量も非常に多いため、調査に時日を要する事情があり、又財産税等の分は、税務關係の人手が不足しているため、当面の債税事務に追われて物納財産の整理に手が回らないような事情で処理が遅れているのであるが、目下引続きその促進に努力しているとの答弁がありました。次に国有財産の処分代金及び貸付料について、徵收の遅れているもの、不當に安いと思われるもの、貸付けたものがその目的に使用されていないものなどが多くあるが、これはどのような理由によるも

定が適当でないとの指摘を受けたもの等が生じたのは誠に遺憾に堪えないとの答弁がありました。その他にも一二質問応答がありました結果、処理の適正でない点については政府の特別なる注意を求めるにいたしました。この二件の計算書はこれを承認することに異議がないと議決いたしました。

定が適当でないとの指摘を受けたもの等が生じたのは誠に遺憾に堪えないとの答弁がありました。その他にも二三質問応答がありました結果、処理の適正でない点については政府の特別なる注意を求めるにいたしました。この二件の計算書はこれを承認することに異議がないと議決いたしました。右御報告申上げます。(拍手)

○副議長(松嶋源作君) 別に御発言をなさればこれより両件の採決をいたします。両件は委員長報告の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○副議長(松嶋源作君) 総員起立と認めます。よつて両件は全会一致を以て委員長報告の通り決せられました。

七條の規定によつて昭和二十三年度
国有財産増減及び現在額及計算書並
びに昭和二十三年度国有財産無償貸
付状況總計算書に会計検査院の検査
報告を添えて別冊のとおり報告す
る。

計、特別会計を通じまして、国有財産の増加しました額は七百四十四億余万円、減少しました額は百八十八億余万円でありますて、差引純増加額は五百五十六億余円となつております。年度末即ち昭和二十四年三月三十一日現

は、新国有財産法によりまして無償貸付をなし得る範囲が制限された結果であります。

のかとの質問に対しまして、これらはそれべく特別の事情があつたものであるが、主として旧軍用財産に関するものであつて、終戦後の国内情勢から見て、これらの財産は一刻も早く国民生活の安定、産業の復興等に活用すること

○副議長(松嶋喜作君) 参事をして報告いたします。

〔佐藤参考議員〕

本日委員長から左の報告書を提出した。

審査報告書

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十九日
内閣委員長 河井彌八

参議院議長佐藤尚武殿

審査報告書

国家行政組織法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十九日
内閣委員長 河井彌八

参議院議長佐藤尚武殿

附則に次の四項を加える。

⁴ 統計法(昭和二十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。
第六條の三に次の二項を加える。

○副議長(松嶋喜作君) この際、日程に追加して引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案(衆議院提出、内閣提出、衆議院送付)、以

事務局に局長の外所要の職員を置く。

上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

国家行政組織法の一部を改正する法律案

5 外国為替管理委員会設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十條中第一項及び第二項を

それぞれ第二項及び第三項とし、第一項として次の二項を加える。

事務局に局長の外所要の職員を置く。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

昭和二十五年三月三十一日
参議院議長佐藤尚武殿

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案

6 公共企業体労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三條及び第三十一條にそれぞれ次の二項を加える。

事務局に局長の外所要の職員を置く。

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案

7 労働組合法(昭和二十四年法律第二百七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九條第十九項中「事務局長」の下に「事務局次長一人以内」を加える。

第七條中「施行の後二年」を「施行の後三年」に改める。

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十九日
内閣委員長 河井彌八

参議院議長佐藤尚武殿

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

局長
部長
課長

1 この法律は、公布の日から施行する。

12 第七條の官房の長、次長若しくはこれに準ずる職を置く場合又は同様の局若しくは部に次長若しくはこれに準ずる職を置く場合は、法律の定めるところによらなければならぬ。府及び省には行若しくは委員会の事務局に次長若しくはこれに準ずる職を置く場合は、法律の定めるところによらなければならぬ。府及び省にその所掌事務の一部を監督整理する職を置く場合も、また同様とする。

2 第七條の官房若しくは委員会の事務局に長を置く場合又は同様の官房、同様の部又は行若しくは委員会の事務局に次長若しくはこれに準ずる職を置く場合は、法律の定めるところによらなければならぬ。府及び省にその所掌事務の一部を監督整理する職を置く場合も、また同様とする。

3 第二十條の規定は、前二項の規定によつて、當該組織上の名稱を附するものとする。

4 第二十條の二、この法律の規定に基く職に就く場合又は、當該組織上の名稱の外、それぞれは、組織別による職級の名稱の外、それぞれは、當該組織上の名稱を附するものとする。

5 第二十條の規定は、前二項の規定によつて、當該組織上の名稱を附するものとする。

6 第二十條の規定は、前二項の規定によつて、當該組織上の名稱を附するものとする。

7 第二十條の規定は、前二項の規定によつて、當該組織上の名稱を附するものとする。

8 第二十條の規定は、前二項の規定によつて、當該組織上の名稱を附するものとする。

9 第二十條の規定は、前二項の規定によつて、當該組織上の名稱を附するものとする。

10 第二十條の規定は、前二項の規定によつて、當該組織上の名稱を附するものとする。

11 第二十條の規定は、前二項の規定によつて、當該組織上の名稱を附するものとする。

12 第二十條の規定は、前二項の規定によつて、當該組織上の名稱を附するものとする。

13 第二十條の規定は、前二項の規定によつて、當該組織上の名稱を附するものとする。

14 第二十條の規定は、前二項の規定によつて、當該組織上の名稱を附するものとする。

15 第二十條の規定は、前二項の規定によつて、當該組織上の名稱を附するものとする。

16 第二十條の規定は、前二項の規定によつて、當該組織上の名稱を附するものとする。

17 第二十條の規定は、前二項の規定によつて、當該組織上の名稱を附するものとする。

18 第二十條の規定は、前二項の規定によつて、當該組織上の名稱を附するものとする。

19 第二十條の規定は、前二項の規定によつて、當該組織上の名稱を附するものとする。

20 第二十條の規定は、前二項の規定によつて、當該組織上の名稱を附するものとする。

2 各行政機関の職員の官に關する

従來の種類及び所掌事項について
は、なお、その例による。

- 3 前項の規定は、職階制の実施に
伴い、人事院の定める日において
その効力を失う。

〔河井彌八君登壇、拍手〕

○河井彌八君 議題となりました引揚
同胞対策審議会設置法の一部を改正す
る法律案、國家行政組織法の一部を改
正する法律案、この二案につきまし
て、順次内閣委員会においての審査の
経過並びに結果を御報告いたします。
引揚同胞対策審議会の設置法の一部
を改正する法律案の要旨は、この法律の
附則第七條におきまして、この審議会
の存続期限をこの法律施行後二年を
限つて置くことになつております。す
のを、施行後二年と改めるというの
であります。即ち本年九月から更にも
う一年間この法律を存続させようとい
う趣意であります。これは衆議院の提
出の法律案であります。只今申述べ
たような修正を加えなければならない
理由といたしましては、まだ引揚事務
は相当に残つておるのみならず、遣家
族等の保護、帰還者の更生対策、或い
は又帰還者の在外資産処理といふよう

な大切なことがありまして、引揚の促
進と共にこれを推進しなければならぬ
というのであります。従いまして今日
の実情から見ますると、今年八月末日
を以てこの審議会が廃止消滅するとい
うことになりますことは、適當でな
いといふのであります。

内閣委員会は委員会を開くこと三
回、そつとしているへん点について検
討しましたが、主なことを申上げます
と、その一つとしては、引揚促進、
遺家族等の援護、帰還者の更生対策、
その在外資産等につきまして、審議会
はどれだけ仕事をしたかということを
審査したのであります。それにつきま
しては審議会は十一の決議をいたしま
して、これはすべて内閣総理大臣に出
し、内閣総理大臣から関係各大臣に通
達をいたしまして、その決議の内容は
それべく着々実現せられておるといふ
ことであります。第一は、帰還者の更
生対策、在外資産等の問題は、引揚が
完了いたしました後にも専門された大
事務官、局長、部長、課長等の組織上の
規定せられておりまする職には、事務
長に關する点であります。これらの部
及び局は、國家行政組織法の附則によ
つて本年五月三十一日まで置くことが
できるということになつておるのであ
ります。これが第一点であります。

この改正案は衆議院において一部修
正が加えられたものであります。そこで
の修正の加わつたものを議題として審
査をいたした次第であります。そこで
本案で以て改正する要点を簡単に申上
げますと、第一は、只今本日の会議で
可決せられました国家公務員の職階制
に関する法律案、これに関連いたしま
して必要な調整を加えた点であります
す。即ちこの法案におきましては、職
階制による職級の名称が、その職級に
属するすべての官職の公式の名称とな
つておりますが、他方におきまして
は、行政の運営等の必要から、この組
織上の名称、その他、公の名称を設け
てこれを使用することを妨げないとい
うことになつておりますので、これに
対応いたしまして、國家行政組織法に
規定せられておりまする職には、事務
官、局長、部長、課長等の組織上の
名称を附すことを明らかにいたした

す。第二点は、國の行政機関であります
するところの府、省及び厅の官房、局
及び部に、官房長、次長を置き、又同
じく國の行政機関であるところの委員
会の事務局に、局長、次長を置き、更
に又府及び省にその所掌事務の一部を
とか、財務官、電気通信監、技監等の
ごとき職を置く場合には、法律でこれ
を定めなければならぬという制限規定
を設けた点であります。現在これらの
職を置きます場合は、多くは各行政機
関の設置法でそれべく規定しているの
でありますけれども、國家行政組織法
の規定の上では、これらの職を置く場
合は法律によらなければならないとい
う制限がないのであります。これら
の職につきましても、その職設を防
止するすべての官職の公式の名称とな
つておりますが、他方におきまして
は、行政の運営等の必要から、この組
織上の名称、その他、公の名称を設け
てこれを使用することを妨げないとい
うことになつておりますので、これに
対応いたしまして、國家行政組織法に
規定せられておりまする職には、事務
官、局長、部長、課長等の組織上の
名称を附すことを明らかにいたした

りますが、更にこれを一年間延長せ
んとするものであります。

元来、國家行政組織法は、國の行政
組織の基準を定めておる基本法であり
ますので、内閣委員会におきまして
は委員会を開くこと四回、そつとして極
めて慎重に審議をいたしたのであります
。その結果、更に一部の修正を加え
る必要を認めましたので、その修正を
いたしたのであります。

その大要を申上げますと、第二十條
第二項の改正規定によりますと、組
織法の第七條の委員会に長又は次長
若しくはこれに準ずる職を置く場合
は、法律の定めるところによらなければ
ばならないということになつております
。現在の法律で以て各種の委員会に
局が置かれているものがありますする
けれども、その中にはこれに局長或いは
次長を置く旨の規定が欠けているもの
が四つあります。そこで第一
十條第一項の改正規定ができるとする
上は、委員会の設置を規定いたしてお
ります。これらの法律の中に局長又は
次長を置く旨の規定を設けることが當
然必要となつて参るのですますするか
ら、この修正を出したのであります。
修正の点につきましては詳しく述べ
せんが、この四つの委員会を規定して

月、学術會議の図書館が国立国会図書館の支部図書館となつたことがあります。又人事についても多少の出入りはありましたが、取立てて言うべき変化はなかつたとのことであります。次に国会に対する奉仕といたしましては、調査及び立派な考査局が議員の要求に応じましてリファレンスいたしました件数は、簡易なもの除去して百九十一件、又立法資料として刊行したもののが二十八冊あるとのことであります。国会分館の図書を利用される議員その他、国会関係者は可なり多く、貸出だけでも図書にいたしまして四千五百五十五冊、供覧者にしてしまして千九百八十一人となつておるのであります。図書室においては自由閲覧となつているため記録はありませんが、閲覧者、閲覧図書数は今申上げた数字の致倍以上るものと思われるとのことであります。尚、議員の要望に応えまして、昨年十二月から衆參兩院の議員会館、議員宿舎に巡回文庫を設けまして、議員の利用に供しているが、その利用は増加しつつあるとのことであります。次に行政、司法各部門への奉仕につきましては、各支部図書館の図書を利用した者の総数は二万三千八百六十二人、閲覧図書数十万六十九冊、考査件数は

簡易なものを除きまして七百三十六件で作成いたしました目録カードの数は三万八千八百九十九枚を数えていることがあります。次に一般の図書館並びに一般公衆に対する奉仕につきましては、先ず新着洋書閲覧室を設けました。ここにケア、ロツクフエラー、カーネギー財團等からの寄贈図書を引きまして、研究者の利用に供しておることでござります。閲覧並びに検査状況は、中央館、支部上野図書館の他を含めまして、閲覧者数二十九千九百七十八人、閲覧図書数三十九千八百四十七冊、参考件数が簡易ものを除きまして三千一百七十三件とつていているところでございます。総目録の作成につきましては、中央館及び行政司法各部門支部図書館の図書対象をいたしまして三万八千九百四三枚のカードが作られ、印刷カード作成につきましては、一万二千八百冊分、七八万八千八百二十四枚がられておるとのことでござります。イクロ写真の撮影につきましては、イクロ・カードの試作が行われまして、西村両氏の協力によりまして、フォード大学フーバー・ライブラリ

の依頼による戦時中のジャパン・タイムスが二千百三十五頁、京都大学の依頼による東洋文庫所蔵のキリストン関係書二千二十一頁が撮影されました。が、マイクロ写真の撮影は今後大いに期待されるものがあるとのことでござります。又一般用の資料といたしまして、納本月報を改題いたしました国内出版物目録、収賜通報、雑誌記事索引が引続いて刊行されているとのことであります。次に図書館資料の国際的交換につきましては、交換のため外国へ送られた資料は主として国及び地方公共団体の諸機関から発行された出版物でありますが、一万二千六百十九点、交換によつて外国から受領いたしました資料数が一万四百五十六点あります。又図書の国際的交換を希望する者について、その輪旋を行なつた包郵は、外国から受理したもの六千八百二十四包、外国へ送つたもの三千四百九十七包に上つておることであります。次に図書館資料の收集につきましては、購入、納本、受贈、移管、国際交換等の方法によつて行われました。が、そのうち図書は本年三月東京都から移管されました旧労働科学研究所の図書四万三千三百八十二冊を含めて、七千九百三十二冊あつたとのことです。

あります。次にコネスコとの関係であります
が、右御報告にお見られます通り、前
期に比して著しい国立国会図書館の發
展の跡が窺われることは誠に同慶に
堪えないところであります。併し委員會
会といたしましては、国立国会図書館
が図書館資料の收集並びに完全な図書
館奉仕に向つて更に一段の努力を進む
夫を要望したいこと、更に国立国会
図書館の現在の厅舎である旧赤坂離宮
が図書館として狹隘不完全のため、一
宅坂にバラック厅舎を補助的に建築
するなどの姑息的手段を講じていいよ
うであるが、國立国会図書館も創立以
二ヶ年余経過しており、本厅舎の建
に着手して然るべき時期と思われる
ら、急速にその計画を進めて欲しい
とを要望いたしました。これに対し

次に国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案について御報告いたします。改正の内容は、調査員を三名、主事を二十五名それべ増員することとし、調査員については、法律図書館に二名、東京都から移管された旧労働科学研究所の図書公開に一名、計三名を、主事については受入整理業務の拡充及び国際交換業務の拡充等ため増加する必要が生したもので、委員会はこれらを審査の結果、妥当と認め、承認を與えることに決定いたしました。

右御報告いたします。(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) この際、日程の順序を変更して、日程第十八より第三十二までの諸題及び日程第七十八より第八十までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(松嶋喜作君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。人事委員長中井光次君。

附録に掲載

〔審査報告書は都合により最終号〕

[中井光次君登壇、拍手]

○中井光次君 只今議題となりました
請願四十九件、陳情六件について、人
事委員会における審議の経過並びにそ
の結果を御報告申上げます。

先ず請願第百八十三号、公務員の給
與ベース改訂等に関する請願外三十三
件及び陳情第百五十七号、公務員の給
與ベース改訂に関する陳情外四件はい
ずれも公務員又は教職員の給與ベース
改訂等に関するものであります。現
在公務員及び教職員の生活状態が窮乏
の極に達し、毎月多くの赤字を余儀な
くされている実情を訴え、又現在の公
務員の給與ベースが民間の全国平均賃
金と比較しても、又その算定の基礎と
なっている昭和二十三年七月以降の諸
物価の値上がり等の点から考えて、速
かに人事院勧告の実現を図り、給與ベ
ースの引上げ、諸手当の完全支給等の
措置をとられたいとの趣旨であります
て、その願意は極めて妥当であると認
められるものであります。

次に請願第三百十号外八件は、公務
員の勤務地手当に関する請願であります
して、それらの特定の市町村の勤務
地手当の引上げに関するものと、現行
の勤務地手当制度の再検討を要望する

ものとおり、それら詳細な参考資
料をして提出されたものであります
す。

次に請願第三百五十号、四百九号、
千六百五十号及び陳情第二百六十号の
四件は、公務員の超過勤務手当に関する
ものであります。超過勤務手当の
完全支給を要望するものと、他は超過
勤務手当率の引上げ等に関する請願
であり、いずれもその趣旨は極めて安
当なものであります。

次に請願第三百六十四号、公務員の
職階級頭打号俸是正に関する請願、第十
二百九十号、国立病院医師の待遇改善
に関する請願、第一千百四十一号、國
立療養所職員の給與改善に関する請願
であります。以上の三件に関しまし
てもそれらの関係政府委員の説明を求
め、実情を調査いたしましたのであります
が、そのいずれも極めて願意の妥当な
る請願であるとの結論を得たものであ
ります。

本委員会は以上の請願四十九件、
陳情六件について、慎重審議の結果、
いずれもその願意は妥当であり、政府
をしてその実情を調査し、所要の措置
をとらしめる必要があるものと認めま
して、これに於いては、内閣に送付
することに決定いたしました。

尚この外にも給與ベース改訂に關し
ましては三十六件の請願陳情が本委
員会に付託せられており、これらは
いずれも人事院勧告の七千八百七十七
円ベースを超えた八千七百円或いは
九千七百円等の給與ベースを要望して
いるために、一応採択を見合せたもの
であります。先ず委員長の報告を求めま
す。大蔵委員会理事波多野鼎君。

〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕

尚この外にも給與ベース改訂に關し
ましては三十六件の請願陳情が本委
員会に付託せられており、これらは
いずれも人事院勧告の七千八百七十七
円ベースを超えた八千七百円或いは
九千七百円等の給與ベースを要望して
いるために、一応採択を見合せたもの
であります。先ず委員長の報告を求めま
す。大蔵委員会理事波多野鼎君。

○副議長(松嶋喜作君) 御異議ないと
認めます。先ず委員長の報告を求めま
す。大蔵委員会理事波多野鼎君。

請願第千五百三十四号は、衛生かば
んの課税に當り、すでに課税済の内容
品を含めて一括課税対象とすることは
二重課税となるから、衛生かばんのみ
を課税対象とするよう取扱を明確にさ
れたいという趣旨であります。

請願千百四十七号は、農業の課税に
當つては、その特殊性を十分認め、そ
の適正化を図られたいという趣旨であ
ります。

請願千百四十七号は、農業の課税に
當つては、その特殊性を十分認め、そ
の適正化を図られたいという趣旨であ
ります。

請願第八百四十四号は、旗、のぼ
り、引菓等について免税点を引上げる
こと、請願第千二百四十八号は、身辺
細貨、即ち身廻り品であります。これ
を現行庫出税から小売課税に改めるこ
と、請願第六百三十四号は、洋画の
額縁、画架、絵具箱等の物品税を撤廃す
るが軽減することをそれべく要請して
おります。

請願第九百九十六号、同じく第千百
十一号、同じく第千二百七十四号、同
じく第千二百七十七号の四件は、いず
れも農業協同組合及び生活協同組合政
府の起立を求めます。

請願第千五百二十号は、アルバイト
をしている学生の所得中、一定額につ
いては学資金として非課税の措置を講
じられないという趣旨であります。

請願千百四十七号は、農業の課税に
當つては、その特殊性を十分認め、そ
の適正化を図られたいという趣旨であ
ります。

請願第八百四十四号は、旗、のぼ
り、引菓等について免税点を引上げる
こと、請願第千二百四十八号は、身辺
細貨、即ち身廻り品であります。これ
を現行庫出税から小売課税に改めるこ
と、請願第六百三十四号は、洋画の
額縁、画架、絵具箱等の物品税を撤廃す
るが軽減することをそれべく要請して
おります。

請願第九百九十六号、同じく第千百
十一号、同じく第千二百七十四号、同
じく第千二百七十七号の四件は、いず
れも農業協同組合及び生活協同組合政
府の起立を求めます。

○副議長(松嶋喜作君) 総員起立と認
めます。よつてこれらの請願及び陳情
は全会一致を以て採択し、内閣に送付
することに決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)
○副議長(松嶋喜作君) 別に御発言も
なければ、これより採決をいたしま
す。これらの請願は委員長報告の通り
採択し、内閣に送付することに賛成の
諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○副議長(松嶋喜作君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(松嶋喜作君) この際、日程の順序を変更して、日程第四十三より第五十六までの請願及び日程第八十一より八十六までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(松嶋喜作君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

○木下辰雄君(拍手) 只今議題となりました請願第八百二十四号外十八件、陳情第二百四十七号外五件に関しまして、水産委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

そのうち十三件は漁港の修築工事の諸願及び陳情であります。即ち長崎県為石、対馬高浜、岩手県田老、釜石、北海道網泊、和歌山県須江、福島県松川、茨城県久慈、波崎、鹿児島県大川

河口帆之、千葉御宿、静岡県焼津及び

岩手県下の漁港の災害復旧工事促進に関する請願並びに陳情であります。我が国は漁港は全般的に不完備であります。台風のため年々港内において多数の漁船が破損沈没をいたしている実情であります。漁港の修築は漁業の発展上必須の問題であります。そのう

が國の漁港は全般的に不完備であります。台風のため年々港内において多数の漁船が破損沈没をいたしている実情であります。漁港の修築は漁業の

発展上必須の問題であります。そのうが國の漁港は全般的に不完備であります。台風のため年々港内において多数の漁船が破損沈没をいたしている実情であります。漁港の修築は漁業の

発展上必須の問題であります。そのうが國の漁港は全般的に不完備であります。台風のため年々港内において多数の漁船が破損沈没をいたしている実情であります。漁港の修築は漁業の

発展上必須の問題であります。そのうが國の漁港は全般的に不完備であります。台風のため年々港内において多数の漁船が破損沈没をいたしている実情であります。漁港の修築は漁業の

場の手数料値上反対の陳情であります。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔佐々木鹿誠君登壇、拍手〕

○佐々木鹿誠君(拍手) 只今上程になりました請願第六百六十七号、下諭訪、丸子両町間の国営バスを上田市まで延長の請

願外十一件、陳情第三百二十一号、開港場境港の維持に関する請願、請願の委員会における審議の経過並びに結果を、詳細は委員会速記録に譲りまして、簡単に御報告申上げます。

請願第六百五十四号、自動車運送

の維持に関する陳情、陳情第三百九十二号、深浦港に防波堤建設の陳情、以上請願十件、陳情二件につきまして内閣に送付を要するものと決定いたしました。

委員会におきましては慎重審議の結果、いずれも願意概ね妥当と認めましてこれを採択し、議院の會議に付し、内閣に送付を要するものと決定いたしました。

○副議長(松嶋喜作君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたしました。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔總員起立〕

○副議長(松嶋喜作君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

請願第六百七十七号、下諭訪、丸子両

町間の国営バスを上田市まで延長の請

願、請願第六百六十二号、岩手県広

田湾小赤磯岩に航路標識設置の請願、

請願第六百七十七号、邊江二俣、明

知両駅間に鉄道敷設の請願、請願第千

八百八十六号、唐津港に公共船員職業

安定所設置の請願、請願第九百二十

八号、四国循環鉄道開通促進に関する

請願、請願第二千二十一号、油津港に

公共船員職業安定所設置の請願、請願

第二千四十七号、中國勝山、南谷両

駅間に鉄道敷設促進の請願、請願第一

四十八号、相生、西大寺両駅間の鐵

道敷設工事再開に関する請願、請願第

一千五十五号、氣象官署の定員増加に關する請願、請願第二千百二十一号、造

きましては、審議の結果、願意を妥當

科学技術総合研究所設置に関する請願、陳情第三百二十一号、開港場境港

の維持に関する陳情、陳情第三百九十二号、深浦港に防波堤建設の陳情、以上請願十件、陳情二件につきましては、慎重に審議いたしました結果、いずれも願意を妥当と認めました。

請願第六百五十四号、自動車運送の要旨は、我が国の自動車運送事業は、國家の復興、産業の振興上極めて重要な使命を持つているが、最近における経済情勢の激変によりその經營は崩壊の危機に面している。殊に新潟県地方は豪雪地帯であるため經營上甚だしく不均衡であるのみならず、強制的に統合されため、資金上、運営上不合理で、經營難に陥っているから、統合前の形態に復帰して欲しいというのであります。委員会におきましては審議の結果、願意を妥当と認めました。

請願第六百五十五号、自動車行政の請願、請願第一千九百十五号、自動車行政の請願の要旨は、自動車行政を地方公共

団体に移譲することは運輸行政上の不統一を招く結果となるから、國家機

関による統合的二元的運営を因られた

いというのであります。本委員会におきましては、審議の結果、願意を妥當

と認めました。

陳情第四百七号、五大都市の交通行政に関する陳情、陳情の要旨は、五大都市、即ち横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の交通政策の遂行並びに交通事業を經營するためには、当該地方の公共団体の意見が十分に政策面に反映する必要があるにも拘わらず、現行の法制の下では監督行政が複雑多岐であるので、市長の意見を尊重する共に、監督行政を簡素化し、関係法令を調整せられたいとあります。

委員会におきましては審議の結果、願意を妥当と認めました。

以上請願十二件、陳情三件は、いずれも委員会において全会一致を以ちまして、議院の会議に付し、内閣に送付を要するものと議決いたしました。

右御報告申上げます。(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたしました。これらの請願及び陳情は委員長報

告の通り採扱し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○副議長(松嶋喜作君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採扱し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(松嶋喜作君) この際、日程

第六十九より第七十七までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

す。経済安定委員長佐々木良作君。

〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕

〔佐々木良作君登壇、拍手〕

○佐々木良作君 今議題となりました労務者用配給物資に特別価格設定の請願外十一件の委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

請願の第八百三十五号、一千二百九十三号、一千八百七十九号、二千二十七号は皆同様な趣旨でありまして、現在労務者用の物資の配給が、むしろ金がなくて受取れなくて辞退する方が多くなっている、だからこの際特別な価格を設定し、又或いはその増量の措置をとり、更に分配方法としても民主的な協議会の認定というようなものを考え方

が、ともかくも今労務者用の配給物資という制度があつて、そうしてそれが

公定価格で、而も公定価格ならばその品物はうんと街に氾濫しているわけでありますから、労務者用物資の制度をなくするということなら別でありますけれども、その制度をとつている限

り、その特典が労務者に均等されなければいかんわけでありますから、この制度がある限り今のよろな趣旨は妥当なものだというふうに委員会においても考へられたわけであります。

それから次の請願の二百六十四号、三百七十二号、これも同様な請願であつまして、菓子の統制を撤廃して呉れという請願であります。これはこの二、三回国会とも継続して出された請願であります、特に原料に統制品が非常に多く使用されている関係等から

いう請願であります。これはこの二、三回国会とも継続して出された請願であります、特に原料に統制品が非常に多く使用されている関係等から

いう請願であります。それはこの二、三回国会とも継続して出された請願であります、特に原料に統制品が非常に多く使用されている関係等から

いう請願であります。それはこの二、三回国会とも継続して出された請願であります、特に原料に統制品が非常に多く使用されている関係等から

いう請願であります。それはこの二、三回国会とも継続して出された請願であります、特に原料に統制品が非常に多く使用されている関係等から

ばいけないような状態になつておると

じやなくて、その逆に金を貰わなければいけないような状態になつておると

免除して呉れという請願の趣旨であります。大体請願の趣旨であります。

それから請願の二百八十九号、毛織

の販売価格の改訂の場合の差益金も認めます。先づ委員長の報告を求めま

す。それから請願の二百六十六号

の請願であります。特に最近の農村状態から見ましても、それから最近の状態から予想されておる、或いは予想されるように見えるところの肥料の値上げの問題、補給金の削減に続く肥料の値上げの問題は、相当重要な問題であります。それが先程申上げましたよう

であります。

それから請願の二百六十六号の請願は、我が国

が國の塗料の統制の撤廃をして呉れといふ請願であります。これは國際的な貿易關係の点で考えなければならぬ

点もあるわけでありますけれども、最近の経済情勢から見まして、これも大

き問題であります。

以上の各請願につきまして、その際申上げましたような結論が委員会で出たわけであります、それが致次に亘つて審議されて得た結果であるといふことを附加えてまして、報告を終りました。

以上の各請願につきまして、その際申上げましたような結論が委員会で出たわけであります、それが致次に亘つて審議されて得た結果であるといふことを附加えてまして、報告を終りました。

○副議長(松嶋喜作君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたしました。

○副議長(松嶋喜作君) 別に御発言も

ありません。これより採決をいたしました。これらの請願は委員長報告の通り採扱し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めて

ます。これより採決をいたしました。これらの請願は委員長報告の通り採扱し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めて

ます。これより採決をいたしました。

○副議長(松嶋喜作君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は全会一致を以て採扱し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。

時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

○本田の会議に付した事件

- 一、日程第二 米国対日援助見返資
金特別会計からする電気通信事業
特別会計及び国有林野事業特別会
計に対する繰入金並びに日本国有
鉄道に対する交付金に関する法律
案

一、日程第三 昭和二十五年度にお
ける災害復旧事業費国庫負担の特
例に関する法律案

一、日程第四 貴金属管理法案

一、日程第五 関税法の一部を改正
する法律案

一、日程第六 国家公務員等の旅費
に関する法律案

一、日程第七 租税特別措置法等の
一部を改正する法律案

一、日程第八 国家公務員共済組合
法の一部を改正する法律案

一、日程第九 昭和二十五年の所得
税の六月予定申告書の提出及び第
一期の納期の特例に関する法律案

一、日程第十四 日本国有鉄道法の
一部を改正する法律案

一、日程第十五 昭和二十三年度國
有財産増減及び現在額總計算書

一、日程第十六 昭和二十三年度國
有財產無償貸付状況總計算書

一、引揚同胞対策審議会設置法の一
部を改正する法律案

一、國家行政組織法の一部を改正す
る法律案

一、日程第十七 図書館運営委員長
報告

一、日程第十八乃至第三十二の請願
一、日程第七十八乃至第八十の陳情
一、日程第三十三乃至第四十二の請
願

一、日程第四十三乃至第五十六の請
願

一、日程第八十一乃至第八十六の陳
陳

一、日程第五十七乃至第六十八の請願	一、日程第六十九乃至第七十七の請願
久松 定武君	野田 俊作君
水久保甚作君	島 清君
松村眞一郎君	玉屋 喜章君
村上 義一君	宮城タマヨ君
田口政五郎君	一松 政二君
團 伊能君	池田宇右衛門君
横尾 龍君	中川 以良君
寺尾 豊君	城 義臣君
淺岡 信夫君	堀 未治君
岡崎 真一君	西川甚五郎君
鈴木 安孝君	黒田 英雄君
平沼彌太郎君	石坂 豊一君
柴田 政次君	小杉 繁安君
石原幹市郎君	今泉 政喜君
黒川 武雄君	佐々木鹿藏君
尾形六郎兵衛君	入交 太藏君
藤井 新一君	太藏君
平岡 市三君	西山 龜七君
林屋龜次郎君	深水 六郎君
小串 清一君	中川 幸平君
大隅 憲二君	小林 勝馬君
門屋 盛一君	廣瀬與兵衛君
深川榮左エ門君	人事院事務總裁 淺井 清君
奥 主一郎君	人事官 山下 興家君
吉田 法晴君	人事院事務長 佐藤 朝生君
谷口彌二郎君	(給事院事務官) 慶徳 庄蔵君
境野 清雄君	(法制局長) 佐藤 朝生君
岩木 哲夫君	法務政務次官 牧野 寛素君
大藏事務官 平田敬一郎君	大藏政務次官 水田三喜男君
前之園喜一郎君	大藏事務官 平田敬一郎君
鉢木 直人君	高田 寛君
宇都宮 登君	中山 小吉君
宇都宮 常吉君	小宮山常吉君
尾崎 行輝君	小野 仁吉君
加賀 操君	岡元 義人君
高田 寛君	竹下 豊次君
川村 松助君	中山 稔彦君

厚生事務官
(社會局長)

太村忠二郎君

厚生事務官
(社
金局
保謹課長)

小山進次郎君

厚生事務官
(兒童局長)

高田正己君

農林政務次官
(通商產業事務官)

坂本實君

資源廳
(石炭管
理局
炭政課長)

村田恒君

定価一部六円五十銭
送料実費
所行発

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話九段五三一
振替東京一九〇〇〇
官報課